

沖縄 21 世紀ビジョン基本計画改定案

【答申】

平成 29 年 4 月
沖縄県振興審議会

目 次

第1章 総 説

1	計画策定の意義	1
2	計画の性格	3
3	計画の期間	4
4	計画の目標	4

第2章 基本方向

1	基本的課題	5
(1)	時代潮流	5
(2)	地域特性	6
(3)	基本的課題	7
2	基本的指針	9
(1)	自 立	9
(2)	交 流	10
(3)	貢 献	11
3	施策展開の基軸的な考え	12
(1)	潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築	12
(2)	日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築	13
4	将来像の実現と固有課題の克服に向けた施策展開の枠組み	14
(1)	豊かな自然環境の保全と薫り高い文化の継承	15
(2)	ともに支え合い健康で生き生きと暮らせる社会の実現	15
(3)	穏やかで安全な社会の構築と快適で質の高い生活空間の創造	16
(4)	21世紀「万国津梁」実現の基盤づくり	17

(5) リーディング産業と地場産業が好循環構造をもつ経済の構築	17
(6) 駐留軍用地跡地の活用等による県土構造の再編	18
(7) 離島の定住条件向上等による持続可能な地域社会づくり	19
(8) 将来像実現の原動力となる人づくり	19
5 計画の展望値 ～ 人口及び社会経済の見通し ～	20

第3章 基本施策

1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して	22
(1) 自然環境の保全・再生・適正利用	22
(2) 持続可能な循環型社会の構築	26
(3) 低炭素島しょ社会の実現	27
(4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造	30
(5) 文化産業の戦略的な創出・育成	32
(6) 価値創造のまちづくり	34
(7) 人間優先のまちづくり	36
2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して	38
(1) 健康・長寿・スポーツアイランド沖縄の推進	38
(2) 子育てセーフティネットの充実	40
(3) 健康福祉セーフティネットの充実	44
(4) 社会リスクセーフティネットの確立	48
(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決	51
(6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化	53
(7) 共助・共創型地域づくりの推進	55
3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	58
(1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備	58

(2)	世界水準の観光リゾート地の形成	61
(3)	情報通信関連産業の高度化・多様化	67
(4)	アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成	70
(5)	科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成	72
(6)	沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出	75
(7)	亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興	78
(8)	地域を支える中小企業等の振興	84
(9)	ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成	86
(10)	雇用対策と多様な人材の確保	89
(11)	離島における定住条件の整備	93
(12)	離島の特色を生かした産業振興と新たな展開	97
(13)	駐留軍用地跡地の有効利用の推進	100
(14)	政策金融の活用	102
4	世界に開かれた交流と共生の島を目指して	103
(1)	世界との交流ネットワークの形成	103
(2)	国際協力・貢献活動の推進	106
5	多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して	109
(1)	沖縄らしい個性を持った人づくりの推進	109
(2)	公平な教育機会の享受に向けた環境整備	110
(3)	自ら学ぶ意欲を育む教育の充実	112
(4)	国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築	114
(5)	産業振興を担う人材の育成	117
(6)	地域社会を支える人材の育成	119

第4章 克服すべき沖縄の固有課題

1	基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用	121
(1)	概況	121
(2)	克服の意義	123
(3)	解決への道筋	123
2	離島の条件不利性克服と国益貢献	124
(1)	概況	124
(2)	克服の意義	125
(3)	解決への道筋	126
3	海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築	126
(1)	概況	126
(2)	克服の意義	127
(3)	解決への道筋	128
4	地方自治拡大への対応	129
(1)	概況	129
(2)	克服の意義	129
(3)	解決への道筋	130

第5章 圏域別展開

1	基本的な考え	131
(1)	自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を生かした個性豊かな地域づくり	132
(2)	多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくり	132
(3)	主体性・自立性を基軸とする地域づくり	133

2	圏域間連携の強化による広域的地域圏の形成	133
(1)	県土構造の再編を視野に入れた100万都市圏の形成	133
(2)	国際的な学術研究・リゾート拠点の形成	134
(3)	「美 ^か ぎ島 ^{すま} ・美 ^{かい} しゃ市町村会」の取組を生かした力強い地域圏の形成	134
3	圏域別展開の基本方向	134
(1)	北部圏域	134
(2)	中部圏域	143
(3)	南部圏域	151
(4)	宮古圏域	159
(5)	八重山圏域	165

第6章 計画の効果的な実現

1	沖縄振興特別措置法と本計画の関係	173
2	計画の実施方法等	173
(1)	実施計画の策定	173
(2)	計画の進捗管理等	174
(3)	効率的で効果的な県政の推進	174

第1章 総説

本章では、時代潮流やこれまでの沖縄振興の歩みを踏まえ、県民と共有すべきものとして、本計画の策定意義を示すとともに、計画がもつ性格、計画期間、計画目標を提示します。

1 計画策定の意義

新たな世紀の初頭が過ぎようとしている今日、沖縄は、グローバル経済の進展、中国をはじめとするアジア諸国の伸張、我が国における少子高齢社会の到来や総人口の減少など、これまでの時代の枠組みが大きく変動していく渦中にあります。

私たち沖縄県民は、このような時代の潮流を見据えながら、自らが求める、自信と誇りを持ち、優しさと潤いに満ちた沖縄の実現を担う沖縄振興の新たな展開を切り拓いていかなければなりません。

振り返れば、昭和47年、戦後27年間の米軍施政権下から日本に復帰した沖縄の姿は、本土各県に比べ、各種社会資本整備に大幅な遅れが見られるほか、本土各県に例を見ない基地依存型輸入経済と称される経済構造となっていました。これらの課題解決のために3次30年の沖縄振興開発計画では社会資本整備を中心とした格差是正が、沖縄振興計画においては民間主導の自立型経済の構築が、基本方向の一つとして位置付けられ施策の展開が図られてきました。

今日、これらの沖縄振興施策の積み重ねにより、本県は社会資本の整備、就業者数の増加、観光産業等の成長など、総じて着実に発展してきました。しかしながら、一人当たり県民所得の向上、失業率の改善、島しょ経済の不利性の克服はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあります。加えて、広大な米軍基地の負担軽減、離島の振興、公共交通の抜本的改善など沖縄固有の課題も解決が図られなければなりません。

一方、大きな時代変動の中で、国内だけでなくアジアや世界に向けて視野を広げると、これまで不利とされてきた沖縄の特性を有利なものとして捉え直すことが可能となり、本県が有している発展可能性を一層顕在化させることも期待できます。この顕在化の動きは、基地に依存した経済から徐々に脱却し民間主導型経済へ移りつつあることや、人口の増加の持続、これがもたらす豊富な若年労働力、社会資本の一定の充

足、那覇新都心地区や北谷町桑江・北前地区にみられるような基地返還跡地の変貌などに見ることができます。

また、沖縄は、地理的位置から東アジアにおける安全保障問題などの諸問題と大きな関わりをもっていますが、このような中であって、沖縄が持つ自然、歴史、文化、地理的特性などのソフトパワーは、我が国がアジアとの関係を深化させ信頼を確保していく取組において、一層大きな役割を担い貢献する資源になり得ると考えられます。

本県は、これまでの沖縄振興の成果及び発展可能性を生かすことにより、交流と共生を通じてアジア及び世界とつながり、我が国が世界へ貢献する一翼を担い、自立し発展していく素地を整えつつあります。他方、過度な市場主義経済の進展は、地域社会における人間関係を徐々に希薄なものに変質させていく危うさをも内包しています。

以上を踏まえ、今後の沖縄振興のあり方を考える場合、以下のことに留意する必要があります。

まず第1に、広大な海域に多数の離島が散在し本土から遠隔にあるという本県の地理的・自然的事情があります。こうした事情を背景とした本県経済発展の道筋及び経済構造など各種政策の前提は、本土とは大きく異ならざるを得ないものであり、このため、全国一律の枠組みに基づく産業政策などとは区別された沖縄の事情を前提とした枠組みに基づく措置が必要です。

第2に、本県には、復帰後も米軍施設・区域が極端に集中し、騒音、環境汚染、多くの事件事故が発生していることを踏まえた措置のほか、経済発展の可能性が抑制されていることに対する措置も必要です。

第3に、全国と異なる第3次産業中心の産業構造であることや本土各県が人口減少時代に移行する中で、依然として人口増加地域であることなど、本土と沖縄では、国が施策展開の対象とする社会的・経済的諸条件が大きく異なる面があり、沖縄の発展可能性を生かす先駆的施策や沖縄特有の課題に対応する独自施策への転換の必要性が高まっており、その先駆的施策などが停滞している日本経済を牽引する契機にもつながるようにすることが求められています。

第4に、近接性の観点から住民に身近なサービスは市町村が行い、市町村で担うことの困難な場合は都道府県が行い、都道府県が困難な場合は国が担うという補完性の原理を踏まえ、地方に多くの権限を移し、地方自らが課題を解決し主体的に地域づくりを進めるべきとする大きな時代潮流に対応することが求められています。

こうした中、残すべき沖縄、変えていくべき沖縄を探り、未来の可能性を見据え、県民が望む20年後の沖縄のあるべき姿、ありたい姿を描いた沖縄21世紀ビジョンを

平成22年3月に策定しました。この沖縄21世紀ビジョンで描いた将来像は、県民が自ら掲げ共有するものであり、それを実現することにより県民自ら主導的に沖縄の新たな歴史をつくっていくものです。

復帰40年を経た現在、県民主導で沖縄を創造する新たな時代に入っていきることとなります。抜本的に改正された沖縄振興特別措置法によって、沖縄振興計画の策定主体が国から県に移行するとともに、より自由度の高い交付金制度が創設されるなど、沖縄の自主性・自立性がより発揮できるようになりました。

本計画は、県が策定する初めての総合的な基本計画であり、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画など、これまでの歩みを踏まえるとともに大きく変動する時代潮流を見極め対応し、沖縄21世紀ビジョンの実現に向かい、新たな時代の創造に挑む施策を束ねるものです。今後、私たち県民は、これまで以上に責任を自覚し、自らの判断のもと本計画に基づく施策の実現を図っていかなければなりません。国におかれては、沖縄県民の創意工夫を生かした主体的な取組を尊重されるとともに、沖縄振興に関する国が果たすべき責務を踏まえ、本計画に基づく様々な施策に対して支援されることを強く求めます。

さらに、本計画は、優しさと潤いのある沖縄らしい地域社会、県民の自信と誇りを支える強くしなやかな地域経済を築き上げていこうとする意志を現すものであり、同時に本計画における様々な先駆的取組が全国都道府県にも参考となり、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の発展に寄与しようとする県民の志を現すものとしての側面も有しています。

ここに、県民とともに県計画を策定する意義があります。

2 計画の性格

本計画は、これまでの沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画であって、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描く将来像の実現に向けた取組の方向などを踏まえ、沖縄の福利を最大化すべく、計画における「基本方向」や「基本施策」などを明らかにしたものです。同時に、沖縄振興特別措置法に位置付けられた沖縄振興計画としての性格を持ち合わせています。したがって、沖縄県の施策の基本となるものであり、国、市町村等においても尊重されるべきものです。また、県民をはじめ企業、団体、

NPOなどの各主体の自発的な活動の指針となるものです。

なお、沖縄21世紀ビジョンにおいては、第1に、自然を愛し伝統文化を大切にす
る心を「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」へ、第2に、人と人
との絆を大事にする心を「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」へ、第3に、強くしな
やかな経済や豊かさを求める心を「希望と活力にあふれる豊かな島」へ、第4に、世
界との交流を通じて平和を希求する心を「世界に開かれた交流と共生の島」へ、第5
に、希望と夢のあふれる人材を育む心を「多様な能力を発揮し、未来を拓く島」へと
5つの目指すべき将来像が示されています。

また、「大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編」、「離島の新たな展開」、「海洋島
しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築」、「地方自治の拡大」といった、国の責
務として解決が求められる克服すべき沖縄の固有課題を明らかにしています。

3 計画の期間

本計画の期間は、沖縄21世紀ビジョンが想定する概ね20年後に至る前期10年に相
当し、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画の期間である平成24年度から平成33
年度までの10年間とします。

4 計画の目標

本計画においては、沖縄の特性を発揮し、日本と世界を結び、アジア・太平洋地域
の平和と発展に貢献する先駆的地域を形成し、経済情勢を踏まえた自立的発展の基礎
条件を整備し、我が国の発展に寄与する新生沖縄を創造するとともに、自然や文化な
どよき沖縄の価値を高めていく再生沖縄に取り組み、沖縄21世紀ビジョンで掲げた
5つの将来像の実現及び4つの固有課題の解決を図り、「時代を切り拓き、世界と交流
し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」を実現することを目標としま
す。

第2章 基本方向

本章では、本計画の基本方向として、時代潮流や地域特性を踏まえた「基本的課題」や、各主体の取組の指針となる「基本的指針」、各施策に通底する「施策展開の基軸的な考え」、基軸的な考えのもと各施策の具体的連携を促進する「施策展開の枠組み」、計画終了時点の姿を人口や県内総生産などの数値であらわす「計画の展望値」を示します。

1 基本的課題

(1) 時代潮流

中国、インドなどアジア諸国を中心とした新興国は、生産分業を担う「世界の工場」としての位置から、購買力を伴った巨大な中間層の出現による「世界の市場」として大きく浮上し、世界全体の経済成長を牽引するまでに存在感を高めています。このようなグローバル化による世界経済の統合化は、分業の進展を通して、世界経済の規模拡大をもたらしています。他方、企業や家計においても世界市場の中に組み込まれ、世界規模で経済の分業、相互依存が深化し、さらに情報通信技術等の進化、拡大により、経済の連関が一層強まっています。加えて、新興国の人口は今後も増加を続けると見込まれ、限られた食料、水、エネルギーなどの資源の持続可能性に関する問題が深刻化し、資源保有国の間で資源ナショナリズムの機運が高まる懸念があります。また、地球温暖化などの地球規模において解決すべき問題も増大しています。

こうした情勢の中、我が国の社会経済は、人口減少、少子高齢化という内部条件の枠組みの大きな変動に直面しています。労働力人口の減少などにより、我が国の潜在成長率の低下が見込まれ、一方で、高齢化の進行により、年金、医療、介護などの社会保障費に対する財政需要が増大していく傾向にあります。

また、東京都などを除き大部分の地方が人口減少下における地域の経営という大きな課題に直面していくことになります。

加えて、国から都道府県へ、都道府県から市町村への権限移譲の推進等、地方分権改革が進められ、さらには、これまでの地方分権改革から国と地方の関係をより抜本的に転換する「地域主権」の取組が加速しています。

このように沖縄を取り巻く社会経済環境は、リスクとチャンスを伴いながら大きなうねりとなって現れています。これまで大きな役割を果たしてきたキャッチアップ型

の振興策はその守備範囲を狭めてきましたが、これからは沖縄が自ら進路を決め、時代潮流を的確に見極め、施策を練り上げて挑んでいく時代となります。

また、社会経済に大きな影響をもたらす地震等の大規模な自然災害等に対しては、世界各国が連携・協力して危機管理にあたる体制整備への取組が重要です。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、戦後、我が国が直面した災害の中でも最も多くの人々の命を奪い生活を破壊し、人々の心を含め社会経済全般に大きな影響を及ぼしています。この大震災は、自然災害はもとより様々な自然的・社会的リスクを見据えた社会システムの再構築など沖縄社会を含め我が国全体の今後のあり方に大きな影響を与えることが想定されます。特に、沖縄においては、地理的特性を踏まえたリスク分散拠点としての位置付けなどが強まる可能性があると考えられます。

(2) 地域特性

これまで、沖縄が持つ地域特性は、本土から遠隔であるなど不利に働くものとして捉えがちでした。しかしながら、そのような地域特性が、時代の進展の中で有利に働き、比較優位として立ち現れる側面も見えてきたところであり、条件不利性を緩和する手立てを講じるとともに、優位性に転換する施策を展開することが沖縄のみならず我が国の発展にもつながるものと考えられます。

地理的に本土から遠隔地にあり、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に散在する160の島々から成り立っているという特性は、高コスト構造をもたらし経済発展にとって大きな制約としての側面をもっています。一方、その地理的特性は角度を変えてみると、東アジアの中心に位置し、広大な排他的経済水域（EEZ）及び海洋資源の確保、領空・領海の保全、安全な航行の確保に貢献している側面をも有しています。加えて、中国をはじめとするアジア諸国の伸張、情報通信技術の進展とも相まって、人、モノ、資金、情報、文化などの流れにおいて、アジアとの架け橋としての役割を果たしていく可能性があります。

自然環境的特性として、我が国では稀な亜熱帯海洋性気候にある南西諸島は、土地の狭あい性や台風の常襲性など、土地や自然環境に左右される農業等に一定の制約を課すものの、美しいサンゴ礁、貴重な野生生物など優れた自然環境に恵まれており、観光資源としてはもとより、顕在化する世界的環境問題に対する課題解決のために大きく貢献する可能性をもっています。

人口的特性として、人口増加と豊富な労働力は失業率を押し上げる側面はあるもの

の、我が国において数少ない人口増加地域であることは、投資環境としての魅力を増す側面をもっています。また、本島中南部は本土の政令市に匹敵する100万都市圏であり、交通体系の整備や駐留軍用地跡地利用を推進することにより、その都市機能を十分に発揮する可能性をもっています。

歴史的・文化的特性として、古くは中国や東南アジア諸国等との交易・交流を通じて多くの文化を吸収し調和させ、独自の文化を形成してきたことや幾多の困難を克服し、個性豊かな独特の文化を発展させてきたことは、魅力的な観光資源になるとともに、アジア各国とつながりを確保する磁力としての可能性をもっています。また、これらの歴史・文化がもつ人々を惹きつける魅力、すなわちソフトパワーは、「健康・長寿」、「安全・安心」など先進国が更に発展するための高次元のニーズに対応できる大きな可能性を有しています。

社会的特性として、沖縄は27年間に及ぶ米軍施政権下で広大な米軍基地が形成され、今なお本島の振興を進める上で大きな障害となっています。とりわけ、過密な中南部都市圏における基地の返還跡地は、環境保全、産業振興、交通体系整備などの有効利用がなされることによって、県土構造の再編につながる大きなポテンシャルを有しています。

戦争体験やその後の米軍施政権下の歴史を通して、平和を希求する心が育まれており、国際協力・貢献活動の拠点としての可能性をもっています。

(3) 基本的課題

本県では、復帰後、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画により、本土に比べて著しく立ち後れていた社会資本の整備や、産業の振興を図るための各種施策が展開されてきました。この結果、基本的な社会資本整備は着実に進展し、観光リゾート産業や情報通信関連産業も順調に伸長しています。しかし、島しょ経済特有の輸送コストの高さなどの不利性から、産業振興は全体として道半ばにあり、失業率の高さや一人当たり県民所得の伸び悩みが続いており、自立型経済の構築に向けた新たな展開が求められています。また、豊かな自然環境や地域の伝統行事が徐々に失われ、都市化・過疎化が進むにつれ地域における連帯感が希薄化し、子育てや老後への不安が大きくなっています。このような状況を背景として、県民の多くが安全・安心な生活を望んでおり、沖縄らしい優しい社会の構築を求める声が高まっています。このほか、本県は、交通体系、離島、米軍基地、戦後処理等、多くの残された課題を抱えていま

す。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、目指すべき将来像を描く中で、交通体系の整備、離島振興、基地跡地利用などを重要課題として位置付けたところです。

新たな沖縄を創造していくためには、沖縄振興特別措置法等に基づく諸制度を活用し、施策を効果的に推進していかなければなりません。このため、時代潮流や沖縄の特性を見据えるとともに、残された課題、新たな課題を踏まえた以下の基本的課題の解決に向けて総合的に取り組む必要があります。

第1に、沖縄の豊かな自然環境や風土・伝統に根ざした個性豊かな文化などは沖縄県民の心情を支えるものであり、現世代が受け継いでいる沖縄らしさをできるだけ損なわずに次世代へ引き継ぐことが求められています。

第2に、沖縄の独特の風土や食文化等に支えられた健康・長寿、イチャリバチョーデー、ユイマール等に代表される「沖縄の心」に支えられた相互扶助の精神は、心豊かで、安全・安心な未来の沖縄を創造していく上で欠かすことのできない要素であり、それらを生かした県民の幸福度が高まる社会を構築していくことが求められています。また、東日本大震災に見られる予期できない自然的・社会的リスクへの備えや、県民の日々の安全・安心を守る社会の構築を図ることが求められています。

第3に、沖縄県民が経済的な豊かさを実感し、将来に希望を持って生活するためには、自立した沖縄経済の構築に道筋をつけていかなければなりません。アジアとの近接性、豊富な労働力、スポーツや文化などの資源を生かし、活力あふれる沖縄にしていくことが求められています。

第4に、経済のグローバル化が進んでいる今日、国際交流や協力を通じた多角的なネットワークを活用することにより、アジア・太平洋地域の平和と持続的な発展に寄与する海邦交流拠点として展開していくことが求められています。

第5に、21世紀における時代変化に柔軟に対応し、先見性と英知により発展を支える人材の育成が必要です。子どもたちの能力と個性を發揮できる環境整備、離島など地理的要因等に左右されない公平な教育機会の確保、沖縄の社会経済の発展に不可欠な人材の育成が求められています。

第6に、沖縄の歴史的、地理的、自然的、社会的諸事情に起因する固有の課題を克服しなければなりません。

狭あいな沖縄に広大な米軍基地が存在し続け、過重な負担を背負っている現状を踏まえ、負担のあり方は国全体の大きな課題として見直しが必要であり、あわせて、今後返還が予定されている大規模な駐留軍用地の跡地利用については有効かつ適切に進

めることが必要です。

条件不利性を多く抱える離島の振興に当たっては、日本の領空、領海、排他的経済水域（EEZ）の保全など国家的利益の確保に貢献している重要性を踏まえ、定住条件の整備、地域特性に応じた産業振興に取り組み、持続可能な離島地域社会を形成することが必要です。

海洋島しょ圏である沖縄は、交通に関する不利性を抱えており、交通ネットワークの構築に当たっては、こうした不利性を克服し、東アジアの中心に位置する優位性を生かす諸条件を整備し、人・モノ・資金・情報等が円滑に交流し共生する仕組みが必要です。

拡大する地方自治の潮流に対しては、沖縄が抱える課題の特性を踏まえ、国の責務を明確にしつつ、沖縄の地域特性に適合した先導的な各種制度の導入と自由度の高い財源措置により、沖縄の発意や創意を生かすことが可能な行財政システムの構築が必要です。

これらの固有課題の克服に当たっては、沖縄県民の不断の努力に加え、国の責務としての側面を有しており、沖縄県と国が連携・協力して取り組んでいくことが求められます。

2 基本的指針

計画の推進に当たっては、国、県、市町村、各種団体、県民など各主体がその役割を果たすとともに、時代潮流、地域特性、基本的課題を踏まえ協働し、検証する姿勢をもって取り組むことが求められます。各主体の取組の基本的指針として、「自立」、「交流」、「貢献」を掲げます。

(1) 自立

人や地域社会の自立とは、他人や他地域に依存せずに孤立的・自給自足的に歩いていく姿ではなく、基本的には、自然と共生し、多様な他主体と補完しあい、支え合う関係の中で、ともに未来に向かって歩みながら、自らの意思と力で成長、発展し、生活の質を高めていく姿を指します。依存しあい、支援しあうつながりを志向する地域は、他地域から必要とされ、承認され、また自立した地域として評価されます。この

ため、自立は交流と共生とに密接に関わり重なっているものでもあります。

グローバル経済が進展し、複雑化し不確実性が増していく現代社会における自立とその強さを確保するためには、つながりの深化と拡大が必要です。一方、グローバル経済の進展は、一面で市場経済原理のもと地域間競争、国際競争など競争を激化する誘因を持っていますが、このような競争に対しては、県民の福利の最大化を念頭に、臆することなく立ち向かうことも必要です。時代の方向性やニーズを冷静かつ的確に捉え、変化に果敢に挑戦する気概を持ち行動に移すことにより世界が広がり、世界につながっていきます。

こうしたつながりと挑戦を基調とする「自立」の指針のもと、成長のエンジンともいえる移出型産業を地域経済成長の動因として組み込むと同時に、経済を安定的に保つ翼として例えられる域内産業を成長の翼として機能させ、自立型経済の構築を図ります。加えて、地方分権の流れを捉え、過度の従属性を克服した行財政システムを確立し、補完性の原理を踏まえた自立的な政策決定システムを備えた自主的・自立的な地域社会の構築を図り、県民一人ひとりがよりゆとりと豊かさを実感できる自信と誇りの持てる沖縄の創造に努めます。

(2) 交 流

島しょ地域の活力や経済発展は、他地域との交流のあり方によって強く規定されています。交流により自らの価値と他地域の多様な価値が触れあい、新たな価値が創造されます。地域の価値観にとどまり、安定的ではあっても静的な環境に甘んずることなく、相互の理解を深め、新たな価値の創造に向けて勇躍する姿勢が必要とされます。

島しょ地域である本県は、その歴史において、活動を島しょ地域の内側にとどめる静的な行動を選択せず、外に向かって活動を展開していく動的な行動を選択してきました。かつての琉球王国の時代においては、日本、中国、韓国をはじめタイやインドネシアなどに至る広範なアジア地域において交易を展開していました。

地球規模で人・モノ・資金・情報等が行き交う現代にあって、東アジアの中心に位置する等の沖縄の持つ特性は、諸外国・地域との経済、学術、文化、スポーツ等の分野で交流と連携を深めながら、ともに発展していくという取組の中でこそ発揮されます。特に、アジア・太平洋地域との間において、伝統芸能、農業技術、環境技術など、文化や経済産業分野にわたる多面的な交流・協力関係を築き、これを強化していくことは、沖縄が我が国と同地域との新たな時代における交流拠点となる意義を有し、ひ

いては、東アジア全体の平和と繁栄に寄与する意義を持つものです。

また、中長期的に見れば、アジアのダイナミズムが拡大し、アジア地域の経済統合・経済圏が現実となることも予想される中、沖縄には、このような経済社会の変動にも強くしなやかに対応し、沖縄自らはもとより日本経済全体を牽引する「場」となることが求められます。なお、自由化が進行する場合にあっては、県民の福利が損なわれないよう的確に対応する必要があります。

こうした積極果敢な行動を基調とする「交流」の指針のもと、沖縄の特性を發揮し、未来に向けて交流を拡大し、21世紀の国際社会における本県のみならず我が国の新たな活路を切り拓いていきます。

(3) 貢 献

我が国の総人口が減少していく中でなお人口が伸び続ける本県の活力や東アジアの中心に位置すること、我が国では稀な亜熱帯海洋性気候を有することなど、本県が内包する発展可能性は、今後我が国を牽引していく動力源の一つになり得るものであり、そのような発展可能性を多様な貢献という形で生かしていかなければなりません。

沖縄は東アジアの中心に位置し、広大な排他的経済水域（EEZ）及び海洋資源の確保、領空・領海の保全、安全な航行の確保に貢献しています。今後は、日本経済がアジア地域との関係を深化させる中で、本県の持つアジア地域との文化的親和性、距離的近接性を生かすことにより信頼構築の場として貢献できる可能性があります。

経済のグローバル化の進展による環境問題等、様々な課題が地球規模で展開する中で、本県は、アジア・太平洋地域における結節機能や亜熱帯島しょ地域としての特性を生かし、日本とアジア・太平洋地域への積極的な交流を展開し、国際的な貢献活動の軸となる地域を目指します。

すなわち、環境分野や資源エネルギー分野、医療分野等、国際社会への貢献を目指し、沖縄の持つ特性やこれまで培った知見・技術を生かすとともに、科学技術分野の研究や海外からの留学生の受入等による人材のネットワーク化を図り、学術研究を通じた技術貢献を積極的に展開するほか、国際機関や災害救助等の活動の拠点として、ネットワークを構築し、国際社会の平和と安定に寄与する地域として整備し、我が国とアジア・太平洋地域をはじめ世界の国々の平和と持続的発展にも貢献していきます。

本県の豊かな自然環境や地理的・歴史的・文化的特性を生かし、亜熱帯海洋性リ

ゾート、農業、科学技術、物流、人材育成の拠点として発展することは、我が国全体の経済的・文化的発展に大きく寄与するものであり、産業界はもとより大学等の研究機関など多様な主体間との連携体制の構築が求められます。

こうした我が国やアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に資することを基調とする「貢献」の指針のもと、沖縄の発展可能性を生かし、21世紀の国際社会における本県のみならず我が国の社会経済の発展及び国際社会との信頼と協調体制の構築に取り組みます。

3 施策展開の基軸的な考え

本計画は、沖縄21世紀ビジョンで描いた5つの将来像が実現している沖縄を目指すものであり、その将来像は、地域社会及び地域経済を土台として県民が生き生きと活動している姿でもあります。

5つの将来像を実現するためのそれぞれの施策が、同時によりよい地域社会の構築と地域経済の発展につながり、施策の相乗効果の発揮と各将来像の実現を相互に後押しするよう展開することが重要です。

このため、各施策に通底する基軸的な考えとして、よりよい地域社会の構築について、「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築」を、よりよい地域経済の発展について、「日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築」をそれぞれ掲げることで、施策の連携を図っていきます。

沖縄らしい優しい社会は、県民に安らぎと活力をもたらし、強くしなやかな経済の発展を支えます。同時に自立型経済の構築によって生み出された利益は優しい社会の構築にも寄与します。このような社会と経済の好循環関係が沖縄の自立的・持続的な発展をもたらす原動力となります。

(1) 潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築

現代社会は、様々な価値観のもと、社会のニーズが複雑かつ多様化し、競争と市場主義の中、人間関係の希薄化や社会の絆が薄れ、格差が生じる時代へと変化しつつあります。地域コミュニティの絆が強いとされる沖縄にもその影響は及んでいます。

このような時代において、人々がともに支え合い、自然と調和し、国内外の他地域

と交流し共生する開かれた沖縄らしい、人に優しい社会を構築していくことが求められています。

地域の内外から多様な主体の参画を促し、社会の絆で支えられたコミュニティを形成することによって、子どもが健やかに生まれ育ち、その将来が生まれ育った環境によって左右されることなく夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指すとともに、県民全体で守り育む豊かな自然環境のもと医療や福祉、保健が充実し、子どもから高齢者まで安全で安心して生活できる優しい社会の構築が必要です。

このため、地域のあり方を再認識し、地域の活動の広がりを通して、共助・共創の理念のもと地域のコミュニティを構築していく取組が求められており、地域による共助・共創の領域の拡大とともに、公共サービスにおいても、教育、医療、福祉等の分野において、NPO等の民間の活動範囲を発展させ、さらにこの取組を拡大し、公的な分野を含めた地域づくりに取り組んでいくことがより強く求められています。

また、沖縄本島を除く39の有人離島及び過疎地域の住民が、住み慣れた地域で安心して生活を続けるには、県民全体で離島・過疎地域を支え合う社会を形成することが極めて重要です。

沖縄はユイマールをはじめとした助け合いの精神を有しており、人と人とのつながりや地域の課題等を共有し、協働で解決を図りながら生活を営んできました。このような、県民性や沖縄の持つ地域資源を掘り起こし、育てていくことによって、沖縄の特性を生かした地域づくりを行い、優しい社会を創っていく必要があります。

(2) 日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築

地域経済が自立的に発展するためには、成長のエンジンである移外型産業が複数堅実に育ち、成長の翼である域内産業が活性化し、両者が連携・補完している強くしなやかな経済構造を創出することが重要です。複数の移外型産業から獲得された外貨は域内に投下され、新たな需要を創出する購買力の原資となり、域内産業を活性化させ幅広い雇用を生み出すとともに、所得、税収の増加を通じて経済を安定的な成長軌道に乗せ、好循環をもたらす機能をもっています。

こうした地域経済の特性を踏まえて、リーディング産業である観光リゾート産業や成長著しい情報通信関連産業に加えて、国際貨物ハブを核としたアジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港型産業など、沖縄の比較優位を生かした、または、競争条件の不利性を克服し比較優位を創造した第3、第4のリーディング産業を育てていきま

す。あわせて、農林水産業、製造業、小売業をはじめとする域内のあらゆる産業を振興し、高付加価値化を図るとともに、県民生活を支える中小企業等を奮い立たせる施策などを展開することにより域内のあらゆる産業を振興していきます。特に、文化、音楽、スポーツの分野や、健康、医療、科学技術などの分野においても沖縄の特性を生かした新たな価値を創造する取組を強化するとともに、MICEを沖縄経済成長のプラットフォーム（ソフトインフラ）として新たに位置付け、MICE推進による各産業分野の成長発展と都市ブランド力の向上を図ります。

グローバル経済が進展し、世界経済成長の原動力がアジアにシフトしている状況を踏まえ、アジアや世界を大きく視野に入れ、本県の経済を担う移外型産業、域内産業に対する施策、魅力ある投資環境を整備し県内投資を呼び込む施策、多様な産業の展開を担う人材、伝統文化、自然、生物資源など沖縄の様々な資源を活用し、涵養していく施策を戦略的に展開していくことが極めて重要です。

これまでの沖縄振興計画におけるフロンティア創造型の振興策と、民間主導の自立型経済の構築を継承発展させ、万国津梁ばんこくしんりょうの精神を受け継ぎ、日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築に邁進する必要があります。

4 将来像の実現と固有課題の克服に向けた施策展開の枠組み

「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築」と「日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築」の2つの基軸的な考えのもと、将来像の実現と固有課題の克服に向けた様々な施策の具体的連携を図るには、分野横断的な取組を促進する政策的な枠組みが必要となります。このため、県民と協働して取り組む8つのテーマを本計画における「施策展開の枠組み」として位置付けます。

「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築」に向けては、「豊かな自然環境の保全と薫り高い文化の継承」、「ともに支え合い健康で生き生きと暮らせる社会の実現」及び「穏やかで安全な社会の構築と快適で質の高い生活空間の創造」を掲げ、諸施策を推進します。

「日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築」に向けては、「21世紀『万国津梁』実現の基盤づくり」、「リーディング産業と地場産業が好循環構造をもつ経済の構築」及び「駐留軍用地跡地の活用等による県土構造の再編」を掲げ、諸

施策を推進します。

さらに、2つの基軸的考えに共通する枠組みとして、「離島の定住条件向上等による持続可能な地域社会づくり」及び「将来像実現の原動力となる人づくり」を掲げ、諸施策を推進します。

これらの枠組みを施策展開のコンセプトとして、「第3章 基本施策」における各種施策の連携を強化することにより、施策の相乗効果を引き出すとともに、複数の将来像に関わるプロジェクト等をも推進し、県民が望む5つの将来像の着実な実現を目指します。

(1) 豊かな自然環境の保全と薫り高い文化の継承

沖縄の亜熱帯海洋性気候のもと育まれた自然環境と風土・伝統に根ざした個性豊かな文化は、人々を魅了し惹きつける力をもっており、沖縄が持続的発展を志向する上で重要な要素となります。こうした資源の価値を更に高めつつ適切に次世代に継承し、豊かな自然環境に恵まれた文化の薫り高い沖縄を築いていくことが重要です。

豊かな自然環境の保全に向けては、自然環境が貴重な財産であるとの認識を再確認し、県民全体で自然環境の保全・再生に取り組み、県民にとっての憩いの場の確保と野生生物の生息環境の維持に努めます。

また、自然環境保全と社会経済活動が両立した環境負荷の少ない循環型社会の構築に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入をはじめとした地球温暖化防止対策やエコリゾートアイランドの形成等に積極的に取り組み、自然と共生し、環境と調和した世界に誇れる環境共生フロンティア地域を形成します。

さらに、沖縄の個性あふれる文化資源を次世代に継承するため、県民一人ひとりが文化に対する理解を深め、社会全体で沖縄文化の発展を支える環境づくりに取り組むとともに、文化資源を活用した新事業・新産業を創出する戦略的取組を展開し、文化振興と産業振興の相乗効果が発揮された「クリエイティブアイランド」を形成します。

(2) とともに支え合い健康で生き生きと暮らせる社会の実現

沖縄の健康長寿を支える独特の風土や食文化、ユイマールやイチャリバチョーデーに象徴される県民の心に根ざした相互扶助の精神は、人と人がともに支え合い健康で生き生きと暮らせる社会の構築に不可欠な要素であるとともに、成熟した社会の更なる発展の原動力となり得るものです。

こうした沖縄の特性を生かし、県民一体となった健康づくりの推進や保健医療サービスの充実、子どもが健やかに生まれ育ち、その将来が生まれ育った環境によって左右されることなく夢や希望を持って成長していける環境整備、高齢者や障害者が安心して暮らせる地域社会の構築に取り組み、誰もが生き生きと暮らせる社会の実現を図ります。

また、ともに支え合い、ともに地域づくりを推進する共助・共創の理念のもと、住民、地域団体、NPO、生産者・事業者など多様な主体が地域コミュニティの一員として、福祉、文化、教育、子育て、防犯・防災、環境保全、地域活性化などに積極的に参画し、協働して課題解決に取り組むとともに、離島についても県民全体で支えていく仕組みを構築するなど、地域の絆を大切に作る社会を形成します。

さらに、これらの取組により掘り起された多様な地域資源を、地域の宝・財産として共有し、優位性や独自性を発揮しうる地域の強みへと磨き上げることで、更なる地域コミュニティの活性化や地域産業の発展へとつなげていきます。

(3) 穏やかで安全な社会の構築と快適で質の高い生活空間の創造

県民が安全に暮らせる快適な生活環境は、人々の暮らしを支え活力に満ちた地域社会を形成する基盤となるとともに、地域の価値を高める重要な要素となります。このため、自然災害や犯罪等の社会リスクから県民の生命、財産を守るセーフティネットを構築するとともに、快適で質の高い人に優しい生活環境の整備により、県民が安全で快適に暮らせる地域社会を形成します。

県民の安全や暮らしを脅かす様々な社会リスクに適切に対応できる「社会リスクセーフティネット」の充実に向けては、大規模災害、多様化する犯罪、感染症の流行、埋没不発弾、米軍基地から派生する事件・事故に対する未然防止対策や被害を最小限に抑えるための取組により、地域の危機管理機能の向上を図り、穏やかで安全な地域社会を形成します。

また、急速な都市化の進展等により、沖縄のすばらしい自然、風景、景観が失われつつある現状を改善し、時間とともに価値が高まる「価値創造のまちづくり」（景観10年、風景100年、風土1000年）の実現に向けて、沖縄らしい風景や景観を再生・創造する各種施策を展開します。

さらに、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる「人間優先のまちづくり」の実現に向けて、バリアフリー化をはじめユニバーサルデザインの理念に基づく各種

施策を展開するほか、過度な自動車依存社会からの脱却を図り、快適で質の高い生活空間を創造します。

(4) 21世紀「万国津梁」実現の基盤づくり

アジアの経済成長と活力を取り込む橋頭堡^{きょうとうぼ}を築き、我が国及びアジア・太平洋地域の発展と連動した21世紀の「万国津梁」を実現するため、那覇空港、那覇港など国際的な交通・物流の拠点となるインフラを重点的に整備するとともに、島しょ地域である本県がグローバルな経済発展を遂げる上で障害となっている割高な交通・輸送コストを低減する新たな制度や仕組みを構築します。これにより、那覇空港及び那覇港の取扱貨物量の増加を促進し、多くの貨物が沖縄を経由する流れを加速させるとともに、人・モノ・資金・情報等が国境を越えて活発に行き交う国際的な発展のプラットフォーム（共通基盤）を形成します。

また、人・知識・文化が融和する海邦交流拠点の形成に向けて、これまで築いてきたウチナーネットワークを基軸とした世界との人的ネットワークを拡大するとともに、アジアをはじめ世界との新たな連携・協力関係を構築するため、文化、教育、経済、科学技術、環境、医療、平和などの分野で多角的交流を推進し、沖縄の自立的発展のみならず、我が国及びアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に貢献する交流ネットワークを構築します。

(5) リーディング産業と地場産業が好循環構造をもつ経済の構築

成長のエンジンである移出型産業と成長の翼である域内産業が相互に連携・補完しあいながら地域経済全体が発展する好循環構造を創出するため、リーディング産業である観光リゾート産業については、世界水準の観光リゾート地として、また、情報通信関連産業については、我が国とアジアを結ぶITブリッジの拠点として、国内外に評価されるよう、産業の量的拡大と高付加価値化に戦略的に取り組みます。

国際物流機能を活用した臨空・臨港型産業については、新たなリーディング産業として位置付け、電子機器類の加工等を行うリペアセンターや商品の保管・流通拠点等の集積に向けたソフト・ハードの両面から施策を展開します。

さらに、次世代のリーディング産業を創造するため、文化、スポーツ、健康・長寿、自然環境、科学技術、亜熱帯生物資源など沖縄の持つソフトパワーや優位性を最大限に発揮した新商品・サービスの開発及びフロンティア型ビジネスの創出に向けた施策

を積極的に推進するほか、海洋産業、MICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出を視野に入れた戦略的な取組を展開します。

地域の雇用の受け皿である域内産業を安定的な成長軌道に乗せるため、農林水産業、ものづくり産業、建設産業、商業・サービス業など地域に根ざした産業の総合的な振興を図る観点から、輸送コストをはじめとした競争条件の不利性解消、付加価値の高い商品開発、国内外への販路拡大、ブランド化の推進など、中小企業者や生産者等の創意工夫による意欲的な取組を後押しする施策を推進します。特に、移外型産業との連携・融合による相乗効果が発揮できるよう、リーディング産業をはじめ産業間の連携強化による新たな価値の創造及び産業高度化に資する施策を推進するほか、国際物流機能等を活用した県内企業等の海外進出を積極的に支援します。

あわせて、県民が働きがいのある仕事に就き、安心して働ける社会を形成するため、産業振興等と連動した雇用対策により多様な雇用の場を創出するなど就業支援に努めるとともに、沖縄の雇用情勢の抜本的な改善に向けた取組を推進します。

(6) 駐留軍用地跡地の活用等による県土構造の再編

今後、返還が予定されている大規模な駐留軍用地の跡地開発は、長きにわたる米軍基地の存在により歪んだ沖縄の県土構造を再編する好機であり、その開発においては地域の枠を超えた広域的かつ一体的な整備を図るとともに、各々の圏域や地域が広域的に連携・補完しあい、沖縄に潜在する発展の可能性を最大限に引き出していく必要があります。

駐留軍用地跡地の有効活用については、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」のもと、各跡地の利用計画の総合調整と効率的な整備を図り、人と自然が調和する生活空間の回復、自立型経済の構築、国際交流・貢献拠点の形成など、沖縄の潜在力が発揮される効果的な跡地利用に取り組みます。

沖縄の8割以上の人口が集中し、100万人を超える人口を有する中南部都市圏においては、教育・文化、レジャー・商業、医療・福祉、公共交通等の高次都市機能の集積、充実・強化により、アジアの主要都市に比肩する国際的な100万都市圏の形成を図るとともに、幹線道路網の整備や鉄軌道を含めた新たな公共交通システムの導入により、北部地域と中南部地域との交通アクセス向上を図り、沖縄の県土構造の骨格形成を推進します。

また、北部、中部、南部の圏域間の相互連携を強化し、医療、福祉、教育、産業をはじめ一圏域では解決困難な広域的な行政課題の解決を図るとともに、それぞれの地域資源の広域的活用によって、各圏域の個性と特長を伸ばし、県全体を牽引する力強い地域圏を形成します。

(7) 離島の定住条件向上等による持続可能な地域社会づくり

本県の離島は、我が国の領空、領海、排他的経済水域（EEZ）の保全に貢献しているほか、海洋資源の開発など海洋政策の拠点として、また、有人国境離島については近隣諸国との友好関係構築に貢献する地域として国益上重要な役割を担っています。こうしたことから、沖縄21世紀ビジョンでは、離島の新たな展開を固有課題として位置付けており、離島の条件不利性に起因する様々な課題を克服すると同時に、離島の新たな可能性を発揮できるよう、県民はもちろん国民全体で離島の負担を分かち合い、支え合う仕組みを構築し、持続可能な地域社会を形成します。

離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けられる環境づくりに向けては、住民の移動や生活に係るコスト負担の低減をはじめ、生活環境基盤や交通基盤の整備、教育、医療、福祉の分野におけるユニバーサルサービスの提供など、生活面での条件不利性の克服に取り組みます。

また、住民の生活の糧となる産業の総合的振興に向けては、離島地域の基幹産業である農林水産業の生産性向上や6次産業化による高付加価値化等を推進するとともに、観光リゾート産業、製造業等については、美しい海洋環境をはじめ守るべき地域の自然や文化、ライフスタイル等の離島固有の魅力を最大限に活用し、外貨を獲得できる産業として総合力を高める施策を展開します。

さらに、県内及び本土との地域間交流や、文化、経済、教育など様々な分野における近隣諸国との国際交流を推進し友好関係を構築するなど沖縄の経済発展のみならず我が国の国益貢献に資する地域として新たな展開を図ります。

(8) 将来像実現の原動力となる人づくり

資源に乏しい沖縄の最大の強みは豊富な若い人材であり、沖縄21世紀ビジョン実現への原動力となる人材の育成・確保に向けた戦略的な施策を展開します。

未来の沖縄を担う子どもたちに対しては、学力の向上や能力等を引き出す学校教育の一層の充実と、沖縄全域における公平な学習機会の確保、海外留学制度の拡充、高

等教育の推進等を図り、幅広い知識や教養、道徳心及び国際性を持った個性豊かな人材を育成します。

豊かさと活気ある沖縄を支える人材については、我が国及びアジア・太平洋地域とともに成長する経済の構築を目指し、中国など成長を続けるアジアの経済活力を取り込み、県外・海外など様々な地域とのネットワークを開拓し、時代変化や社会ニーズを的確に捉え、沖縄の比較優位を生かした新たな価値を創造する人材の育成を産学官の連携のもと推進します。

沖縄らしい優しい社会の実現を支える人材については、県民の日々の生活を守り、安心して暮らせる成熟社会に必要な医療福祉介護人材を育成するとともに、教育、環境、地域振興、防災など地域が抱える課題の解決に行政と協働して取り組む新たな公共の担い手の育成に向けて分野横断的な取組を推進します。

これからの人づくりを進めるに当たっては、育成した人材が活躍できる「場」を創出・確保する取組とも連動させ戦略的に対応していくことが重要です。このため、各将来像の実現を目指した様々な施策を展開する中で、教育機関をはじめ関係機関相互の連携強化を図り、ニーズの高い人材を育成すると同時に、育てた人材がその能力・技術・技能を最大限に発揮できるような環境づくりを推進します。

5 計画の展望値 ～ 人口及び社会経済の見通し ～

将来像実現のために実施される諸施策事業の成果等を前提に、目標年次における沖縄の人口及び社会経済を展望すると、次のようになると見込まれます。

【人 口】

総人口は、出生率が低下するものの、増加基調で推移し、平成22年の139万人から平成33年には144万人程度の規模になると見込まれます。年齢構成では、15歳未満の年少人口の割合の低下と65歳以上人口の割合の上昇が進み、少子高齢化が進行します。

【労働力人口・就業者数】

労働力人口は、女性の社会進出等により緩やかに増加し、平成22年の67万人から

平成33年には72万人程度になると見込まれます。

就業者数は、平成22年の62万人から平成33年には69万人程度になり、完全失業率も4%程度に改善すると見込まれます。産業別の就業構造は、平成33年において、おおよそ、第2次産業は平成22年の15%を維持しますが、第1次産業は平成22年の6%から5%、第3次産業は79%から80%となり、第1次産業の割合が低下する一方、第3次産業の割合が上昇すると見込まれます。

【県内総生産・一人当たり県民所得】

県内総生産は、本県の特性を生かした観光リゾート産業及び情報通信関連産業の更なる成長や臨空・臨港型産業等の展開が期待されることから、平成22年度の3兆7千億円から平成33年度には5兆1千億円程度となり、年平均で名目3%程度、実質2%程度の経済成長となることが見込まれます。その産業別構成は、平成33年度において、おおよそ、第1次産業は平成22年度の2%を維持しますが、第2次産業では製造業を中心に成長が見込まれるものの、平成22年度の11%から10%へ相対的に低下し、第3次産業は観光リゾート産業等の伸びにより87%から88%へ若干上昇すると見込まれます。

一人当たり県民所得は、産業の成長により企業や雇用者の所得増加が期待されることから、平成22年度の207万円から平成33年度には271万円程度に増加すると見込まれます。

このように、目標年次においては、沖縄振興特別措置法等に基づく各種制度の活用等による効果的な施策の展開によって観光リゾート産業や情報通信関連産業が一層成長するとともに、臨空・臨港型産業など移出型産業が複数育つほか、農林水産業やものづくり産業など域内のさまざまな産業の活性化が図られ、自立型経済の構築に向けた取組が進みます。

また、自立型経済により生み出される利益は、安全で安心できる社会の構築に寄与し、教育、医療、福祉などが一層充実するとともに、沖縄の発展を担う多様な人材育成の取組が進みます。

第3章 基本施策

本章では、本計画で推進すべき基本施策を5つの将来像の体系に沿って整理するとともに、将来像ごとにその実現に向けた「道筋」を示します。また、各基本施策の展開の方向性やコンセプトについて「基本施策の展開方向」で示すとともに、その後の「施策展開」では具体的な施策等を明らかにします。

1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島を目指して

【将来像実現への道筋】

沖縄は豊かな自然環境と風土・伝統に根ざした文化を有しています。これらの資源は、ホスピタリティあふれる県民性を形成する源であることに加え、人々を魅了し惹きつける要素であり、沖縄が持続的発展を志向する上において大いなる力となります。

このため、豊かな自然を守り育みながら持続的に発展できる沖縄の実現に向け、自然は天賦の貴重な財産であるとの認識を共有し、環境保全の先駆的モデル地域となるべく「環境共生フロンティア沖縄」と位置付け、自然への理解を深めつつ、環境への負荷を最小限に抑制し、自然環境と経済活動が両立した社会に構造転換していきます。

また、戦後の生活様式の変化や価値観の多様化の進展等が相まって沖縄の歴史に対する認識や伝統文化の継承に対する危機感が強まりつつある現状を踏まえ、県民自身が先史以来の文化遺産や伝統文化への理解と誇りを再認識できる環境を構築するとともに、文化資源を産業振興に生かすための戦略的取組を展開するなど、持続的に文化振興が可能となる基盤の形成を図ります。

あわせて、沖縄らしい風景づくりを推進し、住民一人ひとりが誇りと愛着の持てる地域を創造するとともに、誰もが快適に暮らせる人に優しいまちづくりに取り組みます。

(1) 自然環境の保全・再生・適正利用

【基本施策の展開方向】

人口や観光客の増加、さらには経済活動の進展など沖縄を取り巻く社会経済環境

が変化する中、沖縄の豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全に取り組むとともに、陸域・水辺環境の保全、自然環境の適正利用に努めるほか、環境容量を超えた経済活動等によって失われた沖縄らしい自然環境の再生に取り組めます。また、自然環境を次世代に継承するため、県民参画と環境教育の推進を図ります。

【施策展開】

ア 生物多様性の保全

沖縄の自然環境が育んでいる多様な生物と生態系は、文化・産業・防災等の面において多くの恩恵を与える一方、繊細で壊れやすい特性を持っています。このことを踏まえ、希少種をはじめ多種多様な生物がそれぞれにふさわしい環境で生息する健全な生態系が持続できるよう、沖縄の豊かな生物多様性を保全します。

このため、希少生物をはじめとした沖縄の野生生物やサンゴ礁等の保全に向け、これらの実態把握調査を行うとともに、絶滅危惧種に選定された種の生息・生育地の保全及びかく乱防止、種の保存法に基づく保護・増殖、在来種の保護・保全に向けた研究・環境教育等に努めるほか、「生物多様性おきなわ戦略」に基づき、県民、事業者、NPO、研究機関、行政が一体となった推進体制を構築します。

日本学術会議をはじめ県内外で議論が進められている「国立自然史博物館」については、本県の生物多様性の豊かさやその重要性がより多くの人に認識され、保全意識の向上が期待できるとともに、東アジアとの学術的な連携や研究人材の育成等の拠点となり得る施設であることから、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていきます。

また、外来種対策については、生息状況、被害状況等の調査を実施し、これに基づく防除対策に努めるほか、新たな外来種の侵入防止対策等を推進するとともに、沖縄本島北部地域でのマングースの防除に取り組めます。

さらに、サンゴ礁生態系の保全再生を図るため、オニヒトデの早期段階からの情報把握と発生のメカニズム解明に努め、大量発生時には、官民協働によるオニヒトデの集中的な駆除等を実施します。あわせて、サンゴ礁生態系に関する知見の蓄積、国のモニタリング結果による情報把握、赤土等流出など陸域からの環境負荷対策、サンゴの植付け・再生技術の普及推進など、総合的なサンゴ礁保全活動に取り組めます。

イ 陸域・水辺環境の保全

自然環境は私たちに様々な恵みを与えてくれるかけがえのない重要な存在であるという認識のもと、野生生物にとって住みよい環境や県民の憩いの場としての自然環境を確保するため、森林、河川、干潟、藻場等の陸域・水辺環境を保全します。

このため、自然保護地域については、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区等それぞれの適正な配置・管理及び利用を図るとともに、新たな保護区域の指定等を推進します。

また、琉球諸島の世界自然遺産登録に向け、国、県、町村、地元の関係団体の連携により国立公園化されたやんばる地域及び西表島の遺産価値を維持管理する仕組みの構築や外来種対策に取り組むとともに、地域住民への普及啓発を図るなど条件整備に努めます。

さらに、県花であるデイゴについては、デイゴヒメコバチ等による病害虫被害の防除対策を実施し保全を図ります。また、県木であるリュウキュウマツについては、松くい虫等による被害軽減に向け、天敵昆虫による防除技術の確立等を図るとともに、集中的な駆除の実施など実効ある保全対策を推進します。

赤土等流出問題については、「沖縄県赤土等流出防止基本計画」に基づき、流域協議会の設立・活動支援など流出防止に向けた地域住民の主体的な取組を促進するほか、赤土等流出の実態に応じた農地等の各種発生源対策の強化、既存対策施設の適切な維持管理、流出防止技術の研究開発、堆積土砂対策の検討など総合的な対策を推進します。

水質汚濁対策については、事業者に対する監視指導や河川浄化等に関する普及啓発活動を実施するとともに、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽など各種汚水処理事業の連携により地域の実情に応じた効果的な整備等を推進するほか、地下水質のモニタリングを実施し現状把握に努めます。

土壌汚染対策については、事業者への土壌調査の実施や汚染土壌の適正管理に関する指導等を強化します。

大気汚染対策については、大陸からの越境汚染の状況にも注目しつつ、大気環境の常時監視や発生源となる工場などの監視・指導等に取り組みます。

また、快適で住みよい生活環境の保全を図るため、騒音、振動、悪臭の防止対策等に努めます。

ウ 自然環境の再生

環境容量を超えた経済活動によって失われた沖縄らしい豊かな自然環境を取り戻すため、時間をかけて本来の姿に再生します。

このため、失われた自然環境の把握に努めるとともに、自然環境及び生物相互のバランスに配慮しつつ、干潟・藻場等の海域や河川・海岸等の陸域における自然環境の再生に取り組みます。

また、これらの自然環境の再生の際、県土の保全に必要な防災機能を確保するため、亜熱帯の生態系が有している防災面での機能に着目し、新たな工法や資材等の技術開発を促進します。

エ 自然環境の適正利用

自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境収容力(キャリングキャパシティ)の考えのもと、自然環境を適正に利用します。

このため、環境影響評価制度については、大規模開発に対し、一層の環境保全対策が講じられるよう、沖縄の環境特性や社会状況の変化等を踏まえた制度の見直しを図るとともに、小規模開発に対しては環境影響評価の手続の制度化を推進するなど、開発時における自然環境保全対策の強化に取り組みます。

また、自然環境の持続可能な利用を図るため、自然環境の現状把握に努めるとともに、これらの結果を踏まえた科学的知見に基づくルールづくり等を推進します。

さらに、自然環境保全に必要な財源を持続的に確保するため、新たな税の導入を含めた検討を行います。

オ 県民参画と環境教育の推進

豊かな自然環境を次世代へ継承するため、自然環境保全に対する県民参画の推進に努めるとともに、環境保全の重要性など環境問題に対する県民の意識向上に取り組みます。

このため、県民一体となった環境保全体制の構築に向け、企業、大学、NPO、自治体など産学官の連携・協働のネットワークづくりに努めるほか、県民参画による自然環境の保全等に関する計画づくりを推進します。

また、子どもから大人までを対象に、生涯を通じた環境教育を充実するため、E S D (持続可能な開発のための教育) の視点を取り入れた環境保全活動等のプ

プログラムの普及・活用等を推進するとともに、学校教育や様々な組織・団体による地域活動と連携し、自然環境に親しむための体験学習や総合学習、研修会など多様な学習機会の提供を通して、次代を担う子どもたち等県民の環境問題に対する意識の向上や行動変容等の醸成に努めます。

(2) 持続可能な循環型社会の構築

【基本施策の展開方向】

沖縄の世界に誇れる財産である美しい自然環境の保全と社会経済活動とのバランスがとれた持続可能な地域社会を目指すため、県民一人ひとりが3Rを実践するとともに、発生した廃棄物の適正処理に努め、環境負荷の少ない循環型社会を構築します。

【施策展開】

ア 3Rの推進

沖縄県は、狭い島しょ性により環境負荷に脆弱な特性を有しているため、第1に廃棄物の発生を最小限に抑えること（Reduce）、第2に再利用（Reuse）することを最大限に推進し、最後に発生した廃棄物の再生利用と熱回収（Recycle）を推進します。

このため、廃棄物の減量化や再利用ができる環境の構築に向け、市町村におけるごみ収集の有料化を促進するとともに、環境教育により再利用等に対する県民の意識向上に取り組むほか、産業廃棄物税の活用等による排出抑制に努めます。

また、廃棄物をリサイクルし循環資源としての活用を図るため、市町村の分別収集の強化を促進するとともに、資源循環コストの低減化や県産リサイクル製品（ゆいくる材等）の積極的な利用等を推進し、リサイクル率の向上を図ります。

さらに、環境共生型社会の実現に資する調査研究を実施するとともに、得られた研究成果を踏まえ先駆的な施策を展開し、環境モデル都市の形成を図ります。

あわせて、下水汚泥及び消化ガスの有効利用、農村地域に豊富に存在するバイオマス等の活用を推進するほか、水循環利用については、雨水や再生水等の利用など、地域の実情に応じた水資源の有効利用に取り組めます。

イ 適正処理の推進

数多くの島々からなる沖縄は、その構造的不利性から処理コストが高いという現状を踏まえ、離島を含めた沖縄県全域において発生した廃棄物等を適正かつ効率的に処理できる体制を構築します。

このため、一般廃棄物及び産業廃棄物の状況を的確に把握し、離島間や沖縄本島との連携による運搬ルートの合理化、一般廃棄物処理施設における産業廃棄物のあわせ処理、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物の処理の特例を積極的に活用する等、発生した廃棄物等を適正かつ効率的に処理する体制を構築するとともに、民間の産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量がひっ迫している現状を踏まえ、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の施設整備を推進します。

また、不法投棄等の不適正処理の防止を図るため、警察、市町村、住民と連携し監視体制の強化に取り組むとともに、県民、事業者等の適正処理に対する意識向上等に努めます。

さらに、沖縄全域の環境美化を図るため、「ちゅら島環境美化条例」に基づき、空き缶や吸い殻等の散乱防止対策を強化するとともに、環境美化に対する県民の意識向上等を推進します。

海岸漂着物については、継続的に適正処理できる環境づくりに向け、処理費用の財源確保に加え、効果的な回収処理体制の構築を図るとともに、回収されたごみの再資源化に向けた研究開発の推進や国内外の発生源対策等を促進します。

米軍基地内から発生する廃棄物については、在沖米軍及び関係機関に対して、発生の抑制、リサイクルの推進、廃棄物処理施設等の整備を含めた適正処理を求めていきます。

(3) 低炭素島しょ社会の実現

【基本施策の展開方向】

世界に誇れる低炭素島しょ社会を実現するため、地球温暖化防止対策を推進するとともに、クリーンエネルギーなどの環境技術の革新を進めるほか、低炭素都市への転換を推進し、温室効果ガスの排出が少ない地域経済社会を形成します。また、低炭素社会の実現に向けた先導的な取組を行う環境モデル地域の形成を図ります。

【施策展開】

ア 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止に向け、産業部門、民生部門、運輸部門ごとの具体的な取組を促進するとともに、二酸化炭素の吸収源対策、環境教育等を推進し、温室効果ガスの排出削減を図ります。

このため、産業部門については、製造業・建設業分野における設備機器の省エネルギー化や水素エネルギーの利用技術等の情報収集及び材料資源等の低炭素化を促進するほか、農林水産分野では、エコファーマーの育成など環境保全型農業の推進、農村等における太陽光や風力などの再生可能エネルギーの生産・利用等に取り組めます。

民生部門については、省エネ住宅の促進、エネルギー利用効率の高い機器の導入促進、省エネ家電の普及促進、再生可能エネルギーの導入、情報通信技術を活用した消費電力の制御の取組など総合的な省エネルギー化を促進するほか、観光分野では、レンタカー・観光バスを電気自動車など次世代自動車に転換する取組やカーボンオフセットツアーなど観光客を取り込んだ温室効果ガス排出削減に向けた取組等を促進します。

運輸部門については、温室効果ガスの排出割合が高いことを踏まえ、自家用車・路線バス等への次世代自動車の普及促進、駐車中のアイドリングストップなどエコドライブの普及等に取り組むとともに、カーシェアリングや時差出勤、基幹バスシステムの導入などのTDM（交通需要マネジメント）施策や鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進するほか、公共交通機関の利用促進等に取り組めます。

二酸化炭素の吸収源対策については、適切な森林管理や公園、街路樹等の都市緑化及び県民主導による身近な環境の緑化を推進するとともに、海域における吸収作用の解明等に努めます。

また、地球温暖化による気候変動や異常気象、海面上昇等に対する適応策が重要となることを踏まえ、国や関係機関と連携し、最新の研究等の情報共有を図り、防災、健康、生態系、水資源、農林水産業等への影響を把握するとともに、本県の実情に応じた適応策の構築に向けた取組を進めます。

さらに、米軍基地に起因する温室効果ガスの排出量削減に向け、米軍基地内における再生可能エネルギーの導入など基地に対する低炭素化の推進を求めます。

イ クリーンエネルギーの推進

本県は地理的・地形的及び需要規模の制約によりエネルギーの多くを化石燃料に頼らざるを得ない状況にあることから、エネルギーの安定供給に配慮しつつ、沖縄の地域特性に合ったクリーンエネルギーの普及による地産地消等を推進し、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減を図ります。

このため、クリーンエネルギーの普及に向け、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等については、実用化に向けた研究開発や実証事業等を通して有効性を検証するとともに、安定的な需給システムの構築や低コストでの導入等に向けた取組を促進します。

また、沖縄の特色を生かしたエネルギー資源を活用するため、国の協力を得ながら海洋エネルギー等の研究開発を進めるほか、水溶性天然ガスの有効活用に向けた取組を促進します。

さらに、電力エネルギーの低炭素化を図るため、一般家庭などの民生部門から観光、農業をはじめとする産業部門において再生可能エネルギーの導入を促進するほか、液化天然ガス（LNG）の利用を促進します。

あわせて、沖縄・ハワイクリーンエネルギー協力を通して、島しょ地域におけるクリーンエネルギーや省エネルギー技術の導入に関する先進的な環境モデル地域（エコアイランド沖縄）を形成し、世界に発信します。

ウ 低炭素都市づくりの推進

低炭素都市づくりを推進するため、都市計画の主体である市町村と連携し、地域の特性を生かしたコンパクトな都市構造への転換、エネルギー多消費型都市活動の改善、都市と自然との共生に取り組みます。

このため、無秩序な都市の拡大を抑制し、コンパクトな都市構造の形成を図るため、市町村の都市計画マスタープランにおいて、集約拠点への公共施設・サービス施設等の立地及び居住の誘導、土地利用の複合化等を促進するとともに、交通流対策や公共交通機関の整備及び利用促進を図るほか、市街地再開発事業等を推進し、都市機能の一体的な整備に取り組みます。

また、エネルギー多消費型都市活動の改善を図るため、情報通信技術を活用したエネルギー利用の効率化や省エネルギー建物への転換に加え、エネルギーの面的利用の推進に取り組むとともに、未利用エネルギー等の活用を促進します。

さらに、都市と自然との共生を図るため、自然景観に配慮した風景づくりを推

進し、その取組を明確にした市町村景観計画の策定や景観条例の策定を促進するとともに、環境保全機能を有する緑地の保全や都市緑化等を推進します。

(4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造

【基本施策の展開方向】

沖縄の風土と伝統に根ざした個性豊かな文化の形成を図るため、沖縄文化の源流を確認できる環境づくりに努めるとともに、文化の担い手の育成や文化活動を支える基盤の形成に取り組むほか、魅力的な沖縄文化の発信・交流に取り組み、県民一人ひとりが心の豊かさを享受し、ゆとりと安らぎのある生き生きとした暮らしが実感できる地域社会を形成します。

【施策展開】

ア 沖縄の文化の源流を確認できる環境づくり

沖縄の地理的特性や歴史過程を経て醸成された固有の文化や歴史的遺産、伝統的な生活様式等の独自の価値を再認識できるよう、沖縄文化の源流を確認できる環境を構築します。

このため、沖縄文化の基層であり文化遺産として歴史的な価値を有する“しまくとぅば”については、市町村、教育機関、普及団体、企業、研究者等と“しまくとぅば”の積極的な活用による県民への定着に向けた連携体制を構築し、“しまくとぅば”の保存・普及・継承のための調査及び人材養成に取り組むほか、学校教育における幼児児童生徒に対応した教育プログラムの充実や生涯学習機会の提供などの学べる環境づくりに取り組みます。あわせて、若い人たちがしまくとぅばに接する機会を創出し、愛着を育むなど、消滅の危機にある言語の保存・普及・継承に努めます。

また、伝統的な生活文化の伝承を図るため、海との関わりの中で生まれてきた文化や歴史的背景から培われた独特な食文化の保存・普及・継承を図るとともに、「琉球料理」を基盤とした伝統的な食文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けて取り組みます。また、沖縄本島をはじめ各島々に伝わる伝統行事の伝承・復元等に取り組むほか、幼児児童生徒が郷土の自然・歴史・文化・芸能等を学ぶ教育課程の充実等に取り組みます。

さらに、指定文化財の適切な保存・活用を図るとともに、新沖縄県史や歴代宝

案の編集・刊行に取り組むほか、未指定文化財や埋蔵文化財の調査・保全、海外流出文化財の調査・返還、駐留軍用地跡地の利用に伴う埋蔵文化財に関する調査、戦災文化財の復元等を推進します。

沖縄の戦後史の検証など、国内外における沖縄研究の発展と離島における学術文化の振興を図るため、琉球政府文書をデジタル化し、インターネットによる公開を推進します。

イ 文化の担い手の育成

ユネスコ無形文化遺産である組踊などの沖縄の伝統文化を次世代に継承するため、沖縄文化を担う後継者を育成するとともに、豊かな感性と創造性をもった人材育成に取り組みます。

このため、伝統文化の後継者育成・確保に向けて、各文化財保存会と連携のもと、伝承者の養成に取り組むほか、地域の伝統行事や生涯学習など多様な機会を通じて技能習得ができる環境を構築します。

また、創造性豊かな人材を育成するため、次世代を担う幼児児童生徒をはじめ多くの県民が、国内外の優れた文化芸術を鑑賞できる機会の拡充を図るとともに、沖縄県芸術文化祭や総合文化祭の開催等の取組を推進します。

さらに、沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的芸術文化の形成及び発展を担う人材、さらには国際的に活躍できる人材を輩出するため、幅広い芸術を専門的に学ぶ教育機関である県立芸術大学の教育機能の充実に取り組みます。

ウ 文化活動を支える基盤の形成

沖縄独自の歴史が育んできた文化の保全・継承や芸術文化創造活動等を持続可能なものとするため、社会全体で文化活動を支える基盤を形成します。

このため、沖縄文化の基層である“しまくとぅば”の保存・普及・継承を推進する中核的な機能を果たす「しまくとぅば普及センター（仮称）」を設置します。

また、伝統技能保持者等の活躍の場や沖縄文化の調査研究拠点の充実に向け、国立劇場おきなわや県立博物館・美術館等の活用を図るとともに、新たに伝統芸能等の拠点となる施設の整備等に取り組みます。

さらに、三線、琉球舞踊をはじめ、日本舞踊やオーケストラなど県民の主体的・創造的な芸術文化活動を支援するための基盤強化に取り組むとともに、NPO及

び文化ボランティアの活動や企業の芸術文化支援（企業メセナ）を促進するなど、社会全体で文化活動を支える環境基盤を構築します。

エ 文化の発信・交流

沖縄文化の発展や他文化に対する理解を育むため、多彩な沖縄文化を内外に発信するとともに、文化交流を推進します。

このため、地域の伝統行事等への参加を通じた交流の促進、人口減少地域における担い手確保を含めた相互交流の展開、幼児児童生徒の交流体験活動等を推進するなど、郷土文化の地域間交流を図ります。

また、県外文化芸術祭への相互展示等を促進するほか、沖縄国際アジア音楽祭、沖縄国際映画祭、世界エイサー大会等への支援や、平成32年（2020年）に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会に際して展開される文化プログラムの取組を県内において促進するとともに、県独自の文化プログラムの実施を通じてバイタリティあふれる多様な沖縄の文化を積極的に発信するなど、国内・国外の文化交流を図ります。

さらに、先人が築き上げた沖縄空手の「型」を研究し、その保存・継承・発展に関係機関や団体と協働して取り組むとともに、「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信するため、沖縄空手会館を拠点に官民をあげて国際大会の開催や空手愛好家の修行の地としての受入体制の強化に取り組めます。また、人格を高め「平和の武道」といわれる沖縄空手の価値を広く県民に啓発し、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた気運の醸成を図ります。

あわせて、組踊など沖縄の伝統文化を国内外に効果的に発信するため、台詞、歌詞、芸能などを諸言語へ翻訳・通訳するとともに、翻訳者・通訳者の人材育成など総合的な取組を実施し、発信力の強化に取り組めます。

（5）文化産業の戦略的な創出・育成

【基本施策の展開方向】

地域文化資源の特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるほか、エンターテインメント性など新たな魅力が備わった文化を創造し、文化資源を戦略的に産業化に結びつけ、文化振興と経済的成果が循環されたクリエイティブアイランド沖縄を形成します。

【施策展開】

ア 文化資源を活用したまちづくり

沖縄の地理的・歴史的経緯から育まれてきた地域の魅力的な文化資源を再評価するとともに、これらを最大限活用して文化の薫り高いまちづくりを推進します。

このため、地域の歴史、伝統的風習、伝統行事等に対する住民の愛着心を醸成し、県民自身が地域文化資源を再評価できる環境の構築に取り組むとともに、地域外からの再評価・発掘を促進するため、県内をはじめ県外・国外との相互交流等を推進します。

また、地域文化資源の活用を図るため、先史以来の文化遺産や世界遺産である「琉球王国のグスク及び関連遺産群」など魅力的な文化財等を活用した歴史的景観と調和する風景づくりを推進するとともに、沖縄料理と地域の食資源を生かした食文化まちづくり、さらには地域に伝承する伝統行事等を活用した伝統文化まちづくりなど、地域文化資源の特性に応じたまちづくりを展開します。

イ 伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興

長い歴史・風土の中で培われてきた染織物、陶器、漆器などの伝統工芸品の技術・技法を継承するとともに、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるため、生産基盤の強化や消費者の感性に働きかける魅力のある感性型製品の開発、新たな販路開拓等を促進します。

このため、原材料の確保のために製造技術者の育成や植林及び栽培技術の改善、代替品の開発等により、原材料安定供給システムの構築に努めます。あわせて、伝統工芸産地組合等の経営基盤の強化、後継者育成等に努め、安定した製品供給体制の確立を図るとともに、観光土産品及び日常生活品市場等への販路開拓、海外市場への展開など販路の拡大等に取り組めます。

また、産地と試験研究機関及び県立芸術大学等との有機的な連携を図り、工芸の要素・資源や技術・技法を活用した新たな工芸品の開発及び二次加工製品の製造、異業種・新技術との連携融合による高付加価値化に取り組むとともに、デザイン性や感性価値を重視した製品開発等を促進します。

さらに、県内各地に点在する伝統工芸産業の中核施設として、新たに沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）を整備し、人材育成、商品開発、情報発信等の機能を強化するとともに、体験学習等の場として、作り手と使い手との交流を推進し、

消費の拡大を図ります。

ウ 文化コンテンツ産業の振興

沖縄の個性豊かで多様性のある文化資源や芸能人材を活用し、その魅力を最大限に生かした文化コンテンツの創出及び産業化を図ります。

このため、琉球音楽、琉球舞踊、組踊、エイサー、空手など国内外から評価されている文化資源の質を確保するとともに、芸術性、エンターテインメント性を高め、ショービジネスや演劇ライブのほか、映像などのデジタルコンテンツといった新たな魅力が備わったコンテンツとして創造し、積極的な活用を図ります。

また、多様な文化資源を産業化につなげるため、文化資源を活用した創造性の高いビジネスモデルの創出、異分野・新技術との連携による付加価値の高い商品開発や事業化等の取組を促進します。さらに、制作者や演出家など文化産業を支える人材の育成に取り組むとともに、創作活動拠点やビジネスプランに対する資金供給システムの整備など文化コンテンツ産業を支える環境整備に取り組みます。

あわせて、文化コンテンツ産業の高付加価値化を図るため、関連産業の集積に努め、制作・販売・流通等を一元的に実施できる環境づくりを推進するとともに、知的財産の管理に関する知識の普及啓発を図ります。

(6) 価値創造のまちづくり

【基本施策の展開方向】

沖縄らしい景観・風景を次世代に守り継ぎ、風土に高める礎にするとともに、花と緑にあふれる潤いある県土の形成に継続的に取り組めるよう、県民意識の高揚と官民協働体制の構築を図り、時間とともにその価値が高まる地域づくりを推進します。

【施策展開】

ア 沖縄らしい風景づくり

自然、歴史、伝統文化に育まれた地域景観資源を保全・再生し、それを最大限生かした個性豊かで魅力あふれる沖縄らしい風景づくりを推進します。

このため、風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行や景観計画

及び景観条例の策定並びに地域住民が主導的役割を担う風景づくり推進体制の構築を促進するとともに、市町村間連携による広域的な風景づくりに取り組みます。

また、歴史遺産や御嶽・拝所、石垣、赤瓦など各地域の景観資源の保全・継承等に努めるとともに、環境・景観・利用等に配慮した河川・海岸、公園、道路等交通施設、農地・農村等の整備並びに無電柱化の推進、古民家の保全・再生・利用等による質の高い地域景観の創造に取り組みます。

さらに、官民連携と双方向の交流により、個性豊かな風景づくりに貢献する人材の育成及びネットワークの構築を図るとともに、良好な景観の形成に係る技術の研究開発を推進するほか、風景づくりを支援する制度等の活用を促進し、自然景観、文化的景観、歴史的景観等と調和する総合的な景観施策の展開を図ります。

あわせて、公共事業におけるライフサイクル全体の景観評価（景観アセスメント）システムの構築に取り組み、地域の景観形成を先導する公共事業によって、住民が誇りと愛着の持てる魅力的な景観形成を推進します。

イ 花と緑あふれる県土の形成

亜熱帯の特性を生かし、花や緑であふれる魅力的な県土の形成を図り、潤いと安らぎのある「緑の美ら島」の創生を実現するため、都市緑化、道路緑化、郊外・農山村の緑化など、本県における緑化の取組を効率的かつ総合的に推進します。

このため、県民一体となった緑化の推進に向け、沖縄県全島緑化県民運動推進会議を中核に全島緑化県民運動を展開します。

また、人口が集中する都市部の緑化については、広域的な緑地計画による緑地回廊の形成をはじめ、風致地区等の指定により、斜面緑地等の既存緑地の保全・育成を図るとともに、公園及び緑地の整備、公共施設・住宅等の屋上緑化、壁面緑化等を推進します。

さらに、道路の緑化については、観光地へのアクセス道路等において、亜熱帯性気候に適した道路植栽を生態系に配慮しながら推進するとともに、主要な道路の沿道空間における植樹等を強化するなど、沿道等の周辺環境に配慮したアメニティ空間の創出等に取り組みます。

あわせて、郊外及び農山村の緑化については、郷土樹種を基本として、生態学的知見に基づき、沖縄の気候特性及び地域の景観に配慮した熱帯・亜熱帯性樹木の植栽を計画的に展開し、花と緑の質的・量的充実に取り組むほか、荒廃原野における緑化等を推進します。

(7) 人間優先のまちづくり

【基本施策の展開方向】

高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全かつ安心して快適に暮らせる質の高い生活環境を実現するため、まちづくりにおけるユニバーサルデザインを推進するとともに、歩いて暮らせる環境づくりや、人に優しい交通手段の確保に取り組みます。

【施策展開】

ア まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進

高齢者や障害者をはじめ誰もが安全かつ安心して暮らせるよう、自由な行動や社会参加の機会を阻んでいる様々な障壁の除去を行い、人に優しいまちづくりを推進します。

このため、ユニバーサルデザインの理念に基づく地域の形成に向け、歩行空間や公共交通施設などの公共空間及び日常生活における住宅等のバリアフリー化を推進するなど、公共空間等におけるユニバーサルデザインの導入を図ります。

また、誰にでもわかりやすく、入手しやすい情報の発信に努めるとともに、高齢者、障害者等の社会生活等における障壁を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除くため、広報啓発に取り組みます。

イ 歩いて暮らせる環境づくりの推進

歩いて暮らせる環境を創出するため、住民参加のもと、身近な場所で充実した活動ができる生活環境と安全で快適な移動環境の構築を図ります。

このため、日常の買い物等を行う商店街・中心市街地の活性化や医療福祉施設等の適正配置を促進するとともに、人と自然が共生する憩いの場の形成に向け、地域の多様なニーズに対応した身近な公園の整備等を促進します。

また、安全で快適なゆとりある道路空間を創出するため、交通安全対策の推進、歩道の設置や必要幅員の確保、無電柱化に取り組むとともに、街路樹を適切に配置・管理し、緑陰等による涼しい歩行空間の創出を図ります。

さらに、効率的な市街地整備を図るため、民間の資金やノウハウを活用するとともに、土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、公園、道路、宅地等の一体的な整備に取り組みます。

あわせて、住民参加のまちづくりを推進するため、都市計画マスタープラン策定への住民参加を図り、地域の創意工夫と個性を生かす景観計画や地区計画の策定を促すとともに、都市計画提案制度の活用を促進します。

ウ 人に優しい交通手段の確保

人に優しい交通手段を確保するため、公共交通機関の整備及び利用促進に取り組むとともに、TDM（交通需要マネジメント）やモビリティ・マネジメント等により、過度な自家用車利用から公共交通利用への転換を図るほか、高齢者や障害者など交通弱者に配慮した移動手段の確保に取り組みます。

このため、沖縄都市モノレールについては、沖縄自動車道（西原入口）までの延長整備等を推進し、高速道路との連携による利便性の向上に努めます。さらに、中南部都市圏・沖縄本島を縦断する鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進します。

また、公共交通の需要喚起のため、モノレール駅交通広場等における自動車、オートバイ、自転車利用者のためのパークアンドライド駐車場の整備、時差出勤、バスレーンの拡充、IC乗車券OKICAの拡張利用、基幹バスシステムの導入や利用環境の改善等によるバス利用促進などTDM（交通需要マネジメント）を推進するほか、持続的な公共交通サービスが提供できるよう環境改善を図ります。さらに、自転車利用を促進するため、市町村が策定する自転車ネットワーク計画に対する連携を強化し、快適な自転車走行空間の整備に取り組むとともに、駐輪場の設置やコミュニティサイクルの普及等を促進します。

あわせて、交通弱者の移動を確保するため、コミュニティバスや福祉交通等の移動抵抗の小さい交通手段の導入、中心商業地区におけるタウンモビリティの充実に向けた取組等を促進します。

2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して

【将来像実現への道筋】

沖縄の独特の風土や食文化等に支えられた健康・長寿やイチャリバチョーデー、ユイマールなどの沖縄の心に根ざした相互扶助の精神は、心豊かで、安全・安心な未来の沖縄を創造していく上で欠かすことのできない重要な要素であり、これらを生かした県民の幸福度が高まる社会を構築し、次世代に継承していくことが求められています。

このため、県民、地域、学校、事業所、医療機関、大学、研究機関、関係団体、行政等が連携し、「健康・長寿おきなわ」の復活や将来を担う子どもたちが夢や希望を持って健やかに生まれ育ち、豊かな才能を発揮できる社会の実現に取り組むとともに、少子高齢社会が進行する中においても、それぞれの地域で県民が適切なサービスを受けられるよう、保健、医療、福祉の提供体制の整備や人材育成の充実等を図ります。

また、災害等から県民の生命、財産を守るため、生活基盤の強化や危機管理体制の整備に取り組むほか、互いに支え合い、主体的に参画し貢献できる共助・共創の地域づくりを推進するため、県民や地域団体、NPO、企業、行政等の多様な担い手の参画と連携を促し、共有する地域の課題解決に向けて公的な分野を含めた協働の取組を推進します。

あわせて、米軍基地から派生する事件・事故、環境問題等の発生防止や、不発弾処理対策、所有者不明土地問題、遺骨収集などの戦後処理問題の解決を図っていきます。

(1) 健康・長寿・スポーツアイランド沖縄の推進

【基本施策の展開方向】

男女とも平均寿命日本一を取り戻し、「健康・長寿おきなわ」を維持継承するため、沖縄の食文化の優れた面や風土・コミュニティの良さを再評価し、県民一人ひとりが健康意識を高め、県民一体となった健康づくりの取組や食育の推進を図り、健康で生き生きとした生活習慣の定着を促進します。

また、県民の健康な体づくりを促す生涯スポーツや競技スポーツ及びスポーツコンベンションを推進し、「スポーツアイランド沖縄」の形成を目指します。

【施策展開】

ア 沖縄の食や風土に支えられた健康づくりの推進

健康・長寿に資する沖縄の食文化、風土、コミュニティの良さを再評価し、生活習慣病等の予防や心身ともに健康であり続けるための健康づくりを推進し、平均寿命及び健康寿命の延伸を図ります。

このため、健康づくり活動については、適度な運動や食生活の改善など、県民一人ひとりの日常生活における健康づくりの継続的な実践を促すとともに、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発及び健康づくりを担う人材の育成や地域の自主的な活動を支援します。

また、食育については、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じて一貫した食育の取組を推進するとともに、県民等への普及啓発を推進するほか、沖縄独特の食文化の継承や、家庭、学校、地域での食を通じたコミュニケーションの強化など、豊かな人間形成への取組を推進します。

さらに、生活習慣病予防対策については、関係機関と連携し、生活習慣や食生活の改善、特定健康診査やがん検診等の重要性について啓発を図るなど、糖尿病や脳卒中、心疾患等の生活習慣病の予防及びがん等の早期発見に向けた取組を推進し、働き盛り世代の健康状態の改善を図ります。

あわせて、歯や口の健康増進については、乳幼児期・学齢期のむし歯予防対策、成人期の歯周病予防対策及び高齢期の歯の喪失予防に取り組みます。

禁煙・分煙対策については、禁煙についての情報提供や相談等の禁煙支援を実施するほか、多くの方が利用する施設等では原則全面禁煙とするよう啓発を行い、受動喫煙防止対策を推進します。加えて、妊婦や未成年者の喫煙対策にも取り組みます。

また、飲酒による肝疾患等の健康障害や節度ある適度な飲酒について普及啓発を図るほか、健康教育や保健指導等を推進します。

心の健康づくりについては、職場などにおける過労対策、休養・睡眠やストレス対処法に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

介護予防については、介護予防止業従事者に対する研修の実施や関係機関と連携した介護予防に関する普及啓発等を推進します。

イ 「スポーツアイランド沖縄」の形成

県民がスポーツに親しみ健康の維持・増進が図られる生涯スポーツの推進や競技スポーツにおけるトップアスリートの育成、県民がスポーツに触れる機会の創出を図るとともに、地域振興にも寄与するスポーツコンベンションを推進することにより、スポーツアイランド沖縄の形成を目指します。

このため、生涯スポーツ・競技スポーツの振興については、スポーツ・レクリエーションイベントの開催や総合型地域スポーツクラブの創設・育成の促進により、生涯スポーツ社会づくりを推進するほか、小学生から社会人までの一貫した指導体制の充実や競技力の向上、スポーツ指導者の養成・確保、スポーツ医・科学の観点からのサポート等により、国内外において活躍するトップアスリートの育成に取り組みます。

また、スポーツコンベンションについては、沖縄の亜熱帯海洋性気候や地域特性を生かした地域スポーツ拠点の形成を図るとともに各種スポーツキャンプやイベントの誘致活動を実施し、スポーツを通じた交流を推進するほか、受入体制の整備に取り組みます。

さらに、スポーツ・レクリエーション環境の整備については、県民がスポーツに親しみ、健康な体をつくり、健康・長寿を達成するため、スポーツ・レクリエーション施設等を整備し、適切に管理するとともに、広域的レクリエーション機能を備えた運動公園等の施設の充実、安全で気軽にウォーキングやジョギング、サイクリング等ができる環境づくりを推進します。また、トップアスリートの育成のためのトレーニング設備等を備えたスポーツ施設や様々なスポーツコンベンションの開催が可能な施設の整備に取り組みます。

あわせて、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に向けて、県出身日本代表選手の育成や、聖火リレーの誘致に取り組むとともに、開会式等のプログラムに沖縄の多様で豊かな文化を加えること並びに事前合宿の誘致などを関係者と協議します。

(2) 子育てセーフティネットの充実

【基本施策の展開方向】

沖縄の未来を担う子どもたちが夢や希望を持って健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため、関係機関との連携を充実し、母子保健の充

実、保育所入所待機児童の解消等に向けた地域における子育て支援、仕事と生活の調和やひとり親家庭への支援、子ども・若者の育成支援、要保護児童等への支援、子どもの貧困対策に取り組み、子育てセーフティネットを整備します。

【施策展開】

ア 母子保健、小児医療対策の充実

すべての子どもが健やかに生まれ育つことができる環境をつくるため、子どもや親の健康の保持・増進に取り組みます。

このため、母子保健の充実については、行政機関、県民、関係機関・団体の連携のもと妊産婦や乳幼児等の保健・医療体制の充実を図ります。特に、周産期医療体制の充実については、分娩を取り扱う医療機関の減少や産科医療機関のない小規模離島町村が多いなどの本県の特性を踏まえ、周産期医療を担う産科医、新生児科医等の確保と育成に取り組むとともに、周産期母子医療センターと分娩を取り扱う地域の医療機関が一体となった周産期医療施策の取組を強化します。

また、小児患者の症状に応じ医療機関を適切に利用できる環境を整備するため、小児救急電話相談の実施や「かかりつけ医」の推進を図ります。

イ 地域における子育て支援の充実

地域における子育て支援の充実や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

このため、地域における子育て支援については、待機児童解消に向けて、保育所整備や認可外保育施設の認可化等を促進します。さらに、多様なニーズに対応した育児相談などの地域子育て支援、保育サービスの充実、児童の健全育成のための児童館の設置及び放課後児童クラブに登録できていない児童の解消に向けて、地域のニーズに応じたクラブの設置促進等に取り組みます。あわせて、市町村、民生委員・児童委員、NPO、各種民間団体等との連携を図り、地域ぐるみで子育て支援体制の充実を図るとともに、適切な支援、サービスを提供するために必要な保育士の確保及び離職防止策と資質の向上に取り組みます。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを支援し、男性の家事・育児などの家庭生活への参画を促進するとともに、育児・介護休業法制度や次世代育成支援対策推進法の周知を図ります。また、ファミリー・サポート・センターの未設置市町村に対し

て設置を促進します。

ウ 子ども・若者の育成支援

子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、豊かな可能性が発揮できるよう、子ども・若者の育成支援に取り組みます。

このため、子ども・若者の育成支援については、沖縄の伝統芸能、祭りなどのイベントや自然を生かした取組など、地域における多種多様な居場所づくりに努めるとともに、ニート、ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の支援機関等のネットワークを構築します。

また、学校、警察、地域が連携し、支援を要する中学校等にスクールサポーターを配置し、少年の非行防止、立ち直り支援等を図るとともに、小学生を対象とした非行防止教室の拡充や継続補導を実施するなど、予防教育等の充実を図り、非行少年を生まない社会づくりを推進します。

さらに、学校等に対し、教育と福祉の両面に関わるスクールソーシャルワーカー等を配置し、幼児児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図ります。

エ 要保護児童やひとり親家庭等への支援

要保護児童等への支援やひとり親家庭等の自立支援に取り組みます。

このため、要保護児童等への支援については、要保護児童対策地域協議会の体制強化を図るとともに、関係機関との連携により、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に取り組みます。さらに、児童養護施設の小規模化等を促進し、家庭的養護を推進するなど、社会的養護体制の充実を図ります。また、障害児や発達障害児及びその家族に対し、関係機関と連携した支援を行います。

また、ひとり親家庭等の自立支援については、保育サービスの利用促進等による子育て・生活支援策の充実や、関係機関との連携促進、相談体制等の充実を図ります。さらに、資格取得や技能習得等の就業支援、事業主に対する啓発活動等を実施します。

オ 子どもの貧困対策の推進

本県では、平成27年度の調査によると子どもの貧困率が29.9%と、全国の16.3%の1.8倍となっています。

貧困状態が子どもの生活と成長に与える悪影響を解消、低減し、又は予防するため、貧困状態で暮らす子どもとその保護者に支援者がつながる仕組みを構築し、国、県、市町村、教育や福祉等の関係団体、民間企業、NPO法人、ボランティア、大学などとの連携・協働により、離島及びへき地などの特別の事情も含め、地域の実情に配慮しながら、子どものライフステージに即して切れ目のない総合的な施策を展開します。

このため、子供の貧困対策支援員の市町村への配置のほか、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置促進などにより、全ての子育て家庭や子どもへの関わりを通してニーズを把握し、適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築するとともに、関係する支援者の確保と資質の向上に取り組みます。

また、乳幼児期においては、早期からの支援は効果が高いといわれていることを念頭に置き、貧困の連鎖を防ぐため、支援が必要な家庭の早期把握と相談・助言体制の構築促進や幼児教育の負担軽減及び質の向上を図るとともに、子どもを安心して育てることができる保育の提供や、保育や医療にかかる経済的負担の軽減に取り組みます。

小・中学生期及び高校生期においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通して、総合的な対策を推進するとともに、生活困窮世帯等への学習支援、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援などを行う子どもの居場所の確保などの生活の支援、放課後児童クラブ保育料の負担軽減や医療にかかる経済的負担の軽減、修学支援などの経済的支援に取り組みます。

中学・高校卒業後又は高等学校中途退学後に就学、就労をしていない若者で社会的自立に向けた展望を見出せないでいる者に対しては、関係機関と連携のうえ、就学、就労へ向けた支援や、居場所づくり等に取り組みます。

貧困状態にある子どもの保護者やひとり親家庭の親などに対しては、生活に関する相談や個々の状況に応じた支援、住宅支援、就労の支援、雇用の質の改善等に取り組みむほか、可処分所得の向上を図ります。

(3) 健康福祉セーフティネットの充実

【基本施策の展開方向】

年齢や障害の有無などにかかわらず、県民だれもが住み慣れた地域で、健やかに生き生きと安心して暮らし、お互いに支え合う地域社会を実現するため、介護・福祉サービスの向上、施設整備の促進、社会参加の促進、医療体制の整備、保健衛生対策等に取り組みます。

【施策展開】

ア 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり

高齢社会が進む中で、本県の高齢者が生き生きと暮らせるよう、適切なサービスの提供や施設整備を図ります。

このため、介護サービス等の充実については、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していくとともに、適切なサービスを提供するために必要な介護人材の確保に向け多様な人材層の介護分野への参入促進、資質の向上、労働環境・処遇改善に取り組みます。

また、居宅生活の困難な高齢者の支援については、地域密着型特別養護老人ホーム等の整備を促進するとともに、広域型特別養護老人ホーム等の整備充実を図ります。さらに、利用者の居住環境に配慮した個室・ユニットケア型居室を備える特別養護老人ホームの整備を促進します。

さらに、高齢者の社会参加の促進については、高齢者自らが中心となる活力ある地域社会の構築を図るため、経験や知識を活用できる活躍の場の形成や生きがいづくりなどを支援します。

高齢者向け住宅の充実については、住み慣れた地域で生活が継続できるよう生活支援サービスや介護・医療サービス機能が一体となった高齢者向け住宅の普及促進を図るとともに、情報通信技術等を活用した高齢者の見守りなどの対策を講じます。

安全・安心な高齢社会づくりについては、市町村など身近な地域における相談・支援体制の整備を促進するとともに、認知症高齢者を含む高齢者虐待の防止や養護者支援等を実施し、高齢者の権利擁護を推進するほか、認知症に関する正しい理解を促進します。

イ 障害のある人が活動できる環境づくり

障害のある人が安心して暮らし、生活が行えるよう地域社会の構築や障害者の自立及び社会参加の支援を図ります。

このため、地域生活の支援については、市町村など身近な地域における相談支援体制の整備促進、生活訓練や就労訓練等の日中における活動の場の充実、施設の再整備やグループホームの設置等による住まいの場の確保など、保健、医療及び福祉サービスの充実を図ります。

また、発達障害児・者への支援については、発達障害児・者のライフステージを通じて一貫した支援を行えるよう地域における支援体制の整備と人材の育成に取り組めます。

さらに、障害者の雇用・就業の拡大については、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労支援事業所等の福祉的就労における平均工賃月額アップを支援します。

社会参加の促進については、スポーツや文化的活動に積極的に参加できるような環境づくりに取り組めます。あわせて、視聴覚障害者の社会参加を支援するため、障害者情報提供施設の整備やコミュニケーションを支援する人材の養成などを行い、情報のバリアフリー化を推進します。

共生社会の実現については、障害の有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、障害者の権利及び尊厳に対する尊重を推進するため、関係機関や地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組めます。

ウ 県民ニーズに即した保健医療サービスの推進

県内各地域において、適切に医療サービスが提供されるよう、医療体制の整備や医師・看護師の育成及び確保に取り組めます。

このため、医療提供体制の充実については、高齢化の進展に伴う医療需要の増大等に対応するため、地域医療構想に基づき、病床機能の分化及び連携の推進など、効率的で質の高い医療提供体制の構築に取り組むとともに、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等の多職種連携により、在宅医療を提供する体制の構築を図ります。

加えて、患者の症状に応じ適切に受診するための看護師等による情報提供・相

談窓口等を設けることで県民意識の向上や過度な患者の集中を解消するなど医療機関の負担軽減を図ります。

また、県立病院については、地域における中核的な公的医療機関としての役割に応じた安定的な医療提供ができるよう、持続的な経営の健全化に取り組むとともに、必要な医療提供体制の整備を図ります。

さらに、医師・看護師等の確保と資質向上については、県内に勤務する若い臨床研修医に向けた専門医や指導医等の資格取得を図るとともに、女性医師等が継続して就労しやすい勤務体制を整備するなど、離島・へき地への医師の派遣や県民ニーズに対応できる高度な医療技術を備えた医師の確保・養成に努めます。また、看護師の供給・確保体制の充実・強化については、専門性の高い看護師養成を行うとともに、民間養成所の安定的運営のための支援、修学資金による学生への支援、離職防止対策などに取り組みます。

あわせて、救急医療体制の充実を図るとともに、離島・へき地においては、救急医療用ヘリコプターの活用、専門医の派遣、遠隔医療による支援など、医療提供体制の充実を図ります。

また、救急の日等を通して、医療機関及び消防機関との連携により、人工心肺蘇生法やAED設置等の普及啓発に努め、救急医療に係る県民相互扶助の社会づくりを進めていきます。

エ 福祉セーフティネットの形成

全ての人が人としての尊厳をもって安心して暮らせる社会を実現するため、福祉サービスの向上や福祉施設の整備を推進するほか、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりに取り組みます。

このため、生活自立のための基盤整備については、経済的・社会的自立を促すための各種福祉サービスを適切に提供する体制の充実・強化を図るとともに、持続的に地域社会の一員として活動することができる生活基盤の整備を図ります。

また、ともに支え合う地域社会の形成については、高齢者等の孤立化を防ぐため、各種福祉活動や福祉サービスの利便性向上を図るとともに、福祉施策に関する総合的な評価や査定能力を身につけた地域づくり活動の核となる人材の確保及び育成を行います。

さらに、高齢者から子どもまで対応できる地域共生ホーム施設については、年齢や障害の有無を問わず、誰もが自立し、安心して暮らし、活動できる環境を支

援する拠点として整備を図ります。

あわせて、民生委員・児童委員の充足率向上と活動の活性化を図るとともに、様々な福祉課題を抱える人々の相談・支援を行うコミュニティソーシャルワーカーの育成・配置を推進するほか、地域の社会資源を活用したネットワークづくりを促進します。

住宅については、持ち家率、最低居住面積水準未満世帯の割合など居住水準が大都市並みに低い状況にあることや低所得者世帯の割合が最も高いことから、住宅に困窮する世帯を対象とした公的賃貸住宅の整備に取り組みます。特に公営住宅については、建て替えや新規建設を進めるほか、整備における民間活用や民間借り上げ制度の導入等を積極的に図るとともに、高齢者や障害者、子育て世帯等の入居について関係者相互の連携を強化します。また、地域優良賃貸住宅の供給や住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居支援等による住宅セーフティネットを構築するとともに、関係機関と連携した住宅情報を発信します。

オ 保健衛生の推進

県民の保健衛生環境の向上を図るため、食品等の安全・安心の確保、感染症対策や難病対策、自殺対策等に取り組みます。

このため、食品等の安全・安心の確保については、食品営業の監視指導、食品表示の適正化や営業者の自主管理の指導・助言を行うなど効率的な取組を推進します。

また、感染症対策については、新型インフルエンザやエイズなど新興感染症及び結核など再興感染症の対策を図るとともに、エイズ対策として、夜間検査や電話相談等、検査が受けやすい体制を強化するなど、発症以前に感染を発見できる対策を講じます。

さらに、難病対策については、地域における医療体制の整備や各種支援等を通して、難病患者等の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図ります。

あわせて、自殺対策については、自殺の事前予防や精神疾患などの自殺念慮を有するハイリスク者への危機対応に加え、未遂者や遺族への事後対応まで、行政をはじめ民間の関係機関・団体等との役割分担と連携のもと、相談体制の充実・強化や普及啓発活動等の総合的な対策に取り組みます。

薬物乱用の防止対策については、薬物教育や地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を実施するとともに、薬物密売組織及び末端乱用者への対策を徹底し、薬物

依存・中毒者の治療・社会復帰及び家族への支援の充実強化による再乱用防止対策の推進など関係機関が一体となった活動を実施します。

また、危険生物対策については、ハブ咬症対策を推進するとともに、咬傷時の安全な治療体制を確保します。また、ハブクラゲ等海洋危険生物の危険防止対策を推進します。

動物愛護及び狂犬病対策については、動物虐待の防止を図るほか、犬等の適切な管理への指導、助言啓発活動により、人への感染防止等に努めます。

(4) 社会リスクセーフティネットの確立

【基本施策の展開方向】

大規模な自然災害、新型インフルエンザなどの感染症、環境汚染等のあらゆる社会リスクから県民の生命や財産を守るため、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

このため、大規模な自然災害の発生を想定した防災体制の強化や、河川改修、高潮対策、砂防、地すべり対策等による災害に強い県土づくりに取り組みます。

また、犯罪の起きにくい沖縄県の実現を図るため、治安の確保や生活の安寧に必要な対策を講じるほか、感染症や環境汚染、危険生物等による健康被害の発生に迅速に対応する健康危機管理体制の強化、配偶者等からの暴力（DV）対策、消費安全対策等に取り組みます。

【施策展開】

ア 安全・安心に暮らせる地域づくり

県民を様々な事件・事故等から守るため、地域安全対策や交通安全対策の推進、DV相談機能の充実、消費生活安全対策や健康危機管理体制の強化などに取り組みます。

このため、地域安全対策については、犯罪情勢に即した県民への情報提供及び啓発活動のほか、自主防犯ボランティア団体への支援や関係機関と連携した防犯ネットワークの整備など犯罪の抑止活動に取り組むとともに、社会情勢の変化に伴って多様化する犯罪に迅速・的確に対応します。また、警察安全相談体制の充実や犯罪被害者に対する支援活動等を推進するとともに、人材育成や施設整備など警察基盤の強化を図ります。

また、配偶者等からの暴力（DV）相談機能等の充実については、配偶者暴力相談支援センターの拡充や関係機関等との連携体制の強化、被害者への支援に向けた取組、DVの防止に向けた広報啓発及び加害者対策を推進します。加えて、性犯罪・性暴力被害者への対応については、「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」の支援体制の充実や関係機関との連携体制の強化に取り組みます。

さらに、交通安全対策については、関係機関やボランティア等と連携した交通安全教育や交通安全活動を推進するとともに、「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づく各種対策に取り組むなど、県民一体となった取組を推進します。また、幹線道路や生活道路において交通安全施設等を重点的に整備するとともに、最先端の情報通信技術を活用した高度道路交通システム（ITS）の推進を図るなど、交通安全施設等整備を推進します。

あわせて、水難事故対策については、事故の未然防止等を図るため、安全対策施設を整備するほか、安全教育や安全パトロール等の地域と連携した取組を推進します。

消費生活安全対策については、安全の確保に向けた市町村相談窓口の拡充を推進するとともに、消費者への啓発・教育事業を強化し、被害の未然防止と早期救済を図ります。

近年増加しているサイバー空間の脅威については、スマートフォンの普及等に伴い犯罪形態が多様となっていることから、取締りを強化するとともに、県民へサイバーセキュリティに関する普及啓発を図ります。

健康危機管理体制の強化については、食中毒、感染症、環境汚染対策、危険生物対策等に起因する健康被害から県民の生命、健康を守るため、これらの諸問題に係る情報の集約化、調査・研究及び情報発信を推進し、地域完結型の危機管理体制の構築に取り組むほか、防疫体制の強化に向け国や関係機関との連携強化を図ります。

イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化

沖縄県は島しょ県であると同時に台風の常襲地域でもあり、自然災害を被りやすい地域であることから、県民の生命、財産を守るため、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害など様々な状況に対応できる実行力のある消防防災体制及び危機管理体制の強化を図るとともに、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や地震・津波対策、治水・土砂災害・高潮対策等の防災・減災対策に取り組む

ます。

このため、避難施設・避難経路等の整備や備蓄物資の確保促進、医療救護体制の強化など、避難・救護体制の整備を推進するほか、県民、観光客等への迅速な情報提供に向けた「沖縄県防災情報システム」の拡充・強化、全国瞬時警報システム及び市町村防災行政無線の整備を促進するなど、防災体制及び危機管理体制の強化を図ります。

また、地域における防災力の向上については、県民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織の普及拡大、ハザードマップや災害時要援護者支援計画の作成促進、防災訓練や避難訓練の充実等を図ります。また、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、防火水槽など消防防災設備の整備、消防職員等の高度で専門的な人材の育成、消防本部及び消防団の拡充強化を図るとともに、大規模災害への対応も踏まえた広域的連携の強化など消防防災体制の強化を図ります。

さらに、災害時等における各種団体・企業等との連携については、被災者への食料等の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧等の応援対策を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結などにより連携を強化し、協働で取り組みます。

あわせて、災害時の輸送手段及び代替性の確保については、建設産業団体と連携して道路啓開作業等の応急対策を行うとともに、緊急輸送道路や台風による電柱倒壊が多い宮古・八重山圏域等において無電柱化や沿道建築物の耐震化等を推進します。また、空港・港湾・漁港における緊急物資輸送機能を有する施設の整備や安全で安定的な運航の確保に資する適切な管理運営を図るほか、必要に応じて自衛隊へりの災害派遣要請や民間へり等の応援要請を迅速にできる体制を構築します。

密集市街地等における防災機能の改善については、老朽建築物の建て替えや狭い道路の整備を促進するとともに、防災機能を付加した都市公園等の整備を推進し、避難経路、避難地等の確保に取り組みます。

生活基盤の機能維持・強化については、上下水道、道路、港湾、漁港、空港、ダムなど公共施設の計画的な維持管理、補修、補強及び更新による耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組みます。

住宅・建築物の耐震対策については、公共建築物の耐震診断を速やかに実施し、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組むとともに、民間建築物の建物所有者

等に対する積極的な普及啓発や相談窓口の設置等により、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度を構築するなど、耐震化の促進を図ります。特に、昭和57年以前に建設された公営住宅は、耐震化・老朽化対策等の必要性が高いことから、早急な更新を行います。また、住宅・建築物の機能維持・劣化予防については、老朽化対策や適正な維持保全の推進等に取り組みます。

治水対策（河川・ダム）については、都市河川の重点的な整備を推進するとともに、開発行為や各家庭での雨水利用による河川への流出抑制を図るなど、流域全体で総合雨水対策に取り組みます。

下水道による都市の浸水対策については、雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を推進するとともに、内水ハザードマップの作成や住民等による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進します。

土砂災害対策については、避難に手助けが必要な人々が利用する老人ホームなどの要配慮者利用施設が含まれる危険箇所について、重点的に対策を行うとともに、災害時における警戒避難体制の整備、建物の構造規制や立地規制などの対策を進めます。また、自然環境の回復に必要な砂防施設の改築や治山施設の整備、人口が集中する沖縄本島中南部の土砂災害箇所対策を進めます。

高潮対策については、高潮、波浪、潮風害等の自然災害から県民の生命や財産を守るため、景観や生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設や防風・防潮林等の整備を推進します。

地震・津波対策については、歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波の発生に際しても人的・物的被害を最小化するため、迅速な避難行動のための体制整備、県民の防災意識の啓発・向上、地震・津波に強いまちづくりなどソフト対策とハード対策を組み合わせた防災対策全体の再構築に取り組みます。

県外で大規模災害が発生した際には、市町村をはじめ関係機関との広域的な連携のもと、被災地における救援・救護、災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援や被災者の受入等に取り組みます。

(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決

【基本施策の展開方向】

米軍基地から派生する諸問題の解決促進に向け、日米両政府に対し様々な事件・事故の防止や日米地位協定の抜本的見直し等を求めるとともに、不発弾処理対策、

所有者不明土地問題の解決、沖縄戦没者の遺骨収集の加速化を国に対し強く求めるなど、戦後処理問題の解決を図っていきます。

【施策展開】

ア 米軍基地から派生する諸問題への対応

後を絶たない米軍人等による事件・事故や、日常的な航空機騒音被害、演習等による原野火災及び自然環境破壊など、米軍基地から派生する様々な問題が県民生活に多大な影響を与えており、関係機関と連携して日米両政府へ対策を求めます。

このため、米軍人・軍属等による事件等については、人権教育・安全管理の強化など、より一層の綱紀粛正措置を図るとともに、再発防止策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講じるよう求めています。

また、航空機騒音については、「航空機騒音規制措置」の厳格な運用を求めるとともに、現在実施されている米軍再編に伴う訓練の一部移転による負担軽減効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実行性のある対応策を講じるよう求めています。また、住宅防音工事対象区域の拡大や区域指定告示後に建築された住宅も対象とするなど、防音対策の強化・拡充を求めています。

日米地位協定の見直し等に関しては、生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立入を求めています。また、米軍施設における水質、大気質、土壌等、環境汚染の監視と未然防止対策を図り、返還前から基地立入による環境調査が実施できるよう涉外知事会等と連携し、日米地位協定の抜本的な見直しを求めます。また、協定が改定されるまでの間、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続に準じた対応を行い、当該結果を迅速に説明するよう求めます。

イ 戦後処理問題の解決

不発弾処理対策や所有者不明土地問題等の諸問題の早期解決を図ります。

このため、不発弾処理対策については、不発弾探査の重点地区や加速化の方策等を内容とする沖縄不発弾等対策中期プログラムに基づき、不発弾探査の加速化・効率化を図り、県内不発弾の早期処理の取組強化に必要な措置を国に強く求めます。

また、沖縄戦等により発生した所有者不明土地問題については、戦後70年近く

経過した今なお解決には至っておらず、県民の貴重な財産として将来の沖縄のために有効活用が図られるよう、立法措置を含めた諸問題の解決を国に強く求めるとともに解決に向けた取組を促進します。

さらに、沖縄戦没者の遺骨収集については、遺骨収集に係る情報の一元化を図る体制を整備し、遺骨収集の加速化を図り、一定の期間を目途に集中的に取り組むよう国に強く求めます。

(6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化

【基本施策の展開方向】

人口減少や少子高齢化が進む離島や台風常襲地帯である島しょ県沖縄の各地域において、その地域特性に応じた生活基盤の整備を推進するとともに、情報通信基盤の強化による情報格差の是正、情報通信技術を活用した行政サービスの拡充等に取り組み、県民生活の向上を図ります。

【施策展開】

ア 地域特性に応じた生活基盤の整備

島しょ地域である沖縄県の各地域の特性や社会環境の変化等に対応した、住宅、水道、電気、道路等の生活基盤の整備・拡充を図ります。

このため、住宅については、公的資金を活用した民間住宅や公的賃貸住宅等の供給を促進するとともに、バリアフリー化の促進や沖縄の風土に根ざした住宅の普及促進を図るほか、消費者への適切な住宅情報の提供に取り組むなど、多様な社会のニーズに対応した質の高い住まいづくりや安全・安心な居住環境づくりを推進します。

また、安定した水資源の確保については、多目的ダムの適切な維持管理、雨水や再生水等の雑用水等への有効利用を図るとともに、水が貴重な資源であることを県民一人ひとりが再認識し、節水や水循環に取り組むことで、水を大切に使う社会を実現します。

さらに、上水道施設の整備については、今後の水需要や水質の安全性を確保するための水道施設等を整備するとともに、老朽化した水道施設の計画的な更新、耐震化等を推進します。また、小規模水道事業については、運営基盤が脆弱な事業が多くあることから、効果的に運営基盤の安定化及び水道サービスの向上を図

るため、多様な形態の水道広域化に取り組みます。

あわせて、下水道等の汚水処理施設の整備については、各種汚水処理事業が連携し、地域の実情に応じた効果的な整備を推進します。

安定したエネルギーの確保については、県民生活や産業活動の重要な基盤であることから、電気事業に関する税制の特別措置を活用した液化天然ガス（LNG）の利用促進や海底ケーブルの更新・新設の促進等を図るほか、現在も駐留軍用地内に多くの電力供給設備が存在する現状を鑑み、駐留軍用地の返還に伴って生じる電力供給設備の移設等に関して支援を行うことにより、沖縄における電力の安定的かつ適正な供給の確保に努めます。また、全県的なスマートグリッドに取り組み、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等のクリーンエネルギーの導入促進を図り、エネルギーの多様化及び効率化を推進します。

交通・輸送基盤の整備については、数多くの島々で構成され、本土から遠距離にある本県の地理的条件を克服し、県民生活の向上、魅力あるまちづくり及び産業・経済の発展を実現するため、地域特性に応じた陸・海・空の各交通施策を効率的かつ機能的に実施し、交通ネットワークの拡充・強化を含めた基盤整備を図ります。

イ 高度情報通信ネットワーク社会に対応した行政サービスの提供

地理的条件にとらわれず、リアルタイムでの情報の入手・共有・発信・活用等を可能にする情報通信技術を活用し、情報格差の是正、行政手続サービスの拡充等に取り組みます。

民間通信事業者による光ファイバ網の整備や新たな技術を活用した低コストな情報通信基盤の整備を促進するとともに、行政機関や公共施設等を結ぶ地域公共ネットワークの整備を進めます。特に、離島等条件不利地域においては、都市部など基盤整備が進んでいる地域と同様なブロードバンド環境や放送の受信環境の確保に向け、基盤の高度化を図るとともに、適切な維持管理を促進することで、安定かつ質の高い情報通信基盤等を確保します。

また、地域情報化の促進については、各学校において情報通信技術の進展に対応した設備・機器等の整備を促進するとともに、情報通信技術に関する教職員研修の充実を図り、情報教育の充実や各教科での活用促進を通して児童・生徒の情報リテラシーの向上等に取り組むほか、情報モラル教育を通じ、日常生活等における情報通信技術の利活用を促進します。

さらに、電子自治体の構築については、行政サービスの高度化による利用者の利便性向上を図るため、情報の提供・発信の充実及び県民参加の推進、行政手続のオンライン化の拡充及び利用の促進を図るとともに、情報基盤の適切な管理運用、更新やセキュリティ対策の強化、人材の育成・確保等による行政運営の高度化を図ります。また、情報通信技術の進展を踏まえた低コストで質の高い電子自治体の構築に取り組みます。沖縄県総合行政情報通信ネットワークの再構築及び利活用の推進、統合型地理情報システムの整備、消防防災分野における情報通信の高度化など情報通信技術の利活用を推進します。

(7) 共助・共創型地域づくりの推進

【基本施策の展開方向】

社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、ユイマールといわれる相互扶助の精神で支えられてきた地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域が抱える問題も複雑化する中で、一人ひとりが互いに支え合い、地域づくりに主体的に参画し貢献できる活気に満ちた共助・共創の地域社会の実現を目指します。

このため、県民や地域組織、NPO、企業、行政等の多様な主体による参画と連携を促し、共有する課題の解決に向けて、協働の取組を推進することでコミュニティ機能の強化を図ります。特に地域コミュニティの基盤である農山漁村の活性化のため、交流と共創による地域づくりを推進します。

【施策展開】

ア 県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進

地域の課題解決に向けて、地域社会を構成する多様な主体間の連携を強化するほか、ユイマール精神で地域社会に貢献する人材の育成を図り、県民の社会参加の促進と協働の取組を推進するとともに、地域社会の維持を図るため、人口の増加等に向けた施策に取り組みます。

このため、県民の社会参加活動の促進については、企業・NPO等における、人材や資金の確保、経営ノウハウ等の習得を促進するなど活発な活動を支援するとともに、市町村やNPO等のネットワークを通じた研修や地域づくり情報の発信及び取組事例の共有を図ります。

また、複雑化・多様化する地域の課題を解決するため、企業・NPO等の多様

な主体の参画と連携によるソーシャルビジネスを含む様々な取組の推進と、その担い手となる人材を育成し確保することで、企業・NPO等の活動の円滑化を図ります。

さらに、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターの機能充実を図り、ボランティア活動の普及促進に努めます。

あわせて、地域福祉の活動を担う民生委員・児童委員の充足率の向上及び活性化を図るとともに、地域資源を活用した支援ネットワークの形成に努めます。

企業・NPO等の多様な主体と行政の連携については、地域の活性化などの地域における課題解決を図るため、公的な分野における協働の取組を推進します。

地域と学校・家庭の連携については、相互の連携を図るとともに、学校の主体的な教育活動の取組を推進し、地域住民等が学校運営に参画しやすい環境を整備します。

男女共同参画社会の実現については、地域、事業者、行政等がともに、女性リーダーの育成や発掘に努めるとともに、安心して子育てができる環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進を支援する制度の活用・充実を図るなど、社会のあらゆる分野へ女性が参画する機会の確保を促進します。また、男女共同参画センター等において、地域の課題解決につながる実践的な知識習得や意識啓発の取組などにより、男性や子どもを含めた幅広い年齢の多様な立場の人々が参画できる地域コミュニティの形成を促進します。

沖縄県の人口は、平成37年（2025年）前後にピークを迎え、それ以降は減少することが見込まれています。人口が増加基調にある現段階から積極的な人口増加施策を展開し、地域の活力と成長力の維持・発展を図ることを目的とした「沖縄県人口増加計画（平成26年3月策定）」を推進し、安心して結婚し出産・子育てができる社会、雇用の場の創出や移住者の積極的な受け入れなど世界に開かれた活力ある社会、離島・過疎地域を含め県全域でバランスの取れた持続的な人口増加社会の実現に取り組みます。

イ 交流と共創による農山漁村の活性化

農林水産業の持続的発展の基盤であり、人々にゆとりと安らぎを与える生活空間である農山漁村の活性化を図るため、地域コミュニティの基盤強化を促進するとともに、農山漁村と県民・観光客等とのふれあいの場の創出、他産業との連携による取組等を推進します。

このため、地域の魅力ある素材の発掘、担い手や地域リーダーの育成、地域の活力や魅力を高めるコミュニティ活動の充実等、地域住民の自主的で創意工夫によるむらづくりを支援するとともに、農山漁村や森林・海域が有する沖縄らしい風景づくり、歴史的・文化的資源の保全・活用を図り、農山漁村の多面的機能の維持に努めます。

また、観光リゾート産業など他産業と連携し、農家民宿を中心とする体験交流プログラムの提供、体験・滞在型施設、特産品の加工施設及び直売所等の整備を促進し、農漁業体験型観光や魅力ある特産品開発など農林水産業の6次産業化への取組を強化することで、都市住民や観光客との交流機会の増大や就業機会の創出及び地産地消による農山漁村の経済活動の拡充を図ります。

3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

【将来像実現への道筋】

これまでの民間主導による自立型経済の構築に向けた取組を継承発展し、「日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済」を構築するため、リーディング産業である観光リゾート産業や情報通信関連産業の更なる発展を図るとともに、新たなリーディング産業を創出するため、本県が比較優位を発揮できる臨空・臨港型産業を重点的に育成します。

また、沖縄科学技術大学院大学等を核とした知的・産業クラスターの形成や人文・社会科学から最先端の科学技術に至る幅広い分野の研究・交流活動を通じて“知の交流拠点”の形成を図ります。加えて、文化、スポーツ、健康、環境、海洋資源、MICEなど、沖縄のソフトパワーや優位性を最大限に発揮し、世界から投資を呼び込む新たな産業の創出に取り組みます。

さらに、農林水産業、ものづくり産業、建設産業、商業をはじめ、地域経済を支える地場産業については、地域振興や雇用の受け皿として重要であり、持続的な成長発展に向け、時代潮流に適切に対応した各種施策を展開します。とりわけ、成長著しいアジアの活力を取り込む施策展開を拡大・強化していくことが極めて重要となっており、国際物流ハブ機能の強化は、既存産業にとって新たな活路を拓く起爆剤としての可能性を秘めていることから、県内企業・生産者等の積極的な海外展開を促進します。

あわせて、離島住民が安心して暮らしていけるよう、県民全体で離島を支える仕組みのもと、定住支援の強化、離島の魅力を生かした産業の振興、交流と貢献による新たな取組を推進するほか、大規模な駐留軍用地跡地の有効利用を推進し、県土構造の再編や沖縄の自立的発展につなげていきます。

(1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備

【基本施策の展開方向】

万国津梁の精神のもと、世界を結ぶ架け橋としての交流を通し、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港、港湾、道路、鉄軌道など、産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進めるほか、規制緩和等による交通・物流コストの大幅な低減やアジアを基軸としたネットワークの構築など、強くしなやかな自立

型経済の構築に必要な不可欠な条件整備を図り、国際的な競争力を強化します。

【施策展開】

ア 国際交流・物流拠点の核となる空港の整備

陸上交通により他県と結ばれていない沖縄にとって、航空機は極めて重要な移動手段であり、航空機が発着する空港は県民の移動や離島からの救急搬送の拠点として、さらには、観光をはじめとする産業振興や交流・物流の拠点として重要な役割を果たしていることから、将来の発展を見据えた適正な規模と必要な機能の確保に向けた整備を推進します。

このため、那覇空港については、旅客数等の伸びに対応するため、滑走路の増設整備を促進するとともに、旅客ターミナルの拡張整備等、中長期的な観点も踏まえ、利用者の利便性向上や国際交流拠点としての空港機能強化に取り組みます。

離島空港については、施設の更新整備、機能向上等を推進するとともに、利用者の利便性・快適性の向上、航空路線の確保、維持に取り組みます。加えて、地域の拠点となる空港については、国際線受入機能の整備や国内外を結ぶ航空路線の拡充に取り組みます。また、海外の富裕層をターゲットとした将来的な観光振興の一環として、プライベートジェット機等の受入体制の構築を促進します。

イ 人流・物流を支える港湾の整備

島しょ県である本県において、港湾は物流輸送の大部分を支える産業基盤であり、国内外との交流の拠点としても重要な役割を果たしていることから、利便性の高い港湾の整備・拡充を推進し、国際交流・物流拠点の形成に必要な港湾機能の強化を図ります。また、マリーナやウォーターフロントなどの海洋性リゾート地にふさわしい魅力ある港湾として質の高い整備を図ります。

このため、那覇港については、那覇空港やふ頭間等とを結ぶ臨港道路の整備、防波堤や耐震岸壁などの港湾施設の整備を促進します。また、ガントリークレーン増設を含む国際コンテナターミナルの整備や国内外貨物の物流拠点施設となるロジスティクスセンター建設及び背後地の整備を推進することにより、国際流通港湾としての機能充実を図ります。

また、生活物資や産業関連物資等が集中する国内航路については、船舶の大型化等に対応するため、岸壁、ふ頭用地、上屋などの港湾施設の強化・拡充等を図るほか、各ふ頭の機能再編を実施し、効率的で安全な港を整備します。

さらに、大型クルーズ船に対応する国際旅客ターミナルを整備し、クルーズ船の誘致活動を推進するとともに、海洋レクリエーション活動に対応したコースタルリゾート及びウォーターフロントの整備を推進します。

中城湾港については、沖縄本島東海岸地域の活性化を図るため、新港地区、泡瀬地区及び西原与那原地区の整備を推進します。特に新港地区においては、産業支援港湾としての整備を着実に進めるとともに、那覇港との適正な機能分担や定期船就航の実現等により物流拠点の形成を推進します。また、クルーズ船寄港数が増加傾向にあるため、クルーズ船の受入体制の強化を図ります。

平良港、石垣港、本部港については、それぞれの圏域の拠点としての機能を高め、大型クルーズ船に対応する旅客船バース等の整備を進めるとともに、金武湾港、運天港及び地方港湾の整備に取り組みます。

さらに、質の高い海洋レクリエーション環境を創出するため、那覇港、中城湾港、平良港、石垣港等において、観光拠点としてのマリーナ・人工ビーチ等の整備に取り組みます。

ウ 陸上交通基盤の整備

陸上交通は、県民生活や観光客の利便性の向上及び産業の発展に密接に関わっていることから、高速性、定時性、安全性の確保に加え、広域交流拠点と各圏域拠点間のアクセスの改善、公共交通機関の整備等、多様なニーズに対応した質的充実を図ります。

このため、道路の整備については、那覇空港自動車道の完成供用及び読谷村から糸満市に至る沖縄西海岸道路の全線の早期完成に向けた整備を促進するとともに、南部東道路等の幹線道路の整備を引き続き推進し、本島南北軸・東西軸を有機的に結ぶ幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）の構築を図ります。また、那覇都市圏の交通の円滑化を図るため、環状道路等の整備を推進します。あわせて、道路利用者の利便性や快適性の向上を図るため、情報通信技術の活用等による交通の円滑化や沿道環境及び景観に配慮した道路整備等を推進します。

沖縄都市モノレールについては、沖縄自動車道（西原入口）までの延長整備等を推進するとともに、大規模パークアンドライド駐車場の整備等による利用促進を図ります。

さらに、基幹バスシステムの導入や県土の均衡ある発展の支えとなることが期

待されている鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進するとともに、持続可能な公共交通サービスが提供できる環境の改善を図ります。

エ 国際ネットワークの構築、移動・輸送コストの低減及び物流対策強化

日本の南西端に位置し、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に多数の離島が点在する沖縄にとって国内外との交通ネットワークの構築と物流機能の強化は経済発展の生命線です。こうした認識のもと、国際交流・物流拠点の形成に不可欠な国際競争力のある空港・港湾の機能強化を図るため、各種インフラの整備に加え、本土及びアジア主要都市との国際的な交通・物流ネットワークを構築するとともに、移動・輸送コストの低減や物流対策の強化に取り組みます。

このため、航空路線については、航空会社の負担軽減を図り、運賃の低減化を促進するため、旅客便・貨物便ともに航空機燃料税、着陸料、航行援助施設利用料の減免措置を受け、これらの活用促進を図るとともに、積極的な路線誘致活動等により新規航空会社の参入を促進するなど航空ネットワークの拡充を図ります。

また、航路については、各種規制緩和の活用等により沖縄と本土主要港を結ぶ航路網を拡充するほか、香港、シンガポール、上海、釜山等、アジアの主要港とのネットワーク拡充に取り組みます。

物流対策については、C I Q（税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫(Quarantine)）に係る体制の強化を国に求めるとともに、貿易に係る諸手続の簡素化、迅速化を図ります。あわせて、臨空・臨港型産業の集積に資するロジスティクスセンターや保税倉庫等の整備を推進します。

また、農水産物や加工食品などの県産品や生活物資及び原材料並びに部品、資機材など産業関連物資の物流ルートの多様化、輸送体制の最適化等による物流の効率化及び物流コストの低減化に取り組みます。

(2) 世界水準の観光リゾート地の形成

【基本施策の展開方向】

沖縄の豊かな自然環境との共生が図られたエコリゾートアイランドや、歴史・文化、スポーツなど多様で魅力ある資源を活用した沖縄独自の観光プログラム（高付

加価値型観光)を戦略的に展開するとともに、安全・安心・快適な観光地としての基本的な旅行環境の整備等により、世界に誇れる“沖縄観光ブランド”を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成を目指します。

【施策展開】

ア 国際的な沖縄観光ブランドの確立

豊かな自然環境、特色ある島々、独自の歴史・文化、沖縄らしい風景等が醸し出す癒しの雰囲気など、沖縄が持つ様々な資源を活用し、環境共生型観光や文化資源活用型観光、スポーツツーリズム、ウェルネスツーリズムなど、従来の沖縄観光に新たな付加価値を加えた魅力あふれる観光を推進し、世界に誇れる沖縄観光ブランドを形成します。

このため、環境保全活動と経済活動が共存するルールづくり等を推進するとともに、沖縄の豊かな自然環境や独特の伝統文化、景観等を保全しつつ、それらを最大限に生かした環境共生型のエコツーリズムを促進し、持続可能なエコリゾートアイランドを確立します。

また、世界遺産の首里城跡をはじめとする「琉球王国のグスク及び関連遺産群」や先史以来の文化遺産、空手、組踊、エイサーなど多様な文化資源を活用した観光、野球やサッカーなど各種スポーツキャンプ・大会の誘致等スポーツを活用した観光、健康診断や検診、健康保養等を目的とする沖縄の魅力を生かしたウェルネスツーリズム、高齢者や障害者のための観光バリアフリー等を積極的に推進し、沖縄独自の観光プログラムを創出します。

さらに、沖縄科学技術大学院大学をはじめ県内外の研究教育機関等と連携した学術会議やサッカーの国際試合など大規模なスポーツコンベンション、各種催事の開催を推進します。

あわせて、沖縄型特定免税店制度の活用促進などショッピングの魅力向上に向けて取り組めます。

自然、文化等多様な魅力を有する離島地域を観光資源として積極的に活用するため、離島の多様で特色ある魅力を発信し、各離島への誘客を図るとともに、離島間の広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に関係機関と連携して取り組めます。

イ 市場特性に対応した誘客活動の展開

人口減少社会を迎えた日本の社会構造の変化に適切に対応するとともに、成長著しいアジア諸国をはじめとした海外からの観光客を誘客するため、マーケティングに基づく国際観光ブランドの定着を図るとともに、戦略的なプロモーション活動を推進します。

このため、国内誘客については、沖縄を訪れたことのない方々に対して沖縄の魅力をアピールするとともに、中高年層、若年層等の観光需要を促し、市場の開拓を図るほか、観光客の満足度を高め更なるリピーター層を獲得するためのきめ細かな誘客活動を展開します。加えて、修学旅行など団体旅行の安定的な確保に向けた取組を推進するとともに、新たな客層として富裕層をターゲットとして位置づけ、誘客活動を展開します。

海外誘客については、マーケット分析に基づき、アジア諸国や欧米を中心に誘客ターゲットを絞り込み、欧米等の長期滞在型リゾート需要や海外富裕層を獲得するため、それぞれの国・地域の価値観や観光ニーズ等に応じた誘客活動を（一財）沖縄観光コンベンションビューローや（公財）沖縄県産業振興公社の海外事務所等との連携により推進します。

また、国際交通ネットワークの拡充に向けて、格安航空会社（LCC）を含めた新規航空会社の参入促進やチャーター便、クルーズ船の誘致に取り組みます。さらに、クルーズ船については、更なる寄港拡大に向けて、本島・離島各港への分散化やオーバーナイト、フライ&クルーズの促進、ターンアラウンド港や拠点港、母港としての可能性を検討します。

あわせて、ICTの積極的な活用を図り、観光に係る統計情報の拡充や精度及び迅速性の向上に取り組むとともに、変化の速い観光市場の動向を的確に捉え、各種施策の効果的な実施に反映させるため、マーケティング分析力の強化に取り組みます。

ウ 大型MICE施設を核とした戦略的なMICEの振興

沖縄観光に“ビジネスツーリズム”という新機軸を打ち出し、企業ミーティングやインセンティブ旅行などビジネス目的の来訪を促す観光施策を強化するとともに、国際会議やコンベンション、展示会・商談会などのビジネスイベントを通じてアジアの活力を取り込む新たな施策を展開し、戦略的なMICE振興を推進することにより、国際的なMICE開催地としてのブランド確立を目指します。

このため、中城湾港マリントウン地区に大規模展示場等を備えた大型MICE施設を整備するとともに、宿泊施設や商業施設の立地促進や施設利用者の交通利便性の確保など、MICEを中心とした魅力あるまちづくりに取り組みます。また、沖縄コンベンションセンターや万国津梁館等の既存MICE施設の利便性向上や、大型MICE施設を核とした既存施設との連携強化を図ります。

MICEの誘致・プロモーションについては、国内外でのMICEブランドプロモーションを展開するとともに、観光事業者をはじめとする産業界、大学関係者、各種団体等と連携し、マーケティングに基づく継続的なプロモーション活動、マッチングイベントの開催等によりMICE需要を創出します。また、MICE開催を支援するインセンティブ施策を実施するほか、展示会等の円滑化に資する規制緩和や特例制度の創設に向けて取り組みます。

MICEの受入体制については、MICE振興の中核的な役割を担う推進組織を設立し、誘致活動、受入支援、人材育成等におけるサポート体制を強化するとともに、ユニークベニュー等の開発支援、大学と連携した専門人材の育成等に取り組みます。

あわせて、MICE開催地としてのホスピタリティを強化するため、MICEに対する県民理解や学生等へのMICE教育、地域ボランティア活動の促進に取り組みます。

エ 観光客の受入体制の整備

世界水準の観光地としてふさわしい舞台づくりを推進するため、交通基盤の整備による観光客の移動の円滑化、観光まちづくりの推進、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備、ユニバーサルデザインの推進、県民のホスピタリティ向上等に努めます。

このため、沖縄観光の玄関口である空港については、那覇空港の滑走路増設整備を促進するとともに、旅客ターミナルの拡張整備等を推進するなど、中長期的な観点も踏まえ、国際交流拠点や観光拠点の形成に向けた空港機能の強化に取り組みます。また、離島地域では、拠点となる空港の国際線の受入機能を整備し、空港利用者の利便性・快適性の向上を図ります。

また、海の玄関口である港湾については、大型クルーズ船に対応した岸壁やターミナルビル等の整備、国際的な観光リゾート地にふさわしいユニバーサルデザインの理念に基づく港湾施設やマリーナ・フィッシャリーナ等の整備を推進すると

ともに、高齢者等が安全に利用するための浮き桟橋等の整備を推進します。

観光地巡りに不可欠な陸上交通基盤については、広域交流拠点である那覇空港及び那覇港と各圏域拠点都市の結節性を向上させるため、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、南部東道路等の整備により体系的な幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）の構築を図るとともに、臨港道路、沖縄都市モノレール延長等の整備を推進します。また、観光周遊自転車ネットワークの整備や街歩き観光が楽しめる歩道の整備を図ります。

二次交通機能については、外国人観光客への的確な情報提供や安全・快適な移動環境の提供に取り組むほか、レンタカー対策として、利用者の利便性向上に向けて円滑な受け渡し場所の改善等に取り組めます。

観光まちづくりについては、中高年層や外国人観光客の増大等に対応するため、県内各地域の特性を踏まえた沖縄らしい風景・まちなみの保存・再生・創造、花と緑あふれる道路空間の形成、多様なレクリエーション需要に対応した公園等の整備を図るとともに、公共施設のバリアフリー化の推進、案内板表示の多言語化やICT（情報通信技術）の活用など、ユニバーサルデザインの理念に基づく人に優しい観光地づくりを促進します。特に、沖縄本島東海岸地域などへの民間投資を促すため、市町村や民間事業者等との連携強化のもと、交通アクセスの改善や観光スポットの設置等を促進することで、地域の観光集客力を高め、観光地としての賑わい創造に取り組めます。

観光関連施設については、観光消費額の増加や雨天時・閑散期対策につながる民間投資を呼び込むため、観光地形成促進地域制度（観光施設投資減税）の活用等により多様な観光ニーズに対応した魅力ある集客施設の整備を促進します。宿泊施設については、今後の入域観光客数の増大と宿泊施設の需給バランスを踏まえ、既存宿泊施設の高付加価値化・競争力向上を支援するとともに、適正な宿泊単価を確保しつつ県全体としての宿泊供給量の増大に努めます。

こうしたハード面での受入体制整備に加え、安全・安心・快適な観光地の形成に向けて、観光危機管理体制の充実、強化を図るとともに、二次交通の利便性向上など官民一体の取組の強化や「めんそーれ沖縄県民運動」等を展開し、県民のホスピタリティ向上に努めます。

さらに、観光客から寄せられた意見や苦情等を、県、市町村、観光団体等による観光施策や観光地づくりに効率的に反映するシステムを構築し、観光客の満足度向上につなげます。

オ 世界に通用する観光人材の育成

国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材を育成・確保し、国際観光地としての沖縄の評価を高めていきます。

このため、観光客と直接対応する観光産業従事者等の対応力の向上を図るとともに、持続的な観光振興を担う高度な経営人材の育成、多様化・高度化する観光客のニーズに対応できる人材の育成・確保について、産学官の連携強化により取り組みます。

また、観光産業従事者の各種資格・技能認定・登録制度の充実を図ります。

さらに、観光産業に対する理解促進のため、県民向けに観光産業がもたらす県全体への波及効果等の情報発信に取り組むほか、県民が沖縄観光を実体験し、その魅力や課題等を再認識するための取組や、児童生徒に対する観光教育を推進します。

あわせて、外国人観光客等を受け入れる環境づくりとして、通訳案内士の育成等により通訳案内サービスの向上を図るとともに、国際理解教育等を推進し、県民の国際感覚、異文化理解能力、ホスピタリティ等の向上に努めます。

カ 産業間連携の強化

農林水産業、製造業、情報通信関連産業、健康・医療関連産業など他産業との連携を強化し、沖縄観光の更なる魅力の向上を図るとともに、他産業への経済波及効果を高めます。

このため、観光リゾート産業と他産業をつなぐコーディネート機能を強化し、沖縄独自の観光プログラムの創出基盤となる芸能や音楽、健康サービス、スポーツ等の各分野の振興及び産業創出に向けた取組と相互に連携を図りつつ、沖縄らしい観光商品・サービスの開発等を推進します。

また、観光業界における県産品の地産地消の推進や、農山漁村地域等における体験交流型観光を推進するとともに、農林水産業やものづくり産業との連携による観光客に選ばれる沖縄独自の観光土産品の開発・販売等を促進し、観光土産品の域内調達率の向上に取り組みます。

さらに、情報通信関連産業との連携を強化し、観光客による滞在時の観光情報の受発信を容易にするためのシステム構築や沖縄の魅力を伝えるコンテンツ開発等を推進し、観光情報の発信力強化等を図ります。

(3) 情報通信関連産業の高度化・多様化

【基本施策の展開方向】

東アジアの中心に位置し、豊富な若年労働者を有するなど本県の特性を最大限に生かし、アジアにおける国際情報通信拠点“ITブリッジ”として我が国とアジアの架け橋となることを目指し、沖縄IT津梁パークを中核に国内外からの企業立地の促進、県内企業の高度化・多様化、人材の育成・確保、情報通信基盤の整備等に取り組めます。

【施策展開】

ア 情報通信関連産業の立地促進

情報通信関連産業が、本県におけるリーディング産業としてより一層の発展を遂げるため、国内企業のみならずアジアなど海外からの企業及び人材の誘致・集積を積極的に推進し、情報産業クラスターの形成に取り組めます。

このため、情報通信産業振興地域制度や情報通信産業特別地区制度等の利活用促進を図るとともに、沖縄の持つ優位性など本県への立地メリットをアピールするプロモーションを、国、市町村及び関係機関との連携のもと戦略的に展開します。

また、コンタクトセンター、BPO（Business Process Outsourcing）業務、テスト業務等、雇用吸収力の高い業種や、コンテンツ制作・ソフトウェア開発等、人材依存型の業種を重視した誘致活動を実施するとともに、クラウドコンピューティングに対応したデータセンターやクラウドサービス事業者のほか、今後拡大が見込まれるIoTやAIビジネス関連事業者等の誘致を積極的に推進します。

さらに、国内外の企業、行政、各種団体等による災害等に備えた事業継続体制の構築に貢献するため、重要データのバックアップ拠点やシステム開発の分散拠点の形成に向けた取組を推進します。

イ 県内企業の高度化・多様化

産業振興の一翼を担う県内情報通信関連企業の高度化は、企業誘致による外部活力の導入と両輪の役割として重要であることから、企業による不断の技術革新

への取組や、人材の育成・確保、県外・海外市場への事業拡大等に対する多角的な支援を行うとともに、他産業との連携や欧米をはじめとするIT先進地との関係構築を促進することにより産業の高付加価値化を図ります。

このため、本県に拠点を置く国際IT研究開発機関等が研究開発した先端技術の活用を促進するとともに、急速に変化するIT市場や技術革新に的確に対応するためのマーケティング分析力を強化し、従来の下請け中心の受注型ビジネスモデルから、クラウドコンピューティング、IoT等の技術を活用した高付加価値の情報通信技術・サービスを提供する提案型ビジネスモデルへの転換を実現するための人材育成や研究開発等の取組を促進します。

また、ITを活用した県内産業全体の国際競争力を高め、国内外市場への展開を支援するため、情報通信関連産業の中長期的な戦略を構築する「沖縄IT産業戦略センター（仮称）」を早期に設置し、ITと他産業による交流・連携の核とするとともに、各種プロモーション機会の提供やビジネスマッチング等の支援により販路拡大を促進するほか、県内で開発されたソフトウェア・ITサービス等の信頼性確保等に向けた支援を実施します。

情報通信関連産業と他産業との連携強化については、沖縄の産業全体を活性化するため、観光、文化、ものづくり、流通・小売、バイオテクノロジー、環境・エネルギー、農林水産等、多様な分野の事業者等との連携・融合や、GIS（地理情報システム）を含むビッグデータやAI、ロボット等の利活用促進等による付加価値の高いビジネスモデルの創出を促進します。また、医療、福祉、教育、防犯・防災等の分野における情報通信技術の積極的な活用による新たなサービスの創出を促進します。

ウ 多様な情報系人材の育成・確保

成長を続けるアジア地域を視野に入れた情報通信関連産業の新たな振興を図るため、アジアと我が国双方のビジネスを結びつける幅広いIT人材の育成に取り組むとともに、県民のITリテラシー向上から企業の即戦力となる人材まで多様な人材の育成・確保に取り組めます。

このため、沖縄IT津梁パークに整備したアジアIT研修センターの機能強化を図り、県内企業の高度化に資する多様な研修やアジアと我が国双方のITビジネスを結びつける幅広い研修を実施するほか、事業者間の交流機会の創出や国内外の研修関係機関及び企業との連携強化を図ります。

また、コンタクトセンターやBPO業務等雇用吸収力のある分野において、エントリーレベルからテクニカルサポート（技術系）やアウトバウンド業務（営業系）等、幅広い人材の育成・確保を促進します。

さらに、クラウド関連ビジネス、新たな組み込みシステムの開発、デジタルコンテンツ制作などの分野で、情報通信技術の急速な進化に対応し、新たなビジネスモデルの提案、開発、販売、運用ができる実践的かつ多様な人材育成を産学官連携により推進し、人材供給機能の強化を図るほか、即戦力となる人材確保の支援や国内外から優秀な人材を誘致することで、本県への技術移転やノウハウの蓄積、企業立地等を促進します。

加えて、沖縄がアジアと我が国双方のビジネスの集積拠点となるため、ブリッジSEなどアジアとの架け橋となる人材の育成を促進します。

あわせて、産業界や県内大学、高等専門学校、専門学校、高等学校などの人材育成機関、市町村等との産学官連携を強化し、学校現場等におけるIT教育を推進するとともに、国際的・先進的なITビジネスの創出に資する高度で実践的な情報系人材育成機関の設立に向けて取り組みます。

エ 情報通信基盤の整備

情報通信関連産業の集積・高度化に必要な基盤の整備については、アジアのITビジネスの進展や技術革新、新たなサービスモデルの創出等、次代を見据えた企業立地環境・支援機能の整備を図り、民間企業の立地や投資を促進します。

このため、沖縄とアジアを直結する国際情報通信ネットワークや、本土－沖縄間の通信環境の拡充を図るとともに、国内外向け情報通信基盤の通信コストを低減することなどにより、沖縄を我が国とアジアにおける国際情報通信拠点として活性化します。

また、ソーシャル・ネットワーク・サービスをはじめ各種クラウドサービスの実施に必要となる沖縄型クラウドセンターの基盤については、クリーンエネルギー等を活用し、大規模災害にも対応できる次世代型データセンターの設置及び安全・低コスト・高品質のサービス提供が継続的に可能な環境等の整備を促進します。

さらに、企業立地の集積拠点の整備については、沖縄IT津梁パークにアジア企業と県内企業との連携開発拠点施設等を整備し、国内外双方向ビジネスの交流を促すことで民間施設の整備を促進するとともに、市町村等による情報通信関連

企業の入居施設の整備促進や、集積拠点間の通信網強化を図ります。

あわせて、離島等の条件不利地域において、都市部など基盤整備が進んでいる地域と同様なブロードバンド環境の確保に向け、情報通信基盤の高度化を図るとともに、適切に維持管理が行われるよう支援し、安定かつ質の高い情報通信環境を確保します。

(4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成

【基本施策の展開方向】

那覇空港の航空物流機能の更なる拡充や那覇港・中城湾港の海上物流機能の強化等により、東アジアの中継拠点として本県の国際物流機能を高めるとともに、この物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空・臨港型産業の集積を図り、那覇空港・那覇港を基軸とする国際物流拠点を形成します。

これにより、新たな時代における万国津梁を実現するとともに、県内事業者等による海外展開や輸出拡大を促進するなど、著しい経済発展を続けるアジアの成長と活力を取り込む自立型経済の構築を目指します。

【施策展開】

ア 臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成

新たなリーディング産業として期待が高まる臨空・臨港型産業の集積を図り、国際物流拠点の形成を促進するため、国際物流ネットワークの構築、関連施設の整備、物流機能の強化等により海上輸送と航空輸送が連結したシーアンドエアーの実現を目指すとともに、国内外から物流関連企業の誘致、航空関連産業クラスターの形成等に取り組みます。

このため、那覇空港の滑走路増設整備及び旅客ターミナルの拡張整備等について、中長期的な観点も踏まえ、取り組むとともに、航空路線の積極的な誘致活動を展開し、航空物流ネットワークの拡充を図るほか、航空機整備施設等の早期整備に取り組むとともに、関連企業の集積を図るための誘致活動や航空関連産業人材の育成に向けて取り組めます。

また、那覇港におけるガントリークレーンの増設等の港湾整備を進めるほか、船舶に係る安い公租公課及び各種規制緩和措置をもとに那覇港及び中城湾港において国際・国内航路のネットワーク拡充に取り組むとともに、物流効率化のため

の施設整備、輸送時間の短縮及び物流コストの低減に取り組みます。

さらに、企業誘致や関連施設の整備を図る上で必要となる用地の確保に努めるとともに、ロジスティクスセンターをはじめとする物流関連施設の整備を推進し、空港及び港湾の物流機能を活用した高付加価値型ものづくり産業の集積、電気・電子機器等の加工・組立・修理の拠点形成、医薬品など高付加価値商品や迅速な輸送が求められる農水産物・生鮮食料品等の保管・流通拠点の形成等を図ります。加えて、優れた物流機能を活用するための商流ネットワークの構築に取り組みます。また、国内外のメーカーやバイヤーが集う国際見本市や商談会等が開催できる大型MICE施設の供用開始を見据えて誘致等に取り組みます。

あわせて、C I Q（税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫(Quarantine)）に係る体制の強化を国に求めるとともに、各種規制緩和措置等をもとに貿易に係る諸手続の簡素化・迅速化に取り組みます。

関連企業の集積に向けては、国際物流拠点産業集積地域への立地企業に対する特別な優遇制度の活用を促進するとともに、物流コストの低減化への支援、雇用や設備投資等に係る助成制度の充実及びワンストップサービスによる創・操業支援体制の強化に取り組み、臨空・臨港型産業の集積を促進します。

イ 県内事業者等による海外展開の促進

那覇空港や那覇港を基軸とした国際物流ハブ機能の向上は、県内の既存産業にとって新たな活路を拓くものであり、ものづくり産業、農林水産業、情報通信関連産業、建設産業などの事業者等による海外展開に向けた戦略的な取組を推進します。

このため、国際物流拠点を核とした貿易の振興に向けた戦略を官民協働で構築するとともに、県内事業者等に対し、マーケティング調査、アジア向け商品の開発、ビジネスマッチング、プロモーション、物流の効率化、契約手続までの一貫した支援を行うなど、県産品の海外販路拡大を促進します。

また、海外ネットワークを有するジェトロ沖縄貿易情報センター等と連携し、県内事業者等が海外ビジネスを展開する際に、現地の商習慣や規制等に対応できるよう、各種相談やセミナー等を実施するとともに、海外見本市等への出展サポート等による海外展開を促進します。

さらに、海外市場において県産品等の類似商品や粗悪品等が流通し、県産品のブランドイメージが損なわれることがないように、国外での商標登録促進等、産業

財産権を保護・活用する取組を強化します。

また、(財)沖縄観光コンベンションビューローや(公財)沖縄県産業振興公社の海外事務所等の機能強化や世界のウチナーネットワークの活用などにより、企業提携、企業投資誘致、国際観光、産業人材の交流等、多方面からの経済交流を推進します。

(5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成

【基本施策の展開方向】

沖縄の地域に根付き世界に開かれた“知の交流拠点”の形成を図るため、「健康・医療」と「環境・エネルギー」の分野を柱に、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校等が核となり、様々な施策を通じて産学官が連携することにより、そこから生み出される研究開発成果等を活用して新事業・新産業を創出する国際的な「知的・産業クラスター」の形成を目指します。

【施策展開】

ア 研究開発・交流の基盤づくり

科学技術の拠点形成による沖縄の更なる発展に向けて、自然科学、人文・社会科学の分野を含む幅広い領域の優れた研究者や研究機関の集積を促すため研究開発・交流の基盤づくりを推進します。

このため、沖縄科学技術大学院大学の整備促進に努めるほか、同大学院大学と琉球大学、沖縄工業高等専門学校、県内研究機関、企業等が連携した研究開発・交流拠点として、既存の共同研究施設の活用を促進するとともに、これらと一体となって機能するインキュベーション施設やリサーチパークを整備し、最先端の研究開発に必要な施設・設備等の充実や研究機能の強化を図ります。

また、国内外から優秀な研究者等の「頭脳人材」を獲得し、その家族の受入も可能とするため、同大学院大学の整備とあわせて、関係機関、民間等と連携し、インターナショナルスクール等の充実を図るなど、教育面や医療・雇用・生活面での総合的な周辺環境整備を進めます。

さらに、魅力ある研究環境を創出するには、研究者相互の交流を活発にすることが重要であることから、研究者の交流促進や研究機関の連携強化により、大学院大学等との共同研究が活発に行われるための環境整備に努めるとともに、大学

院大学や琉球大学など大学関係者等のネットワークを活用した学会誘致活動を促進します。また、研究者と地域社会とのコミュニケーションを促進するため、研究内容や成果等を県民に普及啓発する活動を促進するとともに、高等教育機関が有する知を活用した地域課題の解決に取り組むなど、科学技術が拓く沖縄の未来像を県民全体で共有する場の創出に努めます。

あわせて、アジア・太平洋地域における沖縄の地理的な優位性を生かし、人文・社会科学から最先端の科学技術までを視野に入れた、世界に開かれた総合的な研究交流・情報発信拠点の形成を図ります。

イ 知的・産業クラスター形成の推進

本県が国際的な先端的頭脳集積地域として発展していくため、国内外の研究機関や民間企業等の集積及び国際研究ネットワークの構築による知的・産業クラスターの形成を推進します。

このため、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校、公設試験研究機関、民間企業など県内の研究機関等と国内外の研究機関等との研究交流や、先端的な共同研究に対する継続的かつ弾力的な支援を通じて、県内の研究機関や科学技術人材の水準を高めるとともに、国際的な研究ネットワークを構築します。

また、今後成長が見込まれる「健康・医療」分野や「環境・エネルギー」分野を柱として、沖縄の地域特性や生物資源を生かした医薬品、機能性食品やバイオマスエネルギー等の研究開発を推進し事業化を促進するとともに、バイオ関連産業の集積を図ります。特に「健康・医療」分野においては、本県が有する同分野に関連した世界一又は日本一の要素を活用して、本県の健康・医療産業の創造、活性化を図ります。また、西普天間住宅地区跡地を中心とした国際医療拠点の形成と連携し、健康・医療産業クラスターの形成を推進します。

加えて、中小・ベンチャー企業等による研究開発や事業化等の取組に対し、投資ファンドや初期投資の軽減を図る資金調達サポート、経営指導などの総合的な支援を実施します。

さらに、アジアにおける先端医療拠点の形成を目指して、先端医療技術の実用化に向けた研究開発の推進や高度医療人材の育成等により、先端医療技術の研究基盤を構築します。

ウ 研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化

各研究機関による優れた研究開発成果を県民生活の向上や産業振興に結びつけるため、コーディネート機能の強化など技術移転の充実強化に取り組めます。

このため、産学官連携を推進する(公財)沖縄県産業振興公社等の活用や独立行政法人との連携等により、コーディネート機能を強化するとともに、産学官共同研究への支援の強化、民間企業等による事業化に向けた研究開発の促進等により、科学技術に関する研究成果と産業界のニーズとのマッチングを促進します。

また、本県の地場産業の振興を図るため、県立試験研究機関の研究基盤の充実・強化を図るとともに、企業や市場のニーズの高い研究開発や産学官連携及び農林水産業、商工業、医療等の分野を超えた連携による研究開発を促進します。

さらに、大学や研究機関の研究成果を知的財産として創造し、権利化し、活用するというサイクルの創出に向けた取組を推進します。

エ 科学技術を担う人づくり

将来の科学技術を担う子どもたちに対して、理数科目の「面白さ」や「楽しさ」を体感できる機会を増やし、科学に対する興味を引き出し、それを伸ばしていく取組を推進するとともに、研究交流を先導する高度な県内研究者や科学技術と産業界を仲介する専門コーディネーター等、科学技術の振興をリードする人材育成を推進します。

このため、子どもたちの「科学する心」を育むため、小・中・高校と教育・研究機関等との連携を強化し、出前講座の実施をはじめ子どもが科学に触れあう機会を提供するとともに、発達段階に応じた体系的な科学教育の展開を図ります。また、将来の科学技術系人材の育成に向けて、スーパーサイエンスハイスクールの指定に取り組むとともに、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学等との連携による人材育成を推進します。

さらに、県内の科学技術水準を向上させるとともに、沖縄から世界に羽ばたき、人的ネットワーク形成の基礎となる人材を輩出するため、優秀な学生や若手研究者など幅広い知識と高い専門性を備えた研究者の育成に取り組めます。

あわせて、(公財)沖縄県産業振興公社等の産学官連携を支援する機関と連携し、研究交流を積極的に推進する研究者など科学技術と産業界を仲介する人材の育成を推進するとともに、コーディネート機能の強化を図ります。

(6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出

【基本施策の展開方向】

成長可能性を秘めた新産業の芽を育て、既存産業との相乗効果により成長する産業として発展させるため、自然環境、伝統文化、スポーツ、健康・長寿等、沖縄のソフトパワーを重要な産業資源として積極的に利活用し、競争力のある新産業を創出するとともに、環境関連産業の集積、海洋資源調査・開発の支援拠点の形成、県経済に投資を呼び込む金融関連産業の高度化、さらにはMICEによる新たな産業振興に取り組みます。

【施策展開】

ア 沖縄のソフトパワーを活用した新事業・新産業の創出

新産業の創出に向けて利活用すべき地域資源として、人々に精神的豊かさをもたらし、成熟社会の発展に不可欠な“文化”、温暖な気候に適した“スポーツ”、観光リゾート産業等との連携による相乗効果が期待される“健康”などが有望とされています。これら沖縄の魅力であり人々を魅了するソフトパワーを産業利用する取組を積極的に推進します。

このため、文化産業の創出については、沖縄の個性豊かで多様性のある歴史・文化等を貴重な産業資源として有効活用したビジネスモデルの創出を推進するとともに、デザイン性・感性価値を重視した新たな工芸品等の商品開発を促進します。また、琉球舞踊、組踊、沖縄音楽、エイサー、空手等の文化資源が本来持つ優れた魅力や歴史的価値等を生かし、子どもから中高年までの幅広い人々が理解し、楽しめ、かつ見ごたえがある高い演出効果によるショービジネス等の創出を促進します。さらに、映像や音楽をはじめとしたコンテンツ産業の活性化を図るため、資金供給、活動拠点整備、人材育成等の総合的支援を行うなど、裾野の広い産業の振興を目指します。

スポーツ関連産業については、観光、医療・リハビリ、ものづくりなど既存産業等との連携を強化し、県内企業等によるスポーツビジネスへの積極的な挑戦を促進するなど、スポーツアイランド形成の一翼を担う産業として戦略的な育成を図ります。

健康サービス産業については、観光業界や医療関係団体を含めた産学官医の連携による健康増進サービスを創出し、ウェルネスツーリズムへの展開を促進する

とともに、沖縄の魅力を生かしたエステティック及びスパのブランド化を促進します。

イ 環境関連産業の戦略的展開

環境関連産業の戦略的展開を図るため、エコロジー製品、環境配慮型資材・工法、エネルギー関連技術、環境サービス等の分野において研究開発及び実用化を促進し、沖縄の特性を生かした多様な環境関連ビジネスの創出に向けた取組を推進します。

このため、エコロジー製品については、開発・生産・流通・販売等を行う関連業者の連携により、消費者ニーズを捉えた機能性・デザイン性等を有する沖縄らしい製品開発や販路開拓等を促進します。

環境配慮型資材・工法については、資材製造業、建設産業、環境コンサルタント等との連携により、沖縄の自然環境に適合した資材・工法等の開発を促進するとともに、県内で実施する環境配慮型・自然再生型の公共事業等での積極的な活用を促進し、建設分野における省資源化・低炭素化並びに沖縄の自然環境の復元・再生を促進します。

省エネルギーや再生可能エネルギーの分野については、沖縄の地域資源や気候特性を生かした研究開発及び実用化を促進します。

環境サービス分野については、「省資源・省エネ型」、「地産地消型」など環境配慮型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促す新サービスの開発及び事業化を促進します。

あわせて、環境関連企業による効果的な事業展開に必要な経営力・営業力の強化や企業間連携の促進を図るとともに、先端的な環境関連技術の導入や環境関連企業の誘致・育成により産業集積を促進します。さらに、県内で培われた知見、技術等を生かしアジアや世界の島しょ地域におけるビジネスの創出を促進します。

ウ 海洋資源調査・開発の支援拠点形成

陸域の資源が乏しい我が国にとって海洋資源の開発は、鉱物・エネルギー資源の安定供給を確保する観点から国益に資する重要な分野であるとともに、沖縄県にとっても関連する産業の振興等が期待されることから、中長期的かつ戦略的な取組を進める必要があります。

このため、沖縄周辺海域に賦存する可能性が高い熱水鉱床、海底油田・天然ガス等の鉱物・エネルギー資源に関して、国や各種研究機関が行う調査・研究の成果を踏まえ、関係機関等と連携しながら、将来の産業化も見据え、我が国の海洋資源調査・開発の支援拠点を沖縄に形成するための取組を推進します。

エ 金融関連産業の集積促進

金融関連産業は、情報通信技術との親和性も高く、投融資や資金の供給等、実体経済へのサポート役としての役割が期待されることから、バイオ産業及び環境関連産業など本県において成長の芽生えが見られる産業分野に対してベンチャーファンドを組成する企業や金融系ベンチャー企業等の集積を重点的に推進し、自立経済構築の後方支援と金融業務の高度化を図ります。

このため、経済金融活性化特別地区における税制優遇措置等の利活用促進を図るとともに、本県への立地メリットを最大限にアピールするプロモーション戦略を積極的に実施し、国内外からの企業誘致を国や市町村と連携して推進します。これにより、雇用吸収力の高い金融系のコールセンターや企業等のバックオフィス（事務管理部門）等の誘致を図り、雇用機会の創出を促進します。

また、経済金融活性化特別地区への立地企業に対しては、各種の支援策を提供し、既存立地企業の定着を促進します。

さらに、金融関連産業の人材の育成・確保については、産学官が連携し、エントリーレベルから高度な専門知識を有する人材を育成するとともに、国内外から優秀な人材を招致し、幅広く層の厚い人材の集積を図ります。

オ MICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出

MICEは、人、モノ、情報、企業の集積を促すビジネス交流のプラットフォームであり、観光リゾート産業をはじめ、情報通信、物流関連、ものづくり、農林水産業、飲食・小売、サービスなど様々な分野においてMICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出を図ります。

このため、産業界等のネットワークを生かしたMICEの誘致活動や新たな展示会・見本市等の開催を促進するとともに、業界全体でMICEを推進する取組を支援します。また、国際会議の開催・運営のワンストップ機能やコーディネーター機能を有する民間事業者の集積・高度化を図ります。

MICEから派生するビジネスを取り込むため、各種セミナーやMICE主催

者等とのマッチングイベントを開催するとともに、魅力あるユニークベニューや体験プログラム、テクニカルツアー（産業視察）の受け入れ等、MICE関連商品・サービスの開発を促進します。

MICE関連産業の人材育成については、ミーティングプランナーやコーディネーターなどの専門人材を育成するとともに、民間事業者の人材育成を支援します。

(7) 亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興

【基本施策の展開方向】

亜熱帯性気候や地理的特性、多様な地域資源など本県の地域特性を最大限に生かせる効果的な振興施策を推進し、豊かな自然環境で育まれた安全・安心なおきなわブランドを国内外で確立するとともに、環境と調和し、かつ経営が維持できる持続的な農林水産業の振興を図ります。また、農林水産業の6次産業化など新たな取組により付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業を推進します。

【施策展開】

ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備

亜熱帯性気候等の優位性を生かした安定的・持続的な農林水産業の推進と活力ある産地の形成を図り、高品質かつ安全で安心な農林水産物を消費者や市場に安定的に供給することにより、おきなわブランドを確立します。

このため、園芸作物をはじめとする生産拡大が期待できる農林水産品目については、海外への輸出展開を含めた生産及び流通の拠点となる産地を中心に、台風等気象災害に対応した生産施設等の整備、品質及び安定供給力の向上のための新たな生産技術の開発や普及など、各種施策を総合的に実施するとともに、生産・出荷組織の育成・強化により計画的、安定的に出荷できる産地形成を推進します。

日本が参加する国際的な経済連携協定等が発効した場合、本県農林水産業において長期的に様々な影響が懸念されることから、国の動きも注視しつつ、本県農林水産業の体質強化対策等に取り組んでいきます。

農業については、基幹作物であるさとうきびや肉用牛など、農林水産業の安定的な振興を図る上で重要な品目等の生産基盤の整備・保全を図るとともに、安定生産技術の開発及び生産現場への普及、生産施設の整備、畜産環境対策、鳥獣類

による被害防止対策を推進し、生産性の向上と安定的な生産供給体制の構築を図ります。

森林・林業については、森林の有する機能に応じた利用区分（ゾーニング）を行い、特用林産物の安定生産や県産材を利用した木工芸等の推進など豊かな森林資源を生かし、環境と調和した持続可能な林業生産活動、計画的な森林・林業の振興に取り組みます。

水産業については、本県の温暖な海域特性等を生かした海面養殖や台風に強い陸上養殖など、沖縄型のつくり育てる漁業の確立による水産業の振興を図ります。また、科学的な資源調査等に基づいた水産資源の適切な保全・管理を行い、資源の持続的な有効利用を図るとともに、沖縄周辺水域の漁業秩序の維持及び漁業者の安全操業の確保に取り組みます。

イ 流通・販売・加工対策の強化

流通・販売・加工対策については、本県における農林水産物の流通条件の不利性の低減や、輸送過程における生鮮食品の品質保持を図るとともに、マーケティング力、市場分析力を強化し、国内外の消費者・市場に信頼される品質の高い農林水産物及び加工品を効率的かつ安定的に供給できる体制を構築します。

このため、物流センターなど各種流通施設の整備や、卸売市場の再編・強化等による物流の効率化を促進するとともに、生鮮品等の高品質・鮮度保持技術の開発、本土並みの輸送条件となるよう抜本的な輸送コストの低減対策を推進します。

また、マーケティングに基づく品目ごとの販売戦略やブランド戦略を構築するほか、県内外の市場への販路拡大やおきなわブランドの認知度向上に向けた効果的なプロモーション活動などに積極的に取り組むとともに、国際物流ハブ機能を活用し、アジア市場への海外輸出、販路開拓を推進します。

さらに、観光業や食品加工業など他産業との連携を強化し、地域における農林水産物の掘り起こしによる地域・県内外向けの商品開発モデルの構築、ファーマーズ・マーケットなど直売施設の活性化支援等による地産地消の推進、県産農林水産物の機能性や先端技術等を生かした付加価値の高い加工商品等の新商品開発、農林水産物の多用途利用・総合的利用の促進などに取り組みます。

あわせて、製糖業の経営の合理化・安定化及び製糖施設の整備を図ります。特に含蜜糖については、分蜜糖並みの支援や需要拡大に向けた新商品の開発、販売促進等の取組を推進します。

ウ 農林水産物の安全・安心の確立

消費者の食に対する安全・安心への関心が高まる中、おきなわブランドをはじめとする県産農林水産物の信頼を確保するため、食品表示・残留農薬等の検査徹底など安全・安心な食料供給体制を構築するとともに、有害な病害虫や海外悪性伝染病等の防疫対策の強化等を図ります。

このため、堆きゅう肥等有機質資源を活用した有機農法など環境保全型農業の推進、農薬の適正販売・使用の周知徹底、農業生産工程管理（GAP）手法の導入促進、トレーサビリティーの確保、食品表示法に基づく食品表示の適正化の推進等、生産段階での衛生管理・品質管理の徹底を図ります。

また、品質管理基準やブランド管理基準などによる、おきなわブランドの信頼性確保に向けた取組を図るとともに、HACCPに対応する食肉流通処理施設や、食品検査施設等の整備を推進します。

法的に移動規制の対象となっているイモゾウムシ等の根絶、有害なミバエ類の再侵入防止対策、総合的病害虫管理（IPM）の確立や防疫体制の構築など、安全・安心な農林水産物の安定供給に向けた取組を推進するとともに、口蹄疫や鳥インフルエンザなど家畜等への海外悪性伝染病の侵入防止に向けた万全な対策に努めます。

エ 農林漁業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化

担い手の減少や農林漁業者の高齢化に対処するため、新規就業の促進、意欲ある経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るほか、農林水産業の持続性、安定性を確保するため、農林漁業者の経営安定対策を強化します。

このため、担い手の育成・確保については、就農希望者に対して農業経営資源（技術・農地・資金等）を効果的に提供し、円滑に就農定着できるよう一貫した支援を推進します。また、農業大学校等の教育・研修・実習施設の充実など後継者育成対策等を推進するほか、沿岸漁業を支える経営感覚に優れた担い手の育成、新規就業者及び中途参入者の確保に向けた取組を推進します。

また、地域農業の継続的な発展と活性化を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者の育成や地域のリーダーとなる人材を育成するとともに、家族経営協定を活用した女性農業者、後継者の経営参画や、農林漁業団体の組織機能の強化を促進します。

農林漁業者の経営安定対策については、さとうきび、野菜、パインアップル、畜産等における価格安定制度の充実・強化を推進します。また、所得補償制度の活用促進や台風等の気象災害が多い沖縄の特殊性に応じた沖縄型の共済制度の充実・強化、農林漁業制度資金など金融支援の強化や経営改善等を推進します。

あわせて、担い手への優良農地の利用集積や農地流動化対策の強化等による経営規模の拡大を図るとともに、経営の効率化に向けた農地所有適格法人等の育成・強化を推進します。

オ 農林水産技術の開発と普及

亜熱帯地域の特性を生かした農林水産業施策を展開する上で必要な技術開発及び、施策推進上の課題や生産現場での課題解決に効率的かつ迅速に応えるため、新品種の開発・育成、安全・安心・高品質な生産技術、病虫害防除技術等の研究開発を推進します。

このため、県立試験研究機関において、研究に即した施設及び機器等を整備し、市場競争力や生産体制の強化に向けた優良品種・種苗等の研究開発、省力・低コスト化に向けた技術、誘引剤や天敵等を利用した病虫害防除技術、高品質・安定生産技術等の開発や未利用資源の研究開発等を推進するとともに、森林の持つ多面的機能の高度発揮、地域活性化のための森林造成技術、木材加工技術やきのこ類の生産技術の確立、景観形成に資する花木や緑化技術等の研究開発を推進します。

また、県産農林水産物の機能性・有用成分の探索や県産食材の安全性確保に配慮した試験研究、加工技術に関する研究開発を推進するとともに、本県の多様な生物相や広大な海域における資源管理・利活用を目的とした試験研究、沿岸魚介藻類の養殖技術の確立、アグリバイオ分野など新たな研究分野における試験研究等の充実に向けた体制強化を図ります。

さらに、農林水産分野における環境負荷対策に対応するため、バイオマス利活用技術や再生可能エネルギーを活用した資源循環型・省エネルギー型農林水産技術の研究・開発に取り組みます。

あわせて、県内で開発された独自の農林水産技術等について、種苗法や特許法等に基づく各種知的財産制度の活用を促進するほか、栽培ノウハウの徹底管理、地域団体商標制度の活用など知的財産の保護に向けた取組を推進します。

農林水産技術の普及については、経営感覚に優れ、技術力の高い担い手を育成

するため、試験研究機関、農業大学校、普及センター等が連携し、生産現場における品目ごとの生産性・収益性に応じた技術の普及や、技術情報提供システムの拡充、農林漁家巡回指導等の充実、高度先進技術の迅速な発信、普及指導員等の指導力強化によるわかりやすい情報提供を推進し、普及の徹底を図ります。

また、これまで大学や県内試験研究機関等において蓄積された様々な研究成果・技術等を産業や経済の発展に生かすため、産学官の連携強化を図るとともに、国際協力・貢献活動の一環として、アジア・太平洋地域に対して情報提供・技術移転を推進するとともに、海外の試験研究機関等との連携による人材交流を推進します。

カ 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るため、亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合する生産基盤の整備・保全を推進します。

このため、沖縄の特性に応じた、地下ダム等の整備や新たな農業用水源の確保、かんがい施設の整備、区画整理等を計画的に推進するとともに、水事情の変化に対応するため施設等の再編・更新を図ります。

また、農村地域における再生可能エネルギー施設等の導入、インフラ長寿命化基本計画に基づく既設の農業用施設のライフサイクルコストの低減化や耐用年数の長期化等に対応した保全管理を推進します。

さらに、農業生産力の維持向上及び赤土等の流出を防止するため、営農支援の強化、ほ場勾配の抑制、グリーンベルトの設置、沈砂池等の整備を推進するとともに、台風等の影響を強く受ける沖縄の気象条件や侵食されやすい土壌条件等に対応した防風・防潮施設、農用地保全施設等を整備し、農業生産基盤の強靱化を推進します。

耕作放棄地の再生・利用については、生産施設の整備を含めた農地の再編整備を推進するとともに、新規参入者等への農地のあっせんによる有効利用等への取組を促進します。あわせて、中山間・離島地域の耕作放棄地の発生防止に取り組みます。

森林・林業の基盤整備については、森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るとともに、豊かな森林資源を生かし、持続可能な林業生産活動の促進と自然環境に配慮した森林整備を推進します。また、地域特性を考慮した農山漁村の景観形成及び花と緑にあふれる観光地づくりを図るため、熱帯・亜熱帯性の名木や花木

を活用した名所づくりを推進します。

水産業の基盤整備については、水産物の生産・加工・流通体制の強化を図るため、高度衛生管理型荷捌施設等を整備します。また、亜熱帯地域の特性に配慮した防風施設や防暑施設、浮棧橋等を整備します。さらに、老朽化した漁港・漁場施設の維持更新を計画的に推進するとともに、地震・津波等の災害に強い漁港・漁村づくりに取り組みます。

キ フロンティア型農林水産業の振興

アジア経済の著しい成長発展、地球温暖化等の環境変動への対応など、様々な社会環境の変化に本県の農林水産業が柔軟に対応するため、「他産業との融合」、「アジアなど海外への展開」、「環境との調和」を基調としたフロンティア型農林水産業を推進し、新たな農林水産業の発展を図ります。

このため、観光リゾート産業やものづくり産業など他産業と連携し、県産農産物の素材を生かした付加価値の高い観光土産品等の開発や、農家民宿を中心とする体験交流拠点等の整備を推進します。

また、農山漁村の多面的機能の発揮・利活用に向けて、地域の魅力ある素材の発掘や地域特性を生かしたツーリズムの推進、生産者と消費者や農山漁村と都市を結ぶコーディネーター等の人材育成を推進するなど、農林水産業の6次産業化による新市場開拓と農林水産資源の多様な活用を促進します。

さらに、農山漁村や森林・海域が有する沖縄らしい風景・文化等の多面的機能を維持するため、農山漁村等の整備や貴重な古民家集落、歴史遺産、御嶽・拝所など地域に内在している景観資源の保全に努めます。

国内外の市場においておきなわブランドの形成を推進するため、消費者の嗜好に適合した農林水産物の生産、高度な加工技術を集約した加工拠点や効率的な移輸出に対応した流通拠点の形成、多様で信頼できる販売ルートの開拓、マーケティング力・情報発信力の強化等に取り組みます。

また、亜熱帯の豊富な自然エネルギー等を活用した革新的な生産基盤施設や、ICTの活用を含む栽培環境の制御等を検討し、計画的・安定的生産が可能な沖縄の環境に適合した低コスト技術集約型施設等の導入、海洋深層水等を利用した養殖施設などの導入に取り組みます。

(8) 地域を支える中小企業等の振興

【基本施策の展開方向】

地域を支える中小企業等が社会の変化や多様なニーズに対応し、着実に成長発展が遂げられるよう、経営基盤の強化、技術力や生産性の向上、人材の多様化、金融支援等に係るきめ細かな施策を講じることで、中小企業等による自助努力と創意工夫による新たな取組を促進し、中小企業等の活力を高めていきます。

あわせて、地域コミュニティの拠点である商店街・中心市街地の活性化や、地域の雇用を支える商業及び建設産業の振興に向けた取組を推進し、地域全体の活性化へとつなげていきます。

【施策展開】

ア 中小企業等の総合支援の推進

「沖縄県中小企業の振興に関する条例」に基づき、経営革新、創業、経営基盤強化、資金調達の円滑化等の総合的な支援策を展開することで、中小企業等の経営資源の強化や新たな活動の促進等を図り、中小企業等の活力を高めていきます。

このため、中小企業等の経営革新については、著しく変化する経営環境に即応した新商品の開発や新サービスの提供等、中小企業の新たな取組を支援するほか、中小企業等の価値を高める知的資産経営の促進及び産業財産権の創造・保護・活用に向けた取組を促進します。

また、創業・ベンチャー企業支援については、インキュベーター施設を持つ市町村等と連携し、有望なビジネスプランの発掘から事業化まで沖縄全体でベンチャー企業等を育てる仕組みを構築するとともに、ベンチャー企業の成長段階に応じた資金供給、インキュベートルームの提供、経営支援の充実強化等を図ります。

さらに、経営基盤の強化に向けて、中小企業支援センターのワンストップサービス機能を一層強化するとともに、小規模事業者等の経営安定化と競争力の強化を図るため、商工会議所・商工会等の更なる指導力向上等に取り組み、支援体制を強化します。また、中小企業の人材の育成・確保や情報通信技術の利活用を促進するとともに、中小企業の実産性の向上を図るため、組織化・協業化及び中小企業協同組合等の組織機能の強化を促進します。

資金調達の円滑化については、沖縄県信用保証協会、民間金融機関、政府系金融機関等と連携し中小企業者等の事業活動の円滑化、経営の安定化及び雇用環境

の改善に向けた金融支援に取り組むほか、中小企業者等のニーズを的確に把握し、経営環境の変化や企業ニーズに対応した柔軟性のある県融資制度の充実を図ります。

イ 商店街・中心市街地の活性化と商業の振興

地域住民等の生活や交流が行われる重要な拠点である商店街・中心市街地の活性化を図るため、市町村や商店街による計画的かつ継続的な取組を支援するとともに、周辺地域を含めた環境整備、地域と一体となった商店街活動、街づくりを担う人材の育成等を支援します。また、商業全体の振興を図るため、多様な社会ニーズに対応した商業事業者等の意欲的な取組を促進します。

このため、商店街・中心市街地の環境整備については、中心市街地活性化基本計画や商店街活性化事業計画の策定・実現に向けた取組を支援し、利用者の快適さや利便性向上を図る商業空間の整備改善や物流事業者等の荷さばき駐車スペース設置等による交通環境の改善を促進します。

また、歩いて暮らせる環境づくり、街なか居住の促進等による良質な住環境の整備、コミュニティバスやタウンモビリティの充実等による人に優しい交通手段の確保と、その利用を高めるための周知活動等を促進します。

さらに、新たな商業地の形成においては、市町村の意向、広域的な都市構造を踏まえて適正配置に努めます。

地域と一体となった商店街活動については、観光、農業、ものづくり、医療・福祉、伝統文化などの地域の事業者等と連携した創意工夫による新商品・サービス、コミュニティビジネス、イベント等の創出、空き店舗・空きビル等を含む多様な地域資源の有効活用等、街のにぎわいや魅力を高める取組を促進します。

また、人材の育成等については、魅力的なまちづくりを進める地域リーダーや商店街の後継者育成、組織強化等に向けた取組を支援します。

商業全体の振興については、今後、増大が懸念される買い物弱者等に対するきめ細かなサービスの展開をはじめ、少子高齢化への対応や安全・安心に暮らせる地域社会づくりに資する取組、資源循環型社会に対応した環境配慮型ビジネス、本土やアジアなど世界から外需・外貨を取り込むビジネスの展開など、県内商業事業者等による新たな取組を促進します。

ウ 建設産業の担い手確保及び活性化と新分野・新市場の開拓

建設産業については、従来の社会資本整備への貢献に加え、担い手である技能

者の高齢化や若年入職者の減少により、災害時の応急対策や将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持が危ぶまれているため、その人材の確保を図るとともに、社会ニーズに対応した新たな技術の開発、新分野進出等による経営の多角化、協業化等による経営基盤の強化を促進し、アジア・太平洋地域に積極的に技術貢献しうるグローバル産業として新たな振興発展を図ります。

このため、建設産業の担い手確保については、中長期的な観点から、処遇改善や生産性向上、建設産業の魅力発信等に取り組みます。

また、産学官連携のもと、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖縄らしい風景づくり」、「耐震化、老朽化及び長寿命化」、「生産性の向上」等に対応した工法・資材等の技術開発を促進します。

加えて、これまで建設産業が培ってきたノウハウやネットワークを生かし、農林水産業分野や環境・リサイクル分野等、新分野・新市場への進出等による経営多角化を促進するほか、業種転換、企業合併や連携による協業化等への取組を支援します。

さらに、県内建設業者の工事受注を拡大するため、公共工事における県内建設業者の受注機会の確保や米軍発注工事への参入促進を図るとともに、新たな市場として期待されるアジア・太平洋地域における海外建設市場への積極的な進出を促進します。

あわせて、多様化・高度化する市場ニーズに対応できるよう、技術者・技能者等の育成・確保に取り組むとともに、海外建設市場等への進出に伴い必要となる語学や海外の商習慣等に詳しい人材等の育成に取り組めます。

また、入札契約の健全化を高め、技術と経営に優れた企業が適正な価格で受注できるよう、業界団体との連携のもと、よりよい入札・発注方式の導入を推進します。

(9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成

【基本施策の展開方向】

食品加工業、健康食品製造業、琉球泡盛製造業、金属加工業、一般機械製造業、工芸品製造業等のものづくり産業が、県民のニーズに応えることができる地域産業としての地位を確立するとともに、成長のエンジンとして本県経済振興の一翼を担う移外型産業として成長できるよう、製品開発からブランド構築に至る総合的かつ

戦略的な支援に取り組みます。

また、工業用水や電力エネルギーなど産業振興を図る上で重要な基盤については将来の産業発展を見据えた適切な対応を図ります。

【施策展開】

ア ものづくり産業の戦略的展開

これまで重点的に取り組んできた地域資源活用による付加価値の高い商品開発に加え、感性価値を重視した製品開発、企業間連携・農商工連携の強化、ものづくり基盤技術の高度化、サポーティング産業の育成、技術支援、人材育成、県産原材料の自給率向上、企業誘致等に取り組みます。

このため、製品開発については、地域資源の活用や農商工連携・異業種連携による研究開発や事業化を促進します。また、沖縄らしさを表現したデザイン、機能性や時代性等を取り入れた感性型製品の開発のほか、今後、拡大が見込まれるIoT等の技術を活用した製品開発を促進します。

ものづくり基盤技術の高度化については、産学官共同研究の促進等により、製品開発力・技術力の強化を図り、加工・製造・メンテナンス等の県内調達率向上に取り組むとともに、県内企業連携や国内外企業とのネットワークを構築し、県内における生産体制の強化を促進します。

ものづくりを支えるサポーティング産業の振興については、工業技術センター（金型技術研究センター）など公設試験研究機関等による人材育成や企業の製品開発力の向上に取り組みます。

技術支援については、公設試験研究機関等における研究基盤の整備や技術相談、技術指導等の支援機能を強化するとともに、県内企業等に対し県有特許技術の公開、研究成果の普及、研究施設の活用等を促進します。また、健康食品の原材料をはじめ、県産素材が持つ機能性や安全性を学術的な知見により評価するための研究開発を推進するとともに、県内企業等がこれらの成果等を円滑に商品開発に活用できるよう産学官連携による支援体制の構築に取り組みます。

人材育成については、企業ニーズに対応した技術研修や国内外の市場動向に対応したセミナー等を開催するほか、産業界、県内教育機関等と連携し、次代を担う若者に対してものづくり産業の魅力を発信し、興味・関心を育むとともに、県外製造業や研究機関等との人的交流を推進し、高度な技術や専門知識を有する人材の育成・確保を図ります。

原材料の確保について、県産農林水産物では、高品質化に向けた品種改良等を推進するとともに、機能性の高い農林水産物の安定生産、一次加工、保存に係る技術開発、生産者と加工製造業者の連携強化により、県産原材料の自給率向上を促進します。また、伝統工芸品でも、繊維、染料、陶土等の原材料の確保に努めるとともに、関係機関と連携し、品種改良等や県産素材活用のための試験研究を推進します。

また、産業高度化・事業革新促進地域制度（産業イノベーション制度）を活用し、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進し、産業の更なる振興を図ります。

国際物流拠点産業集積地域においては、産業の集積に必要な賃貸工場等の施設整備をはじめ、固定資産取得費用等への助成制度、ワンストップサービスによる創・操業支援や誘致体制の強化など魅力的な投資環境の整備により、人・モノ・技術・投資を呼び込む高付加価値・高度部材産業の立地を促進し、沖縄におけるものづくりの先進モデル地域を形成します。

イ 県産品の販路拡大と地域ブランドの形成

消費者ニーズが多様化した現代においては、「品質」や「価格」を重視した商品だけではなく、買い手の心に響くストーリーや作り手のこだわりなどを加味した人々に「共感」を与える商品が求められています。こうした新たな付加価値を備えた県産品の販路拡大、定番商品化及びブランド化を支援するとともに、市町村や業界団体等による地域ブランドの形成を促進します。

このため、県産品の販路拡大については、国際物流ハブ機能等を活用した国内外への販路開拓を促進するとともに、物産展や県外バイヤー等を招聘したビジネスマッチング・商談会等の開催、県産品奨励活動の推進、メディアミックス等による戦略的なプロモーション展開支援に加えて貿易関連業務等を支援し、県外市場における県産品の販路開拓や定番商品化を促進します。

また、県内外の市場において、県産品等の類似商品や粗悪品等が流通し、県産品のブランドイメージが損なわれないよう、商標登録促進等、産業財産権を保護・活用する取組を強化します。

県産品のブランド化については、県内外の関係機関との連携のもと、企業、生産者、業界団体等のマーケティング力の強化、市場分析に基づくブランド戦略の

策定、沖縄らしさや感性価値を重視した商品・サービス等の開発、人材育成等の支援を行うとともに、作り手の想いやこだわりなどストーリーを付加価値として発信し、国内外の消費者の認知度・共感を高めるための取組を支援します。

また、市町村等による地域ブランドの形成については、地域関係者の合意形成の促進、統一的なブランド認証基準等のルールづくりや地域団体商標等の取得を促進するなど、地域トータルの魅力やイメージを高めるための取組を支援します。

ウ 安定した工業用水・エネルギーの提供

産業の振興及び持続的発展のために重要な社会資本である水資源やエネルギー等については、将来にわたり低コストでの安定供給が図られるよう取り組むとともに、地球環境問題への適切な対応を促進します。

このため、工業用水については、老朽化した施設を計画的に更新し、あわせて耐震化を推進します。

エネルギーについては、電気事業に関する税制の特別措置等を活用した液化天然ガス（LNG）の利用や、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等のクリーンエネルギーの導入を促進するとともに、電力自由化への対応に取り組めます。また、経済特区など新たな電力需要の伸びが想定される地域においては特別高圧電力供給設備等の基盤整備を促進します。あわせて、沖縄本島中南部及び宮古島に賦存する水溶性天然ガスの有効活用に向けた取組を促進します。

(10) 雇用対策と多様な人材の確保

【基本施策の展開方向】

県民が働きがいのある仕事に就けるよう、沖縄の特殊性や地域の実情に応じた産業振興・雇用施策に県民一体となって取り組み、多様な雇用の場の創出や就業支援に努めるとともに、多様な生き方が選択・実現できる雇用環境を整備し、労働者が安心して働ける社会の形成を目指します。

特に、沖縄の雇用情勢の抜本的な改善に向けては、中長期的な視点のもと、沖縄特有の雇用問題の解決を図る必要があり、総合的な就業支援拠点の形成、キャリア教育の充実、若年者の県外・海外就職へのチャレンジ、企業等の雇用環境の改善、若年者や離職者向けの就職基礎訓練の実施、地域における就業意識向上のための環

境づくりを推進します。また、完全失業率や有効求人倍率は改善している一方、顕著になってきた人手不足の解消のための取組や、産業の高度化を牽引する高度人材の確保に向けた取組を推進します。

【施策展開】

ア 雇用機会の創出・拡大と求職者支援

雇用機会の創出・拡大に向けては、市町村や関係機関との連携を強化し、観光リゾート産業、情報通信関連産業、臨空・臨港型産業等の本県の優位性を生かせる分野や、環境関連産業、医療・介護関連産業等の雇用吸収力の拡大が期待できる分野を中心に、税制優遇措置や雇用を支援する助成金の活用を促進するなど、産業振興と連動した雇用対策を推進します。

また、こうした高い雇用創出効果が期待される分野の人材育成・確保については、職業訓練機関等における企業ニーズに応じた職業訓練、研修等の拡充・強化を図ります。

特に、ミスマッチの生じている観光リゾート産業や情報通信関連産業等については、企業や業界に関する正確な情報発信とあわせて、合同企業説明会、面接会、職場体験等の求職者に対する支援を行います。さらに、人手不足が顕著となっている分野や産業の振興を牽引する高度な経験・知識・技術等を有する人材の確保については、県内の雇用情勢等に配慮しつつ、県外人材や外国人労働者の活用も含めて対策に取り組んでまいります。

求職者の支援については、若年者・中高年者及び女性など各階層に応じた職業紹介、相談サービス、職業訓練等の活用促進に加え、就職困難者や離職を余儀なくされた方への生活安定や就職のための支援の充実を図ります。

また、中小企業等の事業主に対しては、相談窓口の設置により各種雇用支援制度の周知や有効活用の促進を図ります。

さらに、求職者や事業主等への支援を強化するため、雇用の創出と安定化を図る総合的な支援拠点の形成に取り組むほか、雇用状況の変化に機動的に対応するため、国、県、市町村、経済団体、労働団体等が連携した雇用施策の推進体制を強化します。

女性、高齢者、障害者等の就労支援については、母子家庭や育児中の女性に対する職業訓練や相談の機会の拡充、シルバー人材センター等による就業機会の拡大や職業訓練制度の周知啓発、障害者等に対する職業的自立の促進及び障害者雇

用促進法に基づく法定雇用率達成の促進を図るほか、求職者のニーズに合った職業訓練の推進、教育機関や福祉関係機関等との連携強化による各種支援を実施します。

市町村等においては、地域産業等の実情を踏まえ、地域特性に応じた地域主導の雇用対策を推進し、地域における雇用・就業の場の創出及び求職者等の雇用・就業の実現を図ります。

イ 若年者の雇用促進

若年者の就労支援については、企業と連携したジョブトレーニング等により、求職者の意識やスキルを高めて就職へのマッチングを図るとともに、産学官及び地域が連携したキャリア教育支援のための体制を整備し、職業観の形成から就職・定着までの総合的な支援を推進します。

また、新規学卒者の就職対策については、職業教育や進路指導等の充実を図り、県内外のインターンシップや合同説明会・面接会の開催等により、若年者の意識改革や技術力の向上、県外就職も含めたチャレンジ精神の醸成を図り、就職内定率の向上に努めるとともに、企業等の採用方式の多様化や人材育成、定着など早期離職の低減に向けた取組を支援します。

さらに、キャリア教育については、企業、学校・教育機関、家庭・地域、行政等の各主体の連携を強化し、幼稚園から高校、大学等までの発達段階に応じた適切な職業観・勤労観を育むカリキュラムを導入するなど、幼児児童生徒に自発的な就業意識を持たせる取組を促進します。

ウ 職業能力の開発

公共職業能力開発施設における職業能力開発については、民間教育訓練機関との役割分担を図りつつ、企業等から求められる訓練ニーズに応えられるよう、沖縄職業能力開発大学校等と連携した施策を展開していきます。

多様な教育資源を活用した職業能力開発については、訓練委託先との連携を強化し、質の高い訓練ときめ細かな就労支援を推進し、就職率の向上に努めるとともに、訓練機会の少ない離島地域や障害者等への訓練、在職者を対象とした訓練の充実を図ります。

また、技能検定制度の普及促進等により、技能労働者の社会的評価の向上を図るとともに、優れた技能者の表彰、各種技能競技大会等を支援することにより、

技能の振興に努めます。

さらに、事業主等が行う職業能力開発に対する支援を推進するため、各種助成制度の周知と活用を促進します。

エ 働きやすい環境づくり

働きやすい環境づくりについては、全ての労働者が適正な労働条件のもと、安心して働くことができるようにするため、労働法や労働情勢に関する労使双方の理解と法令順守を促進し、労働条件の確保・改善等に努めます。

このため、雇用を支援する助成金の活用や人材育成企業認証制度等を推進することで、事業主が行う均衡待遇や正社員化、職場環境の改善等を促進し、雇用の質の改善や労働者の定着につなげていきます。

仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの推進については、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・啓発、ファミリー・サポート・センターの設置促進を図るとともに、企業によるワーク・ライフ・バランスへの取組を促進するため、専門家派遣等を実施します。また、育児や介護などをしながら働き続けられる職場環境とするために、テレワークなどの多様で柔軟な働き方に関する周知啓発を図っていきます。

労働者福祉の推進については、長時間労働の抑制等、労働環境の改善を図るための取り組みを実施するとともに、労働者の生活安定を図る制度の活用を促進し、中小企業勤労者の福祉の推進に努めます。

安定的な労使関係の形成については、沖縄県女性就業・労働相談センター等における労働相談機能の充実を図るとともに、個別労働関係紛争の解決を着実に図ります。

オ 駐留軍等労働者の雇用対策の推進

駐留軍等労働者については、大規模な駐留軍用地の返還の前に就労状況や意向等を把握するとともに、十分な期間を確保し、配置転換等に向けた技能教育訓練や離職前職業訓練の推進を図ります。

また、離職を余儀なくされる駐留軍等労働者については、国、県、関係団体の連携のもと、特別給付金や就職促進手当の支給、職業指導、職業紹介、職業訓練等、各種支援を推進するほか、(財)沖縄駐留軍離職者対策センターを活用し、離職者の再就職を促進します。

カ 沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）の推進

県民が一体となり沖縄県産業・雇用拡大県民運動「みんなでグッジョブ運動」を引き続き推進し、企業、学校・教育機関、家庭・地域、行政等の各主体がそれぞれの基本的な役割を認識し、相互に連携を図りつつ主体的に取り組みます。

(11) 離島における定住条件の整備

【基本施策の展開方向】

日本の領空、領海、排他的経済水域（EEZ）の保全など、離島の果たしている役割を評価し、県民全体で離島地域を支える仕組みを構築するとともに、離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、交通、生活環境基盤、教育・文化、医療、福祉等の分野においてユニバーサルサービスを提供し、定住条件の整備を図ります。

【施策展開】

ア 交通・生活コストの低減

離島の遠隔性は、航空輸送及び海上輸送など輸送上の不利性をもたらし、人流・物流の面における高コスト構造を招いていることから、交通・生活コストを低減し、住民の負担軽減と島全体の活力向上を図ります。

このため、交通コストについては、離島住民等を対象とした船賃及び航空運賃を低減し、住民の移動に伴う負担を軽減します。

生活コストの軽減については、沖縄本島から小規模離島を中心とする県内有人離島へ輸送される食品、日用品などの輸送経費等への補助を実施します。

離島における石油製品については、揮発油税等の軽減措置を活用し、石油製品の販売事業者等が負担する輸送経費等に対し補助を行うことにより、沖縄本島並みの価格の安定と円滑な供給を図ります。

イ 生活環境基盤の整備及び教育・医療・福祉における住民サービスの向上

離島で定住する上で不可欠な生活環境を整備し、子どもから高齢者まで安心して住み続けることができる条件を抜本的に改善するため、上下水道の整備、水資

源の安定確保、廃棄物処理対策等の強化、情報通信基盤の高度化や活用促進、電力エネルギーの安定供給、公営住宅等の整備等、生活環境基盤の充実強化を図るとともに、公平な教育機会の確保と負担の軽減、地域に必要な人材の育成、文化の振興、医療提供体制の充実、福祉施設の整備等による住民サービスの向上に取り組めます。

【生活環境基盤】

上下水道等の住民サービスの向上について、上水道については、老朽化施設の更新や耐震化等の施設整備のほか、小規模離島をはじめとする県内事業体における水道広域化の推進により水道事業の運営基盤の安定化に取り組み、安全な水道水の安定供給の維持、向上及び住民への負担軽減を図ります。下水道等の汚水処理施設については、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等、各種汚水処理事業の連携により地域の実情に応じた効果的な整備を推進します。

また、水資源が不足している離島においては、水需要に見合う水資源の確保や節水等による水需要の抑制に努めるほか、安定した水資源として雨水や高度処理した処理水の有効活用を図ります。

廃棄物処理等については、廃棄物処理や3R推進に係る住民負担を軽減する制度の拡充を図るとともに、廃棄物処理の効率化を図るため、一般廃棄物処理施設整備に係る市町村の負担軽減、離島間や沖縄本島との連携による運搬ルートの合理化等に努めます。また、産業廃棄物の処理については、処理困難物の効率的な処理体制の構築を図ります。不法投棄対策については、不適正処理防止の監視体制強化や環境美化に対する住民等の意識向上を図ります。

海岸漂着物等については、発生源対策に取り組むとともに、市町村や地域住民と連携して、効果的な回収処理体制の構築を図ります。

情報通信及び放送については、都市部など基盤整備が進んでいる地域と同様なブロードバンド環境や放送の受信環境の確保に向け、基盤の高度化を図るとともに、適切な維持管理を促進することで、安定かつ質の高い情報通信環境等の維持並びに医療、福祉、教育、防犯・防災等の分野における情報通信技術の活用促進を図ります。また、行政サービスの高度化及び行政事務の効率化を図るため、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの再構築、行政手続のオンライン化の拡充等を図ります。

電力の安定供給については、経年劣化した海底ケーブルの更新や新たな海底

ケーブルの設置を促進します。また、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等のクリーンエネルギーの導入を推進します。

生活の基盤となる住宅の安定供給については、地域特性に応じ、適切な住宅が確保できるよう公的賃貸住宅の供給を支援します。特に、民間による住宅供給が困難な地域については、公営住宅の整備等を促進します。

【教育・文化】

離島における公平な教育機会の確保に向けて、複式学級の課題の解消、老朽化した校舎や寄宿舎等の改築・改修等、地域の実情に応じた教育環境整備を推進するほか、教育に係る負担の軽減を図るため、高等学校及び特別支援学校が設置されていない離島からの進学に伴う家庭の経済的負担の軽減や教育諸活動に伴う交通費の負担軽減等に努めます。

また、情報通信技術等を活用した教育を支援するため、ネットワークシステムの拠点となる施設の充実に努めるとともに、離島地区の学校において通信回線及び情報機器等の整備を図ります。あわせて、各学校のニーズに応じ、多様な人材と情報通信技術を活用した遠隔授業等の充実に努めます。

生涯学習については、地域の再生・活性化に向けた生涯学習プログラムの充実に努めるとともに、地域コミュニティ再生のための拠点として、市町村等との連携のもと、遊休化した公共的施設等を有効活用して図書館や公民館等の整備を促進するほか、公共施設等の開放等により、生涯学習の場を確保し、住民等が交流する機会の提供に努めます。

また、県内外の大学をはじめとする教育機関等と連携し、学習プログラムの充実に努めるとともに、情報通信技術を活用したサテライト講義等を提供することで、離島における高等教育機会の確保及び生涯学習機会の充実に努めます。

多様で個性豊かな島々の文化は、地域コミュニティ再生のかなめであり、市町村をはじめ各文化関係機関や大学等との連携のもとに、伝統行事の調査研究・文化的遺産の伝承・復元、後継者や担い手の育成・確保、郷土文化の発信・交流を促進し、さらに、文化資源を活用し、その魅力を最大限生かした産業化を推進します。

【医療・福祉】

離島の医療サービスについては、医師の安定確保や遠隔医療支援により、医療

提供体制の充実を図るとともに、ドクターヘリや添乗医師等確保などの急患空輸体制の充実、沖縄本島等の医療機関受診に係る交通費や宿泊費の負担軽減等、総合的な離島の医療支援に取り組みます。また、離島における歯科医療の充実について取り組みます。

福祉サービスの向上については、福祉サービスの提供が困難な地域において高齢者、子ども、障害者、介護を必要とする者等に対する福祉サービスを総合的に提供できる制度を活用し、拠点施設の整備や運営費への補助、サービス提供に係る人材確保のシステムづくりを促進するなどサービス利用者の負担軽減に取り組みます。また、拠点施設の利用に当たっては、子育て親子同士や世代間交流等の場としても活用できるよう取り組みます。

ウ 交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化

住民の生命線ともいえる航路、航空路などの交通手段を確保するため、必要な空港、港湾・漁港、道路を整備するほか、交通拠点間の連結強化、交通ネットワークの充実を図ります。

このため、空港については、航空需要の増大等に対応した新石垣空港及び宮古空港のエプロン拡張整備等に取り組むとともに、伊平屋空港の整備について、航空路開設に関する検討など諸課題の解決に取り組み、早期実現を目指します。また、航空路の確保・維持、施設の更新整備、機能向上等を推進します。

港湾等については、海上交通の安全性・安定性の確保、質の高い観光リゾート地の形成、輸送需要の増大、輸送形態の効率化、耐震・防災対策、ユニバーサルデザイン等に対応した港湾機能の向上、新たな港湾施設等の整備を推進します。

道路については、自立的な地域づくりと定住支援を図る観点から、離島架橋など地域特性に応じた道路整備を推進するとともに、空港、港湾・漁港等の交通拠点間を相互に連結させるための整備を実施します。

交通ネットワークの充実については、住民の移動の利便性を確保する観点から、国、県、市町村の連携のもと、離島航空事業者、離島航路事業者、バス事業者等の交通・運輸事業者に対する運航(行)費の支援を実施し、離島航空路、航路、バス路線の確保、維持に努めるほか、離島航路に就航する船舶の建造・購入に対する支援を実施します。

また、過去に廃止された離島航空路線（石垣－多良間、石垣－波照間）の再開に向け、県、市町村の連携のもと、離島航空路線の再開・拡充に必要な環境整備

を推進します。

さらに、宮古島・石垣島から沖縄本島への航路による移動については、関係市町村や航路事業者等の意向を踏まえ、旅客需要や事業採算性等を検証し持続可能な航路の確保について検討を行います。

あわせて、観光振興及び交流人口の増大を図る観点から、離島と本土・海外との交通ネットワークの拡充や島々を周遊する航路・航空路等の創設に取り組みます。

エ 過疎・辺地地域の振興

過疎地域及び辺地地域の条件不利性を克服し、本県の社会経済及び文化等の総合的發展に寄与する魅力と活力にあふれた地域社会の実現に向けて必要な生活基盤等の整備に努めます。

このため、過疎地域においては、沖縄県過疎地域自立促進方針に基づき策定された沖縄県過疎地域自立促進計画及び市町村計画に沿って、若者が定着する魅力に満ち、活力に富んだ個性豊かな地域社会の形成を目指して諸施策を推進します。

また、移住対策については、市町村が地域住民や民間団体等と連携・協働して取り組む体制の強化・拡充に努め、地域の自主的な取組を促進する諸施策を推進します。

さらに、辺地地域においては、その地理的特性等から交通条件、その他生活環境に著しい不利性を有することから、引き続き、公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するなど、生活環境整備等の推進に取り組む市町村を支援します。

(12) 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開

【基本施策の展開方向】

離島の持つ活力の維持・向上に向けて、農商工連携、離島間連携、都市や近隣諸国との交流等を強化し、観光リゾート産業、農林水産業、食品加工業、伝統工芸等、地域に根ざした産業の総合的・一体的な振興を図ることで、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指します。また、多様な産業人材や地域社会を支える人材等の育成・確保に取り組みます。

さらに、平和交流、防疫、エネルギー開発、海洋資源開発等、離島における新たな分野の取組を促進します。

【施策展開】

ア 観光リゾート産業の振興

豊かな自然環境と共生する観光地の形成や、それぞれの島の独特な文化や趣きなど島々の個性や魅力を生かした着地型観光プログラム等の開発を促進します。

このため、外国人観光客の増大も視野に入れた観光客受入体制の整備や観光人材育成・確保等について地域のニーズに合わせた支援を行うとともに、各離島の魅力やイメージを積極的に発信し、国内外からの認知度を高める取組を強化するなど、新たな離島観光の展開に向けた取組を推進します。

また、観光施設の新設や既存施設の増設等に対し、低利融資制度や税制上の優遇措置を講じるとともに、観光事業者等が行う外国人観光客の増大や観光の高付加価値化などに対応するための施設等の整備を促進します。

さらに、宮古・八重山地域における海外航路・航空路の充実及び外国人受入体制の充実・強化を図るとともに、近隣諸国等からの観光客増大に向けた誘客活動を推進します。

イ 農林水産業の振興

離島における農業の振興に向け、各離島の特色を生かした品目等の生産振興に努めます。特に、離島・過疎地域を支える重要品目であるさとうきびについては、地力増進対策、干ばつ対策等を推進するとともに、含蜜糖生産地域におけるさとうきび生産農家の所得安定や含蜜糖製造業者の経営安定に向け、分蜜糖並みの支援等に取り組みます。

農業の基盤整備については、新たな農業用水源の開発、かんがい施設等の整備、防風・防潮林の整備・保全、区画整理等を計画的に推進するとともに、インフラ長寿命化基本計画に基づく農業水利施設等の長寿命化に取り組みます。

水産業の基盤整備については、漁港・漁場施設の整備、水産物の生産・加工・流通体制の整備、消費者ニーズに対応した品質管理・衛生管理体制の強化等を推進するとともに、地震・津波等の災害に強い漁港・漁村づくりや良好な漁場を有する排他的経済水域（EEZ）の保全のため、漁港・漁村の活性化に取り組みます。

農林水産物の流通対策の強化については、家畜の輸送体制強化や流通施設の整

備、輸送コスト低減等、農林水産物の流通条件の不利性解消に努めます。

他産業との連携強化については、生産と流通・加工等が結びついた農商工連携や農林水産業の6次産業化による付加価値の高い農産物及び農産加工品の生産・販売・ブランド化を促進します。

ウ 特産品開発やプロモーションなどマーケティング支援等の強化

特産品開発については、消費者の嗜好や市場動向の分析を踏まえ、農林水産物や伝統工芸品など固有の素材・資源を活用した製品開発や、ストーリー性・デザイン性を重視した他ではまねできないオンリーワンの製品開発を支援します。あわせて、県内産原材料の利用拡大や原材料の安定確保、加工施設の整備等を促進します。

また、特産品の販売力を強化するため、生産者・事業者等による戦略的なプロモーションや地域ブランド形成を促進するとともに、県外バイヤー等の招聘や商談会の開催等によるビジネスマッチング、情報通信技術を活用したネット販売等を促進します。

こうした取組を通じて、総合的なマーケティング支援等を強化するとともに、観光リゾート産業等と連携し、国内外の消費者や観光客に選ばれる特産品づくりと販路の拡大を促進します。

エ 離島を支える多様な人材の育成・確保

人材育成については、農林水産業、工芸産業、食品加工業等を支える担い手等の育成及び技術支援を実施するほか、外国人観光客を含め多様化・高度化する観光客のニーズに対応できる観光人材、アジア市場等への販路拡大に対応できる事業者等、地域のニーズに応じた多様な産業人材の育成・確保を推進します。

また、介護、福祉、医療、ボランティアなど、地域社会を支える人材の育成や、地域づくりを担う人材の育成・確保に取り組みます。

オ 交流と貢献による離島の新たな振興

沖縄県は、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に160の島々が点在しており、その中でも離島地域は国土、海域の保全、排他的経済水域（EEZ）の確保並びに航空機や船舶の安全な航行等、我が国の国益に重要な役割を担っています。こうした離島地域が果たしている役割・重要性について、県民のみなら

ず国民全体が理解を深め、離島の負担を分かち合い支え合う仕組みづくりに取り組みます。また、離島地域からアジア・太平洋地域への国際協力・貢献が可能な分野への取組を促進し、新たな離島振興モデルを構築します。

このため、県内外の住民から本県離島の重要性・特殊性・魅力について正しい理解が得られるよう、離島と沖縄本島、離島と本土及び離島相互間の交流機会を拡大するとともに、文化、経済、教育等、多様な分野における近隣諸国との国際交流活動を促進します。また、国立青少年交流の家など既存施設等の維持・活用等による交流の場の確保に努めます。

さらに、熱帯・亜熱帯地域から発生する特殊病害虫や感染症等の防除、クリーンエネルギー開発等の分野における研究開発拠点の形成を目指すほか、離島周辺海域における海洋資源調査・開発に向けた取組を促進します。

(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進

【基本施策の展開方向】

駐留軍用地跡地利用については、周辺市街地と連携しつつ、良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、緑化の推進など魅力ある都市空間の形成を図るとともに、有効かつ適切な利用を推進し、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、沖縄県の均衡ある発展につなげていきます。

【施策展開】

ア 早期の事業着手に向けた取組

駐留軍用地の返還後、速やかに事業着手するために、県及び関係市町村においては、返還前からの駐留軍用地の立入による文化財調査、自然環境調査等を実施して跡地利用計画を策定するとともに、事業に対する地権者等の合意形成を早期に図ります。

また、県及び関係市町村等は、返還後の跡地において事業を予定する道路、公園、学校等の公共公益施設用地等を確保するため、返還前からの用地の先行取得を実施します。

返還された駐留軍用地については、地権者等に土地が引き渡される前に区域の全部について、土壌汚染、水質汚濁、不発弾、廃棄物等の除去などの支障除去措置が徹底して行われます。

イ 駐留軍用地跡地の計画的な整備

中南部都市圏における大規模な駐留軍用地跡地については、広域の見地から大規模な公共公益施設等の整備を含む市街地の計画的な開発整備を行う必要があり、拠点返還地指定により定められる国の取組方針や県及び関係市町村が策定する総合整備計画に基づき、国及び関係市町村と連携して、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造の拠点等としての整備に取り組みます。

また、周辺密集市街地と駐留軍用地跡地の一体的な整備や跡地整備に伴い必要となる既成市街地内への関連道路等の整備を行います。

さらに、跡地整備に当たっては、戦争により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、水・緑・生態系の保全回復を図り、世界に誇れるような沖縄らしい風景づくりや新たな風景の創出に取り組みます。また、県民や観光客などすべての人に優しいユニバーサルデザインの視点による新たな都市空間の形成を図るとともに、環境に配慮した整備によって、地球温暖化問題にも貢献できるよう持続可能な開発を行います。

あわせて、地権者等の負担軽減を図るため、土地の引き渡し後に給付金が支給されます。

ウ 跡地における産業振興及び国際交流・貢献拠点の形成

中南部都市圏の米軍基地が、本県の経済発展を図っていく上で大きな障害となっていることを踏まえ、駐留軍用地跡地において、リゾートコンベンション関連産業や臨空・臨港型産業、文化産業など、強くしなやかな自立型経済の構築の原動力となる産業の集積と育成を図ります。

また、アジア・太平洋地域の平和と持続的発展への貢献を目指し、学術、文化、平和、人材育成等の幅広い分野における国際交流や貢献活動の拠点形成に努めます。

エ 返還跡地国家プロジェクトの導入

中南部都市圏における大規模な駐留軍用地跡地の着実な基盤整備と有効かつ適切な土地利用を推進するため、平和希求のシンボル及び広域防災拠点機能を備えた国営大規模公園（普天間公園（仮称））の整備や中部縦貫道路（仮称）・宜野湾横断道路（仮称）など跡地を活用した骨格的な道路網の整備、鉄軌道を含む新たな

な公共交通システムや国際的な交流・貢献拠点の核となる高次都市機能の導入等を返還跡地国家プロジェクトとして国に求めていくとともに、その実施に向けた取組を促進します。

また、平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、宜野湾市、琉球大学等と連携し、琉球大学医学部及び同附属病院の移設を核とした国際医療拠点の形成に向けて取り組みます。

オ 駐留軍用地跡地利用推進についての協議

駐留軍用地跡地利用の推進については、国、県、関係市町村の連携が不可欠であることから、関係機関が連携し、計画的に跡地利用を進めていくため、駐留軍用地跡地利用推進協議会などにおいて、国及び関係市町村と跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策等について必要な協議を行います。

あわせて、県及び関係市町村で構成する跡地関係市町村連絡・調整会議を開催し、県と関係市町村との連携強化を図ります。

また、西普天間住宅地区跡地においては、国、関係市町村、地主会等の地元関係者との連携強化を図り、返還跡地の利用計画や支障除去措置等について協議を行うなど、跡地利用の円滑な推進に向けて取り組みます。

(14) 政策金融の活用

【基本施策の展開方向】

沖縄21世紀ビジョンの実現には、地域産業の振興、新たな産業分野の創出、離島等の地域振興、大規模な駐留軍用地跡地の開発、中小企業や生産者の経営基盤の強化等、多額の資金需要が見込まれること、さらには、地理的特性を生かした産業の発展や地方創生等の推進、子どもの貧困対策及び雇用の質改善等、地域の課題に則したきめ細かな制度の創設・拡充が求められることから、沖縄振興交付金等による財政支援と民間投資を一層促進するための円滑な資金供給の仕組みは、車の両輪として必要不可欠です。

このため、政策金融については、本県の地域特性に精通し、きめ細かく機動的に対応しうる沖縄振興開発金融公庫の役割が引き続き重要であることから、総合政策金融機関としての現行の組織及び機能の維持存続を図った上で、政策ニーズに則した各種金融支援制度の整備やその活用促進など、沖縄県や民間金融と協調・連携し

た一層の役割発揮を求め、沖縄 21 世紀ビジョンの実現を目指します。

4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して

【将来像実現への道筋】

経済のグローバル化が進んでいる今日において、沖縄の持つ地理的・歴史的特性は、諸外国・地域との経済、学術、文化等の各分野で交流と連携を深め、ともに発展していくという取組の中でより発揮されます。

このため、沖縄の特性を生かした世界との交流ネットワークを構築し、国内外との地域間交流や経済交流を先導する国際感覚を有した人材の育成を推進するとともに、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる多文化共生型社会の構築に取り組みます。加えて、国際交流の拠点となる空港、港湾をはじめ、各種交流活動に必要な基盤を整備することにより、本県の自立的発展のみならず、我が国及びアジア・太平洋地域の発展に貢献する人・知識・文化が融和した海邦交流拠点の形成を図ります。

また、亜熱帯・島しょ性の地域に適合した沖縄独自の農林水産技術、建設技術等に関する技術協力の推進やアジア・太平洋地域の共通課題である水、環境、エネルギー、医療、感染症防除等の課題解決に資する研究交流・共同研究の推進など、科学技術・学術交流分野において沖縄から国際社会に対して情報発信・技術貢献等を推進します。あわせてアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に向けて、災害救助等の活動拠点や平和協力外交拠点の形成を図ります。

こうした我が国やアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に資することを基調とする交流と貢献の姿勢のもと、21世紀の国際社会において本県のみならず我が国の新たな活路を切り拓き、国際社会との信頼と協調体制の構築に取り組みます。

(1) 世界との交流ネットワークの形成

【基本施策の展開方向】

世界のウチナーネットワークをはじめとする国際的なネットワークの形成・活用や、グローバル社会に対応できる人材育成等を推進するとともに、国際的な交通ネットワークの拡充等、国際交流拠点としてふさわしい基盤を整備し、多様な交流を積極的に展開することにより、本県の自立的発展のみならず我が国及びアジア・太平洋地域の発展に貢献する海邦交流拠点の形成を図ります。

【施策展開】

ア 国際ネットワークの形成と多様な交流の推進

国際交流拠点の形成を図るためには、交流の基盤となるネットワークを強固なものにするとともに、本県の地理的・歴史的背景を生かし、国際社会との多様な交流を展開していくことが必要不可欠であることから、様々な分野で県民各層の参加のもとに、交流施策の展開を図ります。

このため、世界で活躍している県系人に加えて「沖縄」をキーワードに集う各界各層の関係者を取り込んだ世界のウチナーネットワークを強化します。さらに「世界のウチナーンチュの日」が制定されたことを踏まえ、県内・国内・海外に向けて沖縄に関する情報発信を強化するとともに、次世代のネットワークの担い手の育成等、ウチナーネットワークの継承、発展を図ります。

また、観光交流については、アジア諸国や欧米を中心に誘客活動を推進するとともに、国際会議等を積極的に誘致し、「頭脳人材」の交流を促進します。

さらに、学術・文化・友好親善等、様々な分野での国際交流を推進するため、ウチナーネットワークのさらなる活用や海外との新たな協定締結など地域間交流を促進するとともに、アジアを中心とする諸外国の人々の招聘や、沖縄の若者等の海外派遣等に積極的に取り組み、県民の国際理解の促進と海外県系人社会の活性化を図ります。

あわせて、沖縄県出身移住者子弟等を県内の大学等で受け入れ、県民との交流を深め、沖縄や日本の文化の理解を促進するほか、沖縄と世界の架け橋となる人材の育成を図ります。

また、多方面での経済交流の拡大を図るため、民間経済交流団体との連携を促進するとともに、(財)沖縄観光コンベンションビューローや(公財)沖縄県産業振興公社の海外事務所等の機能強化を図り、ジェトロ沖縄貿易情報センター等、関係機関と協力して県内企業の海外進出や県産品の販路拡大、海外からの企業誘致、県内企業と海外企業が連携した新たなビジネス展開等を促進するとともに、海外企業が県内への投資、立地を検討する際の課題に対応しつつ、受入体制の構築に取り組めます。

さらに、農林水産業、建設産業、水道事業、環境、保健医療などの分野において、亜熱帯性・島しょ性気候に適合した沖縄独自の技術・ノウハウを生かし、アジア・太平洋地域等との人的交流・技術交流等を展開するなど、技術による国際ネットワークの構築に向けた官民一体の取組を推進します。

イ 世界と共生する社会の形成

世界に開かれた交流と共生の島「沖縄」を実現するため、国際感覚に富む人材の育成や県民の異文化理解の醸成など国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進し、国際交流拠点にふさわしい社会づくりを推進します。

このため、県民が文化・教育等の相互交流を通してお互いの文化や習慣を理解しあうための環境づくりに取り組むとともに、様々な分野から若い世代を海外へ送り出し、世界的に活躍する国際感覚を身につけた人材の育成及び活用を図ります。

また、次世代の沖縄の発展を担う幼児児童生徒がグローバルな視野に立ち、積極的に国際社会へチャレンジしていく環境を整備するため、英語、中国語等の多言語教育の充実、実践的なコミュニケーション能力の向上等を推進します。さらに、中高校生等を対象とした海外文化交流や、アジア、欧米諸国への留学制度の充実を図ります。

さらに、関係機関と連携し、在沖外国人の地域社会参画への支援や、沖縄での生活に関する各種相談業務等の実施、県民による異文化理解や国際理解の醸成活動等を推進するほか、沖縄を訪れる外国人にとっても安全・安心・快適な観光地づくりを推進するなど、県民と外国人が共生する多文化共生型社会を構築します。

ウ 国際交流拠点の形成に向けた基盤の整備

世界を結ぶ架け橋としての交流を通し、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港や港湾をはじめ交流活動の拠点となる施設の整備及び交通ネットワークの強化を図るなど、国際交流拠点の形成に必要な基盤を整備します。

このため、那覇空港については、滑走路の増設整備を促進するとともに、旅客ターミナルの拡張整備等、中長期的な観点も踏まえ、アジアのゲートウェイ空港を目指した空港機能の強化に取り組むほか、離島地域では、拠点となる空港の国際線の受入機能を整備します。

港湾については、大型化する船舶に対応した岸壁やターミナルビル等の整備及びユニバーサルデザインの理念に基づく施設の整備を推進します。

国際的な交通ネットワークの拡充に向けて、格安航空会社（LCC）を含めた新規航空会社の参入促進やチャーター便、クルーズ船の誘致に取り組みます。

また、案内板表示の多言語化をはじめ観光地・施設等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、大規模な国際会議等に対応できる全天候型多目的施設等の整備を推進します。

(2) 国際協力・貢献活動の推進

【基本施策の展開方向】

本県にこれまで培われてきた知識、経験、技術を生かした国際協力や、国際的な災害援助拠点の形成、平和を希求する沖縄の心の発信など、様々な分野で国際協力・貢献活動を推進し、我が国及びアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に寄与する地域を目指します。

【施策展開】

ア アジア・太平洋地域の共通課題に対する技術協力等の推進

アジア・太平洋地域における国際的な共通課題の解決に向け、本県が地理的な特性とこれまで培った経験や知識を生かし、様々な分野においてアジア・太平洋諸国への国際協力・貢献活動を推進します。

このため、沖縄の地域に根付き、成長著しいアジアを含む世界に開かれた研究開発・交流拠点の基盤づくりを推進し、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校、公設試験研究機関、民間企業など県内の研究機関等と国内外の研究機関等との研究交流の促進による国際的な研究ネットワークの構築を図ります。また、国内外からの研究者等が快適に暮らせる生活環境の整備に努め優秀な「頭脳人材」の戦略的な誘致を図ります。さらに、世界の科学技術の発展に寄与するため沖縄科学技術大学院大学の整備促進に努め、同大学院大学等による優れた研究開発成果を国際会議等を通して広く世界に発信するなど、本県の振興とアジア・太平洋地域への貢献につなげます。

また、平成28年9月に締結した「グリーンアイランドパートナーシップ設立に関する合意書」に基づき、米国ハワイ州及び韓国済州特別自治道と協力し、島しょ地域が直面する環境に関する課題解決等に向け取り組みます。

さらに、日米クリーンエネルギー技術協力の一環として実施される、沖縄・ハワイクリーンエネルギー協力を通して、アジア・太平洋地域における再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー技術の発展を目指した国際協力拠点の形成を

推進します。

加えて、沖縄 I T 津梁パークに整備したアジア I T 研修センターの機能強化を図り、アジアと我が国双方の I T ビジネスを結びつける幅広い人材育成支援事業を展開するほか、国内外の研修関係機関との連携強化を図ります。

あわせて、熱帯・亜熱帯地域に特有な感染症等の健康危機管理対策を強化するため、情報収集・発信の拠点となる健康危機管理情報センターの設置や原因不明な健康被害発生時等に国立感染症研究所のサテライトオフィスとしての機能を発揮する研究室の整備に取り組むとともに、国内外の研究機関等との連携強化による国際ネットワークを形成し、疫学調査や感染症対策等の研究開発、情報発信、研修生の受入等を推進することにより、東南アジア諸国等における防疫体制の構築に貢献します。加えて、おきなわクリニカルシミュレーションセンターや海外研修員の受入れを行っている沖縄県看護協会と連携・協力し、国内・国外の医療人材の育成に取り組みます。

また、蒸暑地域に適した環境共生、省エネ、スマートグリッドなどの先端技術や、東アジアに頻発する地震、津波、台風等の自然災害に対して安全・安心な住宅・まちづくり技術の研究開発を推進し、アジア・太平洋地域の共通課題に対する情報発信、技術移転、人材育成、共同研究等を行う研究機構の設置を促進します。さらに、亜熱帯性・島しょ性気候に適合した沖縄独自の技術・ノウハウ等を有する農林水産業、水道事業等の分野について、アジア・太平洋地域の途上国等に対して、積極的な情報提供、技術協力等を推進します。

こうした技術交流・国際貢献を効果的に推進するに当たり、国際的なネットワークや国際協力の知見を有する J I C A 沖縄国際センター等、国の機関や N G O との連携体制構築は不可欠であり、こうした機関との連携・協力関係のもと、本県が目指す国際協力・貢献拠点の形成を実現します。

イ 国際的な災害援助拠点の形成

沖縄に国際的な災害援助拠点を形成し、アジア・太平洋地域で大規模災害が発生した際には、迅速に緊急援助隊を派遣するなど、アジア・太平洋地域の平和と安全への貢献を図ります。

このため、大規模災害の発生に備え、救援・救助、物資支援及び医療救護などの支援活動を行うための拠点の形成に努めるとともに、これらに携わる人材の育成や、地震・津波・台風等の災害に関する研究体制の構築を図ります。

さらに、日本本土からの遠隔性など本県の地理的特性を生かし、日本とアジアを結ぶITブリッジとしての役割を担うべく、国内外の企業、行政、各種団体等による災害等に備えた事業継続体制の構築に資する重要データのバックアップ拠点や、システム開発分散拠点の形成に向けた取組を推進します。

ウ アジア・太平洋地域の安定と平和に資する平和・人権協力外交の展開

太平洋戦争において一般住民が地上戦に巻き込まれ、多くの命が失われた悲惨な経験に基づき、戦没者のみ^{たま}霊を慰め、平和を希求する「沖縄の心」を内外に強く発信し、次世代に継承するとともに、イチャリバチョーデー、ユイマール等の相互扶助の精神をはじめとする沖縄のソフトパワーを発揮した地域外交を展開することにより、平和協力外交地域として国際社会における認知を深め、アジア・太平洋地域の持続的安定に貢献します。

このため、沖縄平和賞については県内外への広報活動を強化するほか、沖縄県平和祈念資料館と他の平和資料館等との連携強化、平和の礎への追加刻銘、慰霊の日における沖縄全戦没者追悼式の開催、慰霊碑に係る課題などに取り組み、沖縄の歴史と風土の中で培われた平和の心を広く国内外へ発信し、次世代に継承します。

また、様々な平和・人権問題を抱えるアジア地域において、我が国が果たす役割は大きいことから、東アジアの中心に位置する沖縄に平和や人権問題に関する調査研究や問題解決に向けた情報発信等を行うための平和・人権問題研究所の設置促進に取り組みます。

さらに、アジア・太平洋地域の平和を希求する沖縄が、国際的な安全保障会議や平和外交交渉等の開催拠点として貢献するため、国際機関等の誘致に加え、平和に貢献する政府間協議や多国間会議等の開催誘致に努めます。

5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して

【将来像実現への道筋】

21世紀における時代変化に柔軟に対応し、先見性に富み、発展を支える人材を育成するため、学校教育の充実や家庭・地域の教育機能の向上等を通して、幅広い教養と確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた子どもたちを育むとともに、個々の多様な能力や個性が発揮できる環境づくりに取り組みます。また、離島などの地理的要因や家庭の経済的要因等に左右されない公平な教育機会が享受される環境の整備を図るほか、生涯学習を推進します。

さらに、沖縄の社会経済の発展に必要な人材を育成するため、産業界等との連携のもと、高等教育を受ける機会の創出、環境整備等を推進するとともに、国際観光や海外販路拡大など今後の産業振興の展開方向を見据え、多くの分野において産業人材の育成を図ります。

あわせて、県民が絆で結ばれ、健康で生き生きと暮らせる地域社会の実現に向け、医療福祉等の充実や地域づくりに取り組む人材を育成します。

(1) 沖縄らしい個性を持った人づくりの推進

【基本施策の展開方向】

沖縄らしい心豊かな個性を持った人間形成を図るため、家庭や学校、地域が連携し、幼児期から様々な体験活動を通し、生命尊重の心、家族を大切に作る心、共生の心、地域を誇りに思う心、社会で生きていく上で必要な能力等を醸成するとともに、家庭や地域の教育機能の充実を図ります。

【施策展開】

ア 地域を大切にし、誇りに思う健全な青少年の育成

幼児児童生徒の健全な育成を図るため、多様な体験活動を促進するとともに、学校と地域住民等との連携など必要な教育環境を構築します。

このため、健やかな青少年を育む教育については、学校・地域における多様な体験活動機会の充実を図るとともに、青少年指導者等の育成支援などの環境整備を推進します。

また、「地域の子は地域で守り育てる」という共通認識のもと、学校支援ボラ

ンティアの全校導入や地域住民等が学校を支援する取組等を通して連帯感や社会
気運の醸成を図るなど、地域と学校との連携強化を推進します。

さらに、幼児児童生徒の人権意識を醸成するため、保護者、関係機関、地域と
連携した人権教育に取り組むとともに、指導者の資質向上を図ります。あわせて、
共生の心を醸成するため、障害のある幼児児童生徒と、障害のない幼児児童生徒
との交流や共同学習等を推進します。

また、環境・平和・観光など、子どもたちが幼児期から沖縄の特性を学び、そ
の重要性や必要性を理解するため、社会奉仕活動や自然体験活動などE S D（持
続可能な開発のための教育）の視点を取り入れた多様な体験活動を推進します。

青少年の文化環境づくりについては、子どもたちに組踊や音楽など優れた舞台
芸術等の鑑賞機会や表現する場などを提供し、子どもたちの文化芸術に対する興
味及び理解を高めるとともに、表現意欲と基礎的技能の向上に努めます。また、
自治会などの地域団体、博物館、文化団体等と連携した沖縄の歴史、伝統文化を
学ぶ取組の充実を図ります。

イ 家庭・地域の教育機能の充実

子どもの基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成に向け、家庭や地域の教育
機能の充実を図ります。

このため、家庭の教育機能の充実については、各市町村教育委員会に家庭教育
をサポートするための家庭教育支援チームの設置を促進するとともに、多様化・
複雑化する家庭・地域からの相談に対応するための相談員等の資質向上に資する
研修等を推進します。

また、地域の教育機能の充実については、家庭と地域の連携のもと、地域特性
や時代の変化に応じた学習ニーズ等を把握した上で、公民館、図書館、青少年教
育施設等の整備・充実を図るとともに、社会教育指導者等の資質向上や、世代間
交流、自然体験学習、読書活動などの多様な学習活動を促進します。

(2) 公平な教育機会の享受に向けた環境整備

【基本施策の展開方向】

地理的、経済的要因等に左右されない教育環境を整備するため、教育に係る負担
の軽減や、子どもたち一人ひとりに対するきめ細かな指導に努めるほか、生涯学習

社会の実現に向け、県民のライフステージに応じた学習環境の整備を推進します。

【施策展開】

ア 教育機会の拡充

地理的、経済的要因等によって幼児児童生徒らの教育を受ける機会が損なわれないよう、教育に係る様々な負担の軽減等を図ることにより、教育機会を拡充します。

このため、就学援助制度や給付型を含めた奨学金制度の拡充など、経済的に就学が困難な幼児児童生徒及び学生に対する就学支援の充実に努めるとともに、生徒、保護者を対象とした進学・就職に関する情報提供・相談体制の充実に努めます。

また、幼児児童生徒が教育諸活動に参加する際の移動経費や高校等へ進学するためにやむを得ず出身離島を離れる生徒・保護者の負担軽減を図るための支援に取り組めます。

さらに、離島・へき地の学校で実施されている複式学級の課題解消を図るほか、各学校等の情報通信環境を整備し、遠隔授業の充実に向けた取組や多様な人材を活用した授業等の実施など、離島・へき地における教育環境の充実に努めます。

あわせて、戦中戦後の混乱により義務教育未修了となった方々に対して必要な学習機会の提供等を推進します。

イ 生涯学習社会の実現

県民がライフステージに応じて必要な学習機会が得られるための環境整備や市町村等との連携体制の構築などにより生涯学習を推進します。

このため、学校開放講座や連携講座の実施等、おきなわ県民カレッジを中心に市町村、県内大学をはじめとする教育機関、民間等と連携・協働した広域・地域学習体制の充実に努めるほか、各種研修会等を実施し、社会教育関係者の養成及び資質向上に取り組めます。

また、多様な学習ニーズに対応した魅力ある講座の開設等に取り組むほか、リカレント教育等の普及啓発を図るとともに、地域課題解決につながる学習を促進します。

さらに、県内の生涯学習情報の一元化を目指す沖縄県生涯学習情報プラザにおいて一層の情報集約を図り、県民に対する情報提供の充実に努めます。

あわせて、生涯学習の場として、学校や役所の空きスペースなど既存施設の活用を図るとともに、県内図書館のネットワーク化や放送大学等の通信制学校の利活用を促進するなど、生涯学習環境の整備に努めます。

(3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実

【基本施策の展開方向】

子どもたちの「生きる力」を育み、社会の変化に柔軟に対応できる資質や能力を身につけられるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等を図るほか、子どもたちの意欲や時代に対応した教育環境の整備を推進します。

【施策展開】

ア 確かな学力を身につける教育の推進

社会で生きて働く実践的な力を育成するため、幼児児童生徒の発達段階に応じたカリキュラム等を充実し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、これらを活用して様々な課題を解決する上で必要な思考力、判断力、表現力、コミュニケーション力等を育むとともに、キャリア教育の視点を踏まえた取組や学習習慣を確立する取組を推進することで学習意欲を高めるなど、主体的・対話的で深い学びの実現を図る授業改善を推進し、確かな学力の向上を図ります。

このため、学校教育においては、学力向上推進のための地域指定、少人数学級の導入や習熟の程度に応じた指導、学習支援ボランティアの活用など指導体制の充実、問題解決的な学習や体験的な学習などにおける指導方法の工夫等により、幼児児童生徒の学習意欲を高め、一人ひとりの学習の定着状況に基づいたきめ細かな指導の充実を図ります。特に、小学校低学年においては基礎学力の定着を強化し、小学校中学年以降の理解力等の向上を図ります。

また、学力の定着状況を定期的に把握し、授業改善に生かすため、学力到達度調査や達成度テストを実施するほか、家庭学習については、授業の予習・復習の習慣化を促進します。

さらに、教職員研修の充実を図り、指導力・授業力の向上を図ります。

イ 豊かな心とたくましい体を育む教育の推進

子どもたちが心豊かにたくましく生きるための心身の健康の保持増進と体力の

向上を図る教育の充実に取り組みます。

このため、心の教育については、道徳教育の充実やボランティア活動、自然体験活動などの様々な体験を通じて、生命を尊重し、他人への思いやりを深め、豊かな感性に満ちあふれる幼児児童生徒の育成に取り組みます。

また、幼児児童生徒の心のケアや家庭へのサポート等については、各学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員等を配置し、関係機関と連携しつつ、不登校等への対応並びに家庭、学校等が抱える問題等の解決に努めます。

さらに、幼児児童生徒の基礎的な体力の向上など、たくましい体の育成を図るため、学校の体育活動における指導改善や、地域、関係団体等との連携強化による運動部活動等の充実・強化を推進します。

あわせて、学校、家庭、地域、専門家が連携し、子どもたち自らの安全で健康的な生活実践に必要な力を育みます。

また、学校周辺の安全を確保する取組や防犯・防災教育、薬物乱用防止教育を徹底するとともに、栄養教諭を中核とし、関係団体と連携した食育を推進します。

幼児教育については、幼稚園の3年保育等を促進するとともに、保育所における養護と教育の一体的な実施など更なる充実を図ります。また、幼児期の教育から児童期の教育への連続性を確保するため、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等との合同研修会を実施するなど、保育所、幼稚園、小学校の連携体制の構築に向けて取り組みます。

ウ 時代に対応する魅力ある学校づくりの推進

幼児児童生徒一人ひとりの能力、個性、適性等に柔軟に対応し、将来の社会の一員としての資質を醸成するため、多様な人材の活用や教育の基盤となる指導体制及び施設等の充実を図ります。

このため、公立学校における小中及び中高一貫教育の充実を図るほか、地域の学校運営参画の推進、自然科学・情報教育中心校における専門性の高い教育実践、学科等の充実など、多様で特色ある学校づくりに取り組みます。加えて、障害のある幼児児童生徒の個性や創造性の伸長に向け、医療・福祉等関係機関と連携し、障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた、基礎的環境整備及び合理的配慮を基に、自立や社会参加に向けた特別支援教育を推進します。

また、優れた教職員の確保・育成に向け、教職員採用制度や国内外における各

種研修等の充実を図るとともに、心の健康づくりを含めた教職員の健康管理等を推進します。さらに、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保するため、学校運営の改善や情報通信技術の導入等による校務の効率化に努めます。

あわせて、キャリア教育については、職場見学やインターンシップの実施など、幼児児童生徒の発達段階に応じた取組を推進するとともに、家庭、学校、企業等が連携し、児童生徒の就業意識を醸成する環境づくりに取り組むことにより、一人ひとりの社会的・職業的な自立に必要な資質・能力を育てます。

また、安全で環境に配慮した教育基盤を整備するため、旧耐震基準で建築された校舎等の改築・改修等を推進します。

建学の精神に基づく特色ある教育を実践し、個性豊かな人材の育成に貢献している私立学校については、その自主性を尊重しつつ、学校経営の健全化や教育の質を高める取組のほか、老朽化が進んでいる校舎等施設の改築への支援等により、教育環境の向上を促進します。

(4) 国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築

【基本施策の展開方向】

グローバル社会や多様化・複雑化する社会ニーズに対応できる人材を育成するため、外国人とのコミュニケーションを図る上で必要な知識・技能の習得や、情報通信技術の活用能力の向上を図ります。また、科学技術、スポーツ、文化芸術の分野において個々の能力や感性を育む環境の整備に取り組むほか、高い専門知識、技術等を備えた人材の育成を図る高等教育を推進します。

【施策展開】

ア 国際社会、情報社会に対応した教育の推進

21世紀の社会を担う子どもたちが国際的な視野を持ち、多様な社会的、時代的要請に適切に対応できる能力を備え、主体的に行動する人材の育成に努めます。

このため、コミュニケーション能力の向上に向け、小中高の連携強化や、外国語指導助手等の活用など英語教育の充実を図るとともに、中国語等の多言語教育の充実に取り組みます。

また、グローバルな課題等をテーマにした海外文化交流等を通じて国際理解教育を推進するとともに、中学生から社会人までを対象とするアジア、米国、欧州

等への留学・研修制度の充実を図ります。

さらに、児童生徒の情報活用能力を高めるため、情報及び情報通信技術を活用する上で必要な知識・技能に係る指導の充実や、様々な教科の中で情報通信技術を活用した学習活動に取り組むとともに、情報モラル教育を推進します。あわせて、教職員の活用・指導能力の向上に向け、教職員研修の充実を図ります。

また、学校教育において情報通信技術を効果的かつ安全に活用できるよう、全ての公立学校において超高速インターネット接続環境の整備に取り組むとともに、情報携帯端末をはじめ必要な機器の整備や、セキュリティの強化など教育情報ネットワークシステムの機能充実を図ります。あわせて、デジタル教材の充実、教育情報ネットワークを活用した授業交流、情報発信、研修などを推進します。

イ 能力を引き出し、感性を磨く人づくりの推進

個々の多様な能力を引き出し、豊かな感性と創造性の向上を図るとともに、国内外において活躍し、県民に希望や活力を与える人材の育成に取り組みます。

このため、県内の科学技術水準を向上させるとともに、国際的な研究ネットワークを構築するための幅広い知識と高い専門性を備えた人材を輩出するため、奨学支援などにより学生や若手研究者の育成を図ります。

また、次代を担う幼児児童生徒の科学技術への興味・関心を育み、科学的な能力を効果的に高めるため、教育機関、産業界、地域との連携のもと、各大学や沖縄工業高等専門学校等の研究者による出前講座等を実施するとともに、県内研究機関の展示施設の充実を図り、科学に触れあう機会を提供します。

さらに、小中高大の連携を拡大し、幼児児童生徒の発達段階に応じた体系的な科学教育を展開するほか、将来の科学技術系人材の育成に資するスーパーサイエンスハイスクールの指定に向け取り組みます。

国内外において活躍するトップアスリートを養成するため、他地域との交流試合の開催や派遣を通して競技力向上を図るとともに、必要な施設を整備するほか、小学生から社会人までのスポーツ指導者等が連携した一貫指導体制の強化を図ります。

文化芸術を担う人材の育成については、沖縄の伝統文化の後継者育成への支援や、創造性豊かな芸術を専門的に学び、国内外において活躍する人材の育成を推進します。

ウ 優れた人材を育み地域の発展に寄与する高等教育の推進

多様化・複雑化する社会的、時代的要請に的確に対応できる専門分野の人材育成を目指して、各高等教育機関がそれぞれの特色を生かした教育研究、地域貢献活動等の積極的な展開を通じて、人材育成機能の充実強化を図ります。また、地域が抱える様々な課題の解決等に向け、高等教育機関と地域等との連携による取組を促進します。

このため、本県唯一の総合大学である琉球大学においては、教育研究施設や地域貢献拠点施設等の整備充実を図り、人材育成、研究機能及び地域貢献活動の強化を促進します。あわせて、自然環境、地域医療、経済振興、地域づくり、国際交流など多様な分野において、時代や社会のニーズに対応した学部、学科、大学院の設置等を促進します。

また、公立名城大学及び私立大学においては、建学の精神や独自の学校理念などを踏まえ、個性豊かな人材の育成を目指した独自の学校運営を促進するとともに、地域・時代のニーズに対応した特色ある学部、学科、大学院の設置を促進し、地域の振興発展に資する教育活動の展開を後押しします。

さらに、多様な教育機会を提供し、実践的職業教育及び専門的技術教育を行っている私立専修学校等の充実に関する取組を促進するなど、社会や時代のニーズに即応できる産業人材の育成を推進します。

県立芸術大学においては、沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的芸術文化の形成及び発展を担う人材、さらには国際的に活躍できる人材等を育成するため、教育機能の充実を図ります。

県立看護大学においては、グローバル化時代と少子高齢社会、高度に専門・分化した保健医療福祉サービス体制の中で、社会の要請に対応できる専門性の高い看護職を養成するとともに、教育・研究機能の充実を図ります。

沖縄工業高等専門学校においては、観光リゾート産業、情報通信関連産業、航空関連産業、ものづくり産業、バイオ産業、環境関連産業、文化コンテンツ産業等、本県産業界の多様なニーズに対応できる高度で実践的な技術者の養成及び産学官連携・学学連携による共同研究等の促進に努めます。

さらに、沖縄科学技術大学院大学においては、国内外から優れた研究者や学生の集積を図り、世界最高水準の教育研究活動の促進及び人材の輩出を図るとともに、必要な施設の整備促進に取り組みます。また、知的・産業クラスターの形成に向けた中核機関の一つとして、国内外の大学、研究機関や産業界等との連携に

よる共同研究や研究交流を推進します。

あわせて、産業界、各高等教育機関等と連携しながら、本県の将来を担う若者が、これからの社会で必要とされる知識や技能、幅広い教養と高度な技術等を身に付け、長期的に沖縄の発展を支える基盤人材となるよう、大学の設置・拡充等、高等教育を受ける機会の創出・環境整備等の諸施策を推進します。

(5) 産業振興を担う人材の育成

【基本施策の展開方向】

沖縄の持続的な経済発展に向け、リーディング産業や地場産業などを成長・高度化させる人材や、海外へのビジネス展開を含む新市場・新分野への進出に取り組む人材、さらには起業家精神を持った人材など多様な産業人材の育成を産学官連携のもと戦略的に推進します。

【施策展開】

ア リーディング産業を担う人材の育成

沖縄の経済を牽引する観光リゾート産業及び情報通信関連産業をより発展していくための人材育成を推進します。

このため、観光産業人材の育成については、国内外から訪れる観光客の多様なニーズに対応できる質の高い人材を育成するとともに、沖縄の観光産業を支える高度な経営人材や通訳案内士等の育成を推進します。また、観光産業従事者の各種資格・技能認定・登録制度の充実を図ります。

情報通信関連産業を担う人材の育成については、クラウドサービスや新たな組み込みシステムの開発など、情報通信技術の急速な進化や企業ニーズに即応する実践的かつ多様な人材の育成を図るほか、若年層の情報通信関連企業への就職・定着支援や、県内企業の人材育成機能の強化に取り組めます。

また、国際的に活躍するIT人材を戦略的に育成するため、アジアIT研修センターの機能強化を図るとともに、国際的・先進的なITビジネスの創出に資する高度で実践的な情報系人材の育成機関の設立に向けて取り組むなど、県内企業や世界市場への恒常的な人材供給機能の確立を推進します。

さらに、将来の情報通信関連産業を担う人材を育てるため、行政、企業、学校教育現場等の連携のもと、高度IT教育を推進します。

イ 地域産業を担う人材の育成

ものづくり産業、建設産業、農林水産業など地域経済を支える産業の持続的な成長発展に向け、経営力・技術力・販売力の向上や地域資源を生かした商品・サービスの開発など産業の高付加価値化に取り組む人材の育成を推進します。

このため、ものづくり産業については、産学官連携による企業ニーズ等に対応した技術研修や将来のマーケットの動向にマッチしたセミナーや交流会の開催等により、専門的な技術や知識を有する製造業を支える人材の育成を戦略的に推進します。伝統工芸産業は、後継者・技術者研修の充実を図るとともに、製品づくりの企画開発や技術革新など、産業の高付加価値化を支える人材の育成を推進します。

建設産業については、環境関連技術や生産性向上等の新たな社会ニーズを踏まえた技術開発や高度な計画・設計及び施工に取り組む企業の人材育成を促進するとともに、教育機関や産業界と連携し、土木建築技術の継承発展を担う人材育成を促進します。

農林水産業については、栽培技術に加え、加工・販路開拓・経営に至るまでの必要な技術・能力を育成するための取組を強化するとともに、ICTなどの活用に関する検討を進め、生産技術及び経営感覚に優れた人材の育成を推進します。

ウ 新産業の創出や産業のグローバル化を担う人材の育成

沖縄の魅力を生かした新たなビジネスを創出・展開し、有望産業として発展させる人材や、アジア・太平洋地域等へのビジネス展開に挑戦する人材の育成を推進します。

このため、新事業創出に向け、起業を志す学生や社会人等に対し企業等で実務経験を行う実践研修など教育プログラムの充実を図るほか、大学等から企業へ技術移転し産業化に結びつける産学官連携コーディネーターや、起業家育成を担うインキュベーションマネージャー等の人材育成を推進します。

また、グローバルに展開する企業への研修派遣など、海外展開に向けた人材育成プログラムを策定し、語学力、経営力等を備えた人材の育成に取り組むほか、国際的な産業人材ネットワークの構築を図るなど、商工業、農林水産業、建設産業など幅広い分野における企業等のグローバル化を図る産業人材を育成します。

さらに、創造性豊かな芸術家や制作者のほか、創作活動等をビジネス面で支え

るプロデューサー人材など、文化産業に必要な人材の育成を促進します。

あわせて、金融関連産業の分野については、産学官連携によるエントリーレベルからより高度なレベルまでの金融教育を実施し、幅広く層の厚い人材の集積を図ります。

(6) 地域社会を支える人材の育成

【基本施策の展開方向】

県民の日々の暮らしを守り、安心して生活できる地域社会の構築に必要とされる医療、福祉、防犯、防災等の分野に従事する人材を育成するとともに、地域が抱える課題解決や地域活性化に取り組む人材の育成を推進します。

【施策展開】

ア 県民生活を支える人材の育成

県民の生命・財産や生活を守り、安全・安心な地域社会の形成に資する多様な人材の育成に努めます。

このため、医師の育成については、国内外への研修派遣や臨床研修の充実を図るなど、高度な医療技術の習得に向けた取組を推進します。

看護師等の保健医療従事者については、県立看護大学等において地域の保健活動や高度医療を担う専門性の高い看護師等の養成を行うとともに、学生に対する修学資金貸与の充実を図るほか、看護教員の資質向上や民間看護師養成所の安定的運営のための支援を行う。また、特定行為指定研修機関の設置促進や専門看護師、認定看護師など、高齢社会に対応できる質の高い人材の育成を図ります。

また、薬剤師の確保等に努めるとともに、栄養指導等の健康づくりを推進するため、栄養と食の専門職として管理栄養士の養成などに取り組みます。

福祉・介護事業従事者については、地域で完結できる人材の育成・確保に関する支援体制を構築し、介護福祉士等専門的な人材の育成を推進します。

地域の消防・防災を担う人材については、高度で専門的な消防職員や救急救命士の育成を推進するほか、消防団員の育成を促進します。

警察官については、世代間の技能の伝承に取り組むほか、経済や金融等のグローバル化の進展及び情報通信技術の発達によって多様化・高度化する各種事件事故に的確に対応できる人材の育成に努めます。

行政サービスなどの公的制度のみでは対応が困難な地域の諸課題に向き合い、地域住民が支え合う環境の構築に向け、ボランティアに取り組む人材の育成をはじめ、ボランティア活動を促進し、取りまとめ等を行うボランティアコーディネーター等の育成を図ります。

イ 地域づくりを担う人材の育成

沖縄の各地域に息づく自然や歴史など様々な地域資源を活用し、住民とともに地域づくりを担う人材の育成に努めます。

このため、市町村やNPO等によるネットワークを通じた地域づくりに関する研修、情報発信及び取組事例の共有を図り、地域における課題解決につながる学習等を促進するほか、農山漁村、商店街等の活性化に資する必要な知識や技術の習得のための支援を行うなど、マネジメント及びコーディネート能力の高い人材の育成に努めます。

第4章 克服すべき沖縄の固有課題

本県は、米軍施設・区域が集中していること等の社会的事情、広大な海域に多数の離島が散在することや本土から遠隔地にあること等の地理的事情、我が国でも稀な亜熱帯地域にあることや台風常襲地帯であること等の自然的事情、先の大戦中に苛烈な戦火を被ったことや約27年もの間我が国の施政権の外にあったこと等の歴史的事情など他の都道府県にはない特殊な諸事情を抱えています。

この特殊事情は、我が国の安全保障体制に起因する過大な米軍基地の存在をはじめ、我が国で唯一の島しょ県であることなどから生ずる他県とは根本的に異なる存立条件に対応した地域政策など、国による措置及び対応を必然とするものです。

一方、この章で示す克服すべき沖縄の固有課題は、その解決こそが沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描いた5つの将来像を実現するための前提条件であり、また、沖縄県が持つ特殊な諸事情に由来するところから、国の責務により解決を図るべき性格を有しています。

このようなことから、固有課題については、各将来像実現に係る一般的な課題と区別して明示したところです。国においては沖縄21世紀ビジョンの実現を支援するよう、政策を進めることが求められます。固有課題を克服し、沖縄21世紀ビジョンの将来像を実現するため、沖縄県の不断の努力に加え、国の責務により、米軍基地問題の解決、駐留軍用地跡地の有効利用、離島をはじめ沖縄の条件不利性の克服に対する適切な措置を講じ、取り組んでいく必要があります。

また、これらの固有課題の解決に向けた取組は、沖縄の発展可能性を顕在化させるだけでなく、アジアと向き合い信頼関係を構築し相互に発展を目指す我が国の新たな活路を拓こうとするものであります。

以下、固有課題克服の意義や解決への道筋を示します。

1 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用

(1) 概況

沖縄県においては、太平洋戦争で一般住民を巻き込む「鉄の暴風」と呼ばれる凄惨な地上戦が行われ、この戦闘で失われた人命は、一般住民を含め20万人余に及び、貴重な文化遺産等が破壊され、沖縄は文字どおり焦土と化しました。

戦後、日本本土では、道路、港湾、鉄道などの産業基盤整備や旺盛な民間投資等により高度経済成長が達成された一方、沖縄は、戦争による人材の喪失や産業技術と経営手法の蓄積の断絶、27年間に及ぶ米軍施政権下での長期的な産業政策の欠如に加え、民有地の強制接收等による米軍基地の形成などによって、社会資本の整備や産業振興等の面で本土との大きな格差が生じました。

本県には、現在もなお、狭い県土に全国の米軍専用施設の約74%が集中し、人口や産業が集中する沖縄本島の面積の約18.4%を占めているほか、28か所の水域と20か所の空域が米軍の訓練区域として設定されるなど、陸域だけでなく、水域及び空域においても使用が制限されています。

また、県土の枢要部分を占有している基地や広大な米軍提供水域・空域の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的まちづくり、産業立地、漁業、航空機及び船舶の航行の支障となるなど、本県の振興を進める上で、大きな障害となっています。

さらに、航空機等による騒音や演習に伴う事故の発生、後を絶たない米軍人等による刑事事件や、地位協定上の不公平性からくる不利益、油類の流出など、他地域と比べても偏在的・不公平な様相を呈しており、県民生活に多大な影響を与えています。

一方、本土復帰から平成23年3月末までに返還された米軍基地は、面積にして約20%にとどまり、本土の約59%と比較して、返還が進展していない状況にあります。沖縄県民は、戦後70年近くにわたり、このような米軍基地の存在及び運用等に伴う過重な負担を背負い続けており、基地問題の解決を強く望んでいます。

特に、在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、沖縄の基地負担の軽減を図る上で重要であり、また、新たな発展に向けた大きな転機となることから、確実に実施される必要があります。

返還に当たっては、那覇新都心地区等これまでの駐留軍用地跡地利用の事例により明らかになった、返還前の基地立入調査、基地返還に伴う土壌汚染等の環境浄化、地権者の負担軽減など様々な課題の解決を図るとともに、返還からまちづくりまでのプロセスにおける新たな事業手法を確立する必要があります。

また、大規模な駐留軍用地跡地利用を有効かつ適切に推進するため、事業実施主体の早期の確立や行財政上の様々な措置などにより、新たな沖縄の発展可能性を萌芽させるまちづくりを進めていくことが強く望まれています。

ここに、沖縄県における米軍基地の存在及び運用等に伴う過重な負担、駐留軍用地跡地利用に関する課題を沖縄県の固有課題として位置付ける根拠が存在します。

(2) 克服の意義

米軍基地問題は沖縄県だけの問題ではなく、我が国の外交や安全保障に関わる全国的な課題であり、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うという原点に立ち返って解決する必要があります。

我が国の安全保障を支える米軍基地が、沖縄県のみ集中している現状を改善してほしいと県民は強く願っています。

しかしながら、我が国においては、沖縄の米軍基地の機能や効果、負担のあり方など、安全保障全般について国民的議論が十分なされてきたとはいえ、今後米軍基地の負担を含む安全保障に関し、広範な国内議論が必要です。

また、駐留軍用地跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要があります。これらの取組は、長年基地を提供してきた国の責任のもとで適切に進められ、沖縄全体の発展につながるものでなければなりません。

米軍基地の整理縮小を図り、基地に起因する様々な問題を解決し、駐留軍用地跡地利用を円滑かつ適切に進めることにより、沖縄県民が望む平和で豊かなあるべき沖縄の姿を実現することができるのです。

ここに、固有課題克服の意義があります。

(3) 解決への道筋

米軍基地問題については、日米両政府に対し、米軍基地に起因する様々な事件・事故や環境問題への取組、米軍基地の整理縮小及び日米地位協定の抜本的見直しを求めています。

県は、これまであらゆる機会を捉えて、日米両政府に対し、基地問題の解決促進を強く訴えてきており、今後も全国知事会をはじめ、渉外知事会や知事と基地所在市町村長等で構成する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会と連携し、国民的な議論が深まるよう、あらゆる機会を通じて取り組みます。

我が国の外交や安全保障に関する国民的な論議を深めるためには、日米の国防・安全保障政策や、国際情勢等を踏まえ、沖縄の過重な基地負担の軽減に向けた効果的な方策等について研究・検討し、県としての考え方を取りまとめ、問題提起をしていく必要があります。

駐留軍用地跡地利用に関しては、跡地利用推進法が掲げる“沖縄県の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造”、“国の責任による主体的取組の推進”、“地権者等の生活の安定への配慮”の3つの基本理念のもと、国及び関係市町村との密接な連携により、今後の跡地整備を円滑かつ確実に進めるとともに、沖縄に潜在する発展可能性を最大限に発揮できるよう有効かつ適切な利用に取り組みます。

また、西普天間住宅地区跡地においては、国、関係市町村、地主会等の地元関係者との連携強化を図り、返還跡地の利用計画や支障除去等について協議を行うなど、跡地利用の円滑な推進に向けて取り組みます。

さらに、在日米軍再編協議における合意等に基づく大規模な基地返還が実現した後も、広大な米軍基地や訓練水域及び訓練空域が残ることから、引き続き、これらの整理・縮小を求めています。

2 離島の条件不利性克服と国益貢献

(1) 概況

沖縄県は、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に160の島々が点在する我が国で唯一の島しょ県であり、その分布する海域の範囲は、おおよそ本州の3分の2に匹敵します。このような広大な海域に沖縄本島を除く39の有人離島が存在しており、沖縄の離島地域の市町村数は全国でも上位となっています。また人口が1,000人未満の小規模離島が数多く存在しているのが特徴です。

いわゆる国境離島を含む沖縄の離島地域は、日本の領空、領海、排他的経済水域（EEZ）の保全など国家的利益の確保に重要な役割を果たしています。また、広大な海域に存在する様々な海洋資源は、今後の我が国の経済発展に寄与する可能性を有しています。さらに、離島地域は島々で異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力を有しており、こうした離島の多様性は観光資源として大きな魅力となるとともに、県民の食料供給地としても重要な地域となっています。

一方、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画に基づき、離島振興策が展開されてきましたが、離島の多くは人口規模や経済規模が小さいほか、生活・産業活動の条件が厳しく、また、市町村財政基盤も脆弱であるなど沖縄本島の市町村との格差が依然として存在しています。

これらの格差は、遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性に由来するものです。

第1に、離島地域は、経済、行政などの中心から遠く離れていることにより輸送上の不利性を抱え、割高な移動コストや輸送コストが住民生活を圧迫し、また、産業振興の大きな制約となっています。

第2に、離島市町村の行政事務は、小規模な範囲で自己完結的に対応しなければならず、また、同一市町村内であっても複数の島に施設整備が必要となる場合があるなど、高コスト構造を抱えており、特に、水道事業や廃棄物処理などにおいて、住民の負担が大きいものとなっています。

第3に、規模の経済がはたらき難いことなどから、病院、介護施設、高校などが設置されていない離島も数多く存在し、医療、福祉、教育など基礎的生活条件の充足の面で課題を抱えています。特に、小規模離島は厳しい環境下にあり、条件不利性の克服の必要性はより切実です。

ここに、離島の条件不利性克服を沖縄県の固有課題として位置付ける根拠が存在します。

(2) 克服の意義

このように離島は様々な課題を抱えている一方、領海等の保全をはじめ、重要な国益の維持・確保に大きく貢献しています。さらに、貴重な自然環境や多様な生物資源、独自の風土に育まれた文化や歴史的遺産など、島々で異なる魅力や資源が存在しており、このことが本県のみならず我が国の魅力と多様性の一部を支える重要な役割を果たしてもいます。

このため、離島振興に当たっては、離島の果たしている役割に鑑み、県民はもとより国民全体で離島住民の負担をともに分かち合い、離島地域を支えるという理念のもとに取り組むことが求められます。

離島の条件不利性を克服して、住民が安心して生活し働くことができる持続可能な地域社会の形成につながるような総合的な離島振興策を強力に推進する必要があります。加えて、離島が有する潜在力を十分発揮し、日本の経済発展に貢献する地域として存在価値を高めていく必要があります。

ここに、固有課題克服の意義があります。

(3) 解決への道筋

離島の振興に当たっては、離島の住民、事業者、行政の不断の努力に加え、時代潮流や地域特性を踏まえつつ、多様な主体が連携・協力し、離島地域との対話と交流を重ね、県民はもとより国民全体で離島を支え合う環境を醸成するとともに、条件不利性に起因する多様な課題の克服に取り組みます。あわせて、地域社会の維持が困難になるような離島市町村と対策を図るとともに、離島の新たな可能性を発揮できる基盤づくりに取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指します。

このため、交通・生活コストの低減、航路・航空路の確保・維持、生活環境基盤、教育、医療・福祉の充実、多様な分野における情報通信技術の活用等により、離島における定住条件の整備を図るとともに、移住対策については、市町村が地域住民や民間団体等と連携・協働して取り組む体制の強化・拡充に努め、地域の自主的な取組を促進する諸施策を推進します。

また、それぞれの地域の持つ多様な魅力を最大限発揮した地域づくりを進める視点に立ち、雇用機会の創出・拡大に向け、観光リゾート産業の振興をはじめ、農林水産業の振興、特産品の開発やプロモーションなどマーケティング強化等による産業振興を図ります。

さらに、自然、文化等多様な魅力を有する離島地域を観光資源として積極的に活用するため、離島の多様で特色ある魅力を発信し、各離島への誘客を図るとともに、離島間の広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に関係機関と連携して取り組みます。

あわせて、離島がその潜在力や魅力を最大限発揮するため、離島の特性を生かした海洋政策を展開するとともに、近接アジア諸国等との文化・経済交流を推進し友好関係を構築するなど、新たな分野への展開を図ります。

3 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築

(1) 概況

広大な海域に散在する多くの離島で構成される沖縄県にとって、県内外を結ぶ交通ネットワークの確立・強化は、沖縄全域の持続的な発展を支えていくために必要不可欠です。東アジアの中心に位置する地理的特性は、近年の中国をはじめとするアジア諸国の経済成長により近隣諸国・地域との人流・物流面においては大きな優位性へと

変化しつつあり、強くしなやかな自立型経済の構築だけではなく沖縄が今後の我が国の成長と東アジアとの交流に貢献する地域として発展する可能性を内在しています。

一方で、沖縄県は、我が国で唯一、他の地域と陸上交通でつながっていない島しょ県であり、県内外を結ぶ交通手段は空路・海路に限られていることから、他の都道府県に比べ交通及び物流に要するコストが割高となり人的・物的な移動の大きな障害になっているほか、製造業や農林水産業等各種産業の発展を妨げる一因となっています。

また、沖縄県は基幹的公共交通システムである鉄道を有していない唯一の県です。戦後、本土では戦禍を被った鉄道の復旧が進められましたが、米軍統治下にあった沖縄では、沖縄戦により壊滅した県営鉄道の復旧は行われませんでした。さらに、広大な米軍基地の存在、基地周辺での無秩序な市街地の形成、広域道路網の整備の遅れ及び急激な自動車交通の増大などの歴史的・社会的事情は、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退、環境負荷の増大など様々な問題を生じさせてきました。

海洋島しょ圏沖縄に適合した交通ネットワークを構築することは、沖縄の地理的、歴史的、社会的特殊事情に起因する不利性を克服し、他方で時代潮流を踏まえた優位性を増大させることにつながり、同時にそれは沖縄21世紀ビジョンに掲げた5つの将来像を実現するための前提となります。

ここに、沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築を沖縄県の固有課題として位置付ける根拠が存在します。

(2) 克服の意義

沖縄県は、本土と経済成長が著しい東アジアの中心に位置し、国内の他の地域にはない地理的条件を有すること、24時間利用可能な空港と港湾が隣接していること、情報通信関連産業が集積していること、若年労働者が豊富に存在すること及び国際貨物ハブ化が推進されていることなど数々の優位性を有し、国際物流及び国際観光などの拠点として発展する可能性が内在しています。

沖縄が、我が国と東アジアを結ぶ国際物流拠点あるいは観光・科学技術の交流拠点として発展することは、単に沖縄県の振興に資するだけではなく、今後の我が国の社会・経済の発展にも大きく寄与するものといえます。今後の人流・物流拠点として国際観光・科学技術の振興や臨空・臨港型産業の集積を図るためには、国内外の航空・海上ネットワークを拡充し、海外と十分な競争力を有する様々な税制、規制緩和を内容とする地域指定制度を活用した諸施策を一層強化していく必要があります。

また、沖縄本島の公共交通の抜本的な改善のため、基幹バスシステム、TDM（交通需要マネジメント）施策など様々な施策の一体的な展開が必要であります。その中で鉄軌道の導入は今後の公共交通改善の政策課題の一つと位置付けられます。沖縄が戦後全国で唯一、鉄道の恩恵を受けていない経緯等があり、地域経済への影響や採算性等の課題があることを踏まえ、新たな公共交通機関の整備の在り方についての調査及び検討を進め、その結果を踏まえて一定の方向を取りまとめ、所要の措置が講じられることが必要です。

このような沖縄県の特殊事情を踏まえ、交通及び物流面における不利性を解消し、日本とアジアの交流拠点となるべく諸条件を整備し、交通ネットワークを構築することにより、成長著しいアジアと日本の交流と共生の場として、世界へ貢献できる地域となることを目指します。

ここに、固有課題克服の意義があります。

（３） 解決への道筋

交通ネットワークの構築は、県民や観光客の利便性の向上、高齢者及び障害者などいわゆる交通弱者の移動の確保、交通渋滞の緩和及び低炭素社会の実現並びに国際物流拠点の形成などを図る上で必要不可欠です。

空の玄関口であり、航空物流の拠点となる那覇空港については、国内外との航空ネットワークの拡充を図るほか、それに対応するための滑走路の増設整備を促進するとともに、旅客ターミナルの拡張整備等、中長期的な観点も踏まえ、空港機能の強化に取り組みます。また、地域における各拠点空港についても国内外との航空ネットワーク拡充に向けた整備等に努めます。

海の玄関口であり、生活物資や産業資材等の海上輸送及びクルーズ船寄港の拠点となる那覇港については、外国人観光客の受入体制の強化、物流機能の強化及び航路ネットワークの拡充を目指すとともに、それらに対応するための港湾整備を行います。また、中城湾港は引き続き産業支援港湾としての整備を進めるとともに、クルーズ船寄港数が増加傾向にあるため、クルーズ船の受入体制の強化を図ります。那覇港、中城湾港、平良港、石垣港等においては観光拠点として質の高い海洋レクリエーション環境を創出します。本部港、平良港及び石垣港においては圏域の拠点として大型クルーズ船にも対応できる港湾整備を進めるほか、離島港湾施設については、海上交通の安全性・安定性の更なる向上を図ります。

陸上交通については、体系的な幹線道路網を構築するほか、県土の均衡ある発展を支える公共交通の基幹軸として、骨格性、速達性、定時性等の機能を備えた鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入についての取組を推進します。

さらに、沖縄県と国内及び海外の主要都市とを結ぶ航路及び航空路のネットワークの拡充、交通・物流コストの低減を図るとともに、国際物流拠点産業集積地域を活用し臨空・臨港型産業の集積を図り我が国と東アジアを結ぶ国際物流拠点を構築することで、人・モノ・資金・情報等が円滑に循環する交流拠点として我が国及び世界へ貢献し発展していく沖縄を目指します。

4 地方自治拡大への対応

(1) 概況

人口減少や少子高齢社会の到来、地域住民ニーズの多様化、グローバル化の進展など、社会経済情勢が変化する中で、従来の中央集権型の行財政システムでは十分に機能しなくなったことを背景に、地方分権の流れが加速しています。

沖縄県は歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情を有しており、これらに起因する行政課題は他都道府県とは性質を異にしているため、全国一律の政策によっては十分な効果が得られないなどの問題があります。また、離島市町村においては、財政基盤が弱い中であって、行政サービスの高コスト構造を抱えているという課題があります。

このため、地方自治拡大の動きを捉え、沖縄の地域特性に応じた行財政システムの実現を図り、これらの課題に適切かつ柔軟に対応することが求められています。

(2) 克服の意義

沖縄の実情にあった行財政システムが求められる一方で、沖縄が抱える課題の中には、戦後処理問題、基地の整理縮小、駐留軍用地跡地利用、離島振興、条件不利性の克服のための措置など国の責務によって解決されるべきものも存在します。

このため、国の責務を明確にしつつ、沖縄県、市町村、民間等の発意や創意を生かすことが可能な仕組みが必要です。自らの責任と創意工夫で地域特性に応じた地域づくりが可能となる環境は、沖縄の発展可能性を顕在化させることができます。

ここに、固有課題克服の意義があります。

(3) 解決への道筋

こうした状況を踏まえ、国、沖縄県、市町村、民間等のそれぞれの主体が持てる力を最大限発揮できる環境の構築に取り組みます。

このため、時代状況の変化に柔軟に対応し、かつ先駆的な各種制度を積極的に取り入れるとともに、新たに創設された沖縄振興交付金制度の適切かつ効果的な活用及び検証を通じて、政策課題への対応が常に柔軟かつ効果的なものとなるよう取り組みます。

また、地域や民間の知恵と工夫を生かした多種多様な取組を活発に展開するため、地方税財源の充実に取り組むほか、沖縄振興特別措置法における特例措置等についても沖縄の比較優位が最大限発揮できるよう積極的に活用するとともに継続的に制度の効果を検証し、今後の環境変化にも対応できるよう取り組みます。

さらに、行財政基盤が脆弱な小規模町村における行政サービスを維持・確保するための新たな仕組みの構築に向けて取り組みます。

このような自治拡大に貢献する取組を積極的に推進し、沖縄の自主性・自立性のもと、沖縄の地域特性に応じた政策決定が可能となる自治を目指します。

中長期の視点である道州制に関しては、これまでの議論や各都道府県の動向を注視するとともに、本県の地理的・歴史的事情や県民意識など幅広い観点から、望ましい道州制の姿について積極的に検討を進めます。

第5章 圏域別展開

本章では、圏域ごとに施策を展開するための「基本的な考え」、圏域の枠を超えた「圏域間連携の強化による広域的な地域圏の形成」、5圏域の施策展開からなる「圏域別展開の基本方向」を示します。

1 基本的な考え

本県は、亜熱帯地域に位置し、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に散在する大小160の島々から成り立っており、自然、歴史、伝統、文化、産業など様々な側面において、他県に例を見ない多様性に彩られています。

また、本島北部地域が有する豊富な森林資源や美しい自然海岸、中南部地域に集積する産業・都市基盤、宮古・八重山地域の広大な海域や特色ある文化などに見られるように、各地域それぞれが本県の持続的発展のために重要な役割を担っています。

各地域は、その特性に応じて固有の課題や発展可能性を有し、行政ニーズもそれぞれ異なることから、施策の具体的な取組に当たっては、地域の実情をきめ細かく把握した上で、各地域の個性や特長を伸ばし、その価値や活力が増大するよう地域ぐるみで進めていくことが求められます。

一方では、各地域が相互に連携・交流し、補完しあいながら一体性を高め、多彩な地域性が調和する魅力的な県土づくりを進めることも、本県の更なる発展を図る上で、非常に重要です。

以上のことを踏まえ、県民、NPO、企業など多様な主体による創意工夫に富んだ活動を促進するとともに、国、市町村、県民等と連携・協働しながら沖縄21世紀ビジョンの実現に向けた施策を圏域ごとに展開するための基本的な考えを示します。

なお、圏域の区分については、県内を自然的・地理的条件、経済、日常生活圏、社会文化圏など総合的な観点から北部圏域、中部圏域、南部圏域、宮古圏域及び八重山圏域の5圏域とし、圏域ごとに周辺離島にも焦点を当てつつ、施策を展開します。また、5圏域を基本としつつ、圏域間連携や更なる広域化の動きも踏まえながら、圏域の枠を超えた広域的な地域圏の形成についても示します。

(1) 自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を生かした個性豊かな地域づくり

沖縄21世紀ビジョンの理念である「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」の創造は、固有の特性を生かした個性豊かで魅力あふれる地域が調和することにより実現できるものです。

復帰後の沖縄では、「本土との格差是正」や「県土の均衡ある発展」など地理的不利性の克服を目指して、様々な施策が実施されてきました。その結果、学校施設、道路などの社会資本の整備が進み、格差が縮小するなど一定の成果を上げてきました。また、大都市周辺を除く全国的な人口減少傾向の中、沖縄の人口は増加を続け、平成23年8月の沖縄県推計人口は140万人を超えました。

一方で、沖縄でも少子高齢化は進行し、本島中南部への人口集中が進み、多くの離島地域では人口が減少しています。また、画一的な公共事業や各種制度により、地域の個性、多様性が失われ全体の活力も低下してきているともいわれています。なお、沖縄の人口はしばらく微増し、その後減少に転ずることが見込まれていますが、沖縄から首都圏への人口移動が増大すれば、減少が早まる可能性もあります。

このような現状を踏まえ、各地域が有する自然環境、歴史・文化・芸能、風景、コミュニティなどの固有資源を活用した多様で魅力ある地域づくりを促進し、その基盤整備を推進します。

(2) 多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくり

広大な海域に島々が散在し成り立っている島しょ県沖縄の社会経済は、その地理的条件ゆえに大きな制約を抱えています。このため、地域社会に欠かすことのできない医療、教育、文化、産業など様々な分野で市町村の枠を超えた広域的な取組が重要となります。

また、それぞれの地域内における拠点都市とその周辺地との連携のみならず、他地域との交流・相互補完による地域づくりを進めていく視点も求められます。

さらに、日常生活に身近なコミュニティやNPO、企業、大学を含めた各種教育機関など多様な主体による広域的・重層的な連携と交流、協働によって、県民が安心して住み続けることができる地域づくりを進めていく必要があります。

これらのことから、多様な主体間の連携と協働を実現する環境整備を図り、地域づくりを促進します。また、それぞれの地域において中核的役割を果たす都市の機能を

拡充し、多様な分野における広域的なネットワークの形成等によって生活利便性の向上等に取り組みます。

(3) 主体性・自立性を基軸とする地域づくり

中国をはじめアジア各地域の経済成長に伴う地理的優位性の拡大や情報通信技術の発達による地理的不利性の縮小など、更なる発展を実現する上での、本県の潜在力が顕在化しつつあります。一方、地方分権改革の進展に伴い、地域主体による自立的発展の素地が整いつつあります。

こうした時代潮流を踏まえ、地域が魅力と活力を持ち、発展を続けていくためには、地域のことは地域が自ら考え、未来に対し自ら責任を持つ意欲的な取組が必要であり、公助はもとより、多様な主体の発意・活動を重視した自助・共助を土台とする地域づくりの視点を持つことが大切です。

このため、地域が主体性を発揮し、質の高い自立的で持続性のある地域づくりを行える環境整備に取り組みます。

2 圏域間連携の強化による広域的地域圏の形成

グローバル経済の進展や社会情勢の変化に伴い、一圏域では解決困難な広域的な行政課題などが生じる一方で、他圏域との相互連携によって地域の更なる発展に向けた新たな原動力の創出が期待できます。このため、圏域ごとの取組を推進するとともに、圏域間の連携を強化し、医療、福祉、教育、産業はもとより地域の様々な広域的な課題の解決を図りながら、それぞれの地域資源の広域的活用によって地域の個性や特長を伸ばすことで、県全体を牽引する力強い地域圏を形成し、本県の総合的な発展を図ります。

(1) 県土構造の再編を視野に入れた100万都市圏の形成

中部及び南部圏域は、115万人を超える人口が集中し、教育・文化、余暇活動や医療・福祉、就業機会などの都市的サービスを提供する機能が集積する沖縄本島の基幹的な都市圏として大きな役割を担っています。このため、魅力ある都市的サービスの充実・強化に向けて、各圏域の機能分担と連携を図りながら、国際的にも特色ある高

度な都市機能を有する100万都市圏の形成を図ります。また、普天間飛行場など大規模な駐留軍用地跡地の返還が予定されていることから、中南部都市圏の一体的な整備により、県全体へ広域的にその効果を波及させ、県土構造の再編を図ります。

(2) 国際的な学術研究・リゾート拠点の形成

北部圏域については、沖縄科学技術大学院大学を核として、各圏域と連携しながら、国内外の研究機関や民間企業等の集積を図り、本県が国際的な先端的頭脳集積地域として発展していくための知的・産業クラスターの形成を推進するとともに、本県の代表的観光リゾート地としての特性を生かし、各圏域のリゾート地域・施設との連携を促進することにより国際的な学術研究・リゾート拠点の形成を図ります。

(3) 「^か美^{すま}ぎ島・美^{かい}しゃ市町村会」の取組を生かした力強い地域圏の形成

宮古及び八重山圏域については、域内の自治体間で結成された「美ぎ島・美しゃ市町村会」の取組を生かしながら、地域間連携を強化し、交通、生活環境基盤、教育・文化、医療、福祉等の各分野における共通課題の解決を図るとともに、広域的で多様な周遊型観光リゾート地の形成などにより、両地域が一体となった戦略的な取組を進め、相乗効果を高めることによって、広域的な求心力を有し、活力あふれる地域圏の形成を図ります。

3 圏域別展開の基本方向

(1) 北部圏域

【主な特性】

本圏域は、拠点都市である名護市を中心として、恩納村、金武町から北の本島北部とその周辺離島から形成されています。イタジイを中心とする常緑広葉樹林の自然植生が発達したやんばるの森は、沖縄本島の重要な水源地であるとともに、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の貴重な動植物が生息・生育しています。さらに、北部3村（国頭村、大宜味村、東村）においてやんばる国立公園が新規指定されるとともに、同地域が西表島、鹿児島県奄美大島及び徳之島とあわせ世界自然遺産候補地となるなど、優れた自然環境を有しており、北部圏域外から訪れた人たちには自然と触れあう場を提

供しています。

また、美しい自然海岸を有し、沖縄海岸国定公園にも指定されている西海岸地域では多くのリゾートホテルが建ち並び、沖縄を代表する観光リゾート地を形成しています。さらに、第二尚氏王統発祥地である伊是名島や世界遺産に登録された今帰仁城跡、大宜味村喜如嘉の芭蕉布等、歴史的・文化的に優れた資源を有しています。

【現状と課題】

恵まれた自然景観を生かした観光リゾート産業とともに、畜産や花き、果樹等の農業が盛んであり、離島地域においては、さとうきびが基幹作物となっています。また、酒類など県内大手の製造業者も立地しています。

これまでの沖縄振興事業や北部振興事業の実施により産業及び生活基盤は強化され、また、名護市が経済金融活性化特別地区、名護市及び宜野座村が情報通信産業特別地区に指定されるなど、周辺町村を含め情報通信関連産業の集積が図られています。

名桜大学や沖縄工業高等専門学校のほか、ベスト・イン・ザ・ワールドを掲げ、世界中から研究者が集う沖縄科学技術大学院大学が立地し、地域の振興と科学技術の発展を担う人材育成が図られています。

名護市では、郊外に大型商業施設が立地し、住宅地等の整備も進んでいます。一方で、中心市街地では空き店舗が目立ち、若い世代の郊外への移動等による都市の活力低下が懸念されています。

さらに、名護市から北の地域や離島においては、過疎化と高齢化が進んでいます。また、医師数は増加しているものの、依然として無医地区が存在することや、圏域全体として産科、内科等において医師が不足しているなど、地域の実情に応じた定住条件の整備や産業振興が引き続き求められています。

緑豊かな山々が連なる山林地域を中心に本圏域面積の約2割が米軍施設・区域（沖縄県全体の約7割に相当）に供され、その大部分は演習場として利用されています。

また、国内観光客のみならず、外国人観光客を誘致し、圏域の活性化を図るため、本島地域に加えて、自然、文化等多様な魅力を有しながら認知度等に課題がある離島地域の積極的な活用が重要となっています。

さらに、平成28年9月に国立公園に指定されたやんばる地域の世界自然遺産登録に向け、国や村、関係団体と連携して、自然環境の保全と持続的な利活用の両立による地域振興を図る必要があります。

【展開の基本方向】

沖縄振興事業等で蓄積された基盤、施設等を有効活用するとともに、新たな北部振興に関する事業等を推進し、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備、情報通信関連産業の振興等を図ります。

貴重な動植物の宝庫であるやんばるの森、ジュゴン等が生息する海域、美しい海浜等の自然環境及び固有の文化の保全と経済開発、社会発展との調和を図り、地域の特性に応じた振興に取り組みます。また、国際的な学術研究・リゾート拠点としての基盤及び環境整備を図るとともに、地域特性を生かした農林水産業の振興を図ります。

さらに、拠点都市である名護市の多様な都市機能の充実を図りつつ、地域間の円滑な連携を促進し、その拠点性を高めていきます。

過疎地域においては、沖縄県過疎地域自立促進方針に基づき策定された沖縄県過疎地域自立促進計画及び市町村計画に基づき、若者が定着する魅力に満ち、活力に富んだ個性豊かな地域社会の実現を目指して諸施策を推進します。

また、辺地地域においては、その地理的特性等から交通条件、その他生活環境に著しい不利性を有することから、引き続き、公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するなど、生活環境整備等の推進に取り組む市町村を支援します。

人口減少・高齢化が進む離島では、特色ある地域資源を活用した地場産業の振興等に取り組むとともに、医療、福祉、教育をはじめ生活環境基盤の整備を推進し、定住条件の整備を図ります。

ア 環境共生型社会の構築

二次林や原生的な自然林を含めた多様な自然環境を有し、固有かつ絶滅のおそれがある種が多数生息するやんばる地域においては、人と自然が共生した社会の形成に向け、国、県、北部3村、地元の関係団体の連携により、世界自然遺産への登録や、遺産価値を維持管理する仕組みの構築、地域住民への遺産価値の理解の浸透を図るなど自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動を促進します。

また、生物多様性の保全のため、陸域におけるマングース等外来種の防除や海域におけるオニヒトデの駆除や大量発生リスクを低減等するための対策を強化します。

さらに、干潟・藻場等の海域及び森林、河川、海岸等の陸域については、保全すべき地域、利用する地域のゾーニングを行い、自然環境の保全・再生・適正利用に取り組むほか、赤土等流出問題については、農地を重点に各種発生源対策の強化等を含めた総合的な対策を推進します。

離島を含め、太陽光発電や風力発電、豊富な地域資源を活用したバイオマスエネルギーなど再生可能エネルギーの導入・普及を推進し、先駆的なエネルギーの活用を図ります。

イ 圏域の特色を生かした産業の振興

(ア) 観光リゾート産業の振興

緑豊かな山々や美しい海岸線、そこで生息する貴重な動植物など、多様で個性豊かな自然環境、今帰仁城跡、芭蕉布など歴史的・文化的に優れた地域資源を生かした魅力ある観光地づくりを推進します。

このため、環境保全活動と経済活動が共存するルールづくりなどに取り組むとともに、大宜味村における芭蕉布製作やグリーン・ツーリズム、東村、国頭村及び名護市のエコツーリズム、伊江島等の民泊など体験・参加型観光の取組による地域特性・地域産業と密接に連携した観光スタイルの充実を促進します。

また、奥ヤンバル鯉のぼり祭り、東村つつじ祭り、伊江島ゆり祭り、本部町、名護市及び今帰仁村の桜祭りなどの地域イベントの充実を促進し、北部観光の多彩な魅力を高めます。さらに、宜野座村から金武町、中部圏域のうるま市に至る環金武湾地域における金武湾の特性や自然、文化を生かした健康保養をテーマとした滞在型観光や海洋レジャーなどの取組を促進します。あわせて、自然、文化等多様な魅力を有する離島地域を観光資源として積極的に活用するため、離島の多様で特色ある魅力を発信し、各離島への誘客を図るとともに、離島間の広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に関係機関と連携して取り組みます。

地域における観光人材を確保するため、観光コーディネーター、観光プロデューサー、観光ガイドを育成し、地域の魅力開発と受入体制の充実を推進するほか、地域における文化を担う人材を確保するため、伝統文化の後継者・技術者等の育成を図ります。

また、県内最大規模の集客を誇る観光・レクリエーション施設である本部町の国営沖縄記念公園海洋博覧会地区については、同地区の拠点機能の充実に向け、新たな観光ルートの形成など各地域や関係機関と連携した取組を促進するとともに、世界遺産の今帰仁城跡の保全や周辺地における観光関連施設等の整備、伊是名島の琉球王朝第二尚氏にゆかりのある史跡など圏域内の歴史・文化等を生かした他圏域との広域的な連携による多様な周遊ルート開発を促進します。

さらに、ブセナ地区や恩納村海岸線に代表される西海岸地域やカヌチャ地域等の

リゾート施設と万国津梁館及び沖縄科学技術大学院大学の連携によるMICE誘致・受入を図るとともにユニークベニューの開発支援等により、MICEを推進するほか、プロスポーツチーム等のキャンプ・トレーニング地としての知名度や、ツール・ド・おきなわ、伊平屋ムーンライトマラソン、いぜなトライアスロンなど各種スポーツイベントなどを活用し、スポーツアイランド沖縄の形成に向けて、スポーツ指導者などの人材育成も含めた環境整備の促進を図ります。

あわせて、沖縄を代表する観光リゾート地としての沿道景観整備やまちなみ景観創出など、地域にふさわしい個性豊かな風景づくりを進め、観光イメージや地域の魅力向上を図るほか、共同売店や都市農村交流拠点施設などを活用して地域の人々とのふれあいや地域の魅力を発掘・発信する取組を促進します。

観光関連施設については、国内外からの観光客の増大や観光の高付加価値化などに対応するため観光地形成促進地域制度を活用した民間施設の整備を促進するほか、省エネ設備など新たな環境技術等の導入促進に努めます。

(イ) 農林水産業の振興

きく、ゴーヤー、さやいんげん、かんきつ類、マンゴー等の品目については、生産施設の整備、生産出荷組織の育成、販売体制の整備等を計画的に実施し、新たな産地認定と既存産地の育成に重点的に取り組めます。

さとうきび、パイナップルについては、優良種苗の導入、増殖、普及等により品質向上を図るとともに、農地所有適格法人、農作業受託組織等を育成・強化し、生産拡大に向けた取組を推進します。周辺離島の含蜜糖生産地域においては、農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援と併せ、黒糖ブランドの確立、販路開拓や多用途利用等による需要拡大を図ります。

また、かんがい施設等や区画整理等の生産基盤の整備、農業水利施設等の長寿命化、防風林等の農地保全対策を推進します。赤土等流出問題については、総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図ります。

養豚については、環境に配慮しつつ、系統造成豚を活用した独自ブランドの育成・拡大、飼養管理技術の向上や優良種豚の導入を推進します。肉用牛については、子牛の拠点産地化や、優良肥育素牛の導入等による経営の安定化を推進します。酪農については、自給粗飼料の生産拡大及び生産基盤の強化に努めるとともに、牛乳の消費拡大を図ります。養鶏については、飼養環境の改善を図りつつ生産振興に取り組めます。

さらに、薬用作物、シークワサー、黒糖、沖縄産紅茶等の特産品の高付加価値化、ブランド化を図るため、食品加工、流通、販売、観光等が連携した体制の整備及び強化を推進するとともに、農産加工施設などの整備を図ります。

周辺離島の含蜜糖生産地域においては、農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援とあわせ、国内外への販売展開や新商品開発、多用途利用等による需要拡大等に取り組みます。

林業については、木材生産の産地形成及び特用林産物の生産の促進、県産材の利用開発を図ります。また、森林の持つ多様な機能を持続的に発揮させるために必要な森林整備を推進するとともに、森林ツーリズム等による多面的活用を図ります。

水産業については、水産物流通の拠点である名護漁港を中心に、水産物の生産・加工・流通機能を強化するとともに、老朽化した漁港・漁場等生産基盤施設の維持更新を計画的に推進します。また、食品加工業者等と連携して高付加価値化を図るとともに、近海魚介類の資源管理による持続的利用を図ります。

農山漁村地域においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業等との連携や農林水産業の多面的機能の強化を図ります。

(ウ) 地域リーディング産業の振興

名護市や宜野座村において整備された情報通信関連施設等の利活用を促進し、情報通信関連企業等の立地・集積効果を高め、地域経済を牽引する成長産業の振興を図ります。このため、情報通信産業振興地域制度等の活用促進、情報通信基盤の高度化を推進するとともに、企業立地の一層の促進、ソフトウェア開発やコンテンツ産業等の集積を図ります。また、金融業・金融関連産業については、経済金融活性化特別地区の税制優遇措置等の制度などを生かした国内外からの企業誘致を関係機関と連携し推進するとともに、産学官連携による高度専門人材の育成等に取り組みます。

また、環境関連産業の創出を目指し、離島地域を含め太陽光発電や風力発電、バイオマス等の再生可能エネルギー導入に関する実証試験・実用化に取り組むとともに、離島等における廃棄物の再資源化や有効活用など調査研究を踏まえて実施するほか、環境関連ビジネスモデルの創出を促進します。

さらに、先端医療やリハビリなどの健康・医療関連産業の立地を目指すとともに、多様な生物資源を活用した健康・美容等に資する商品開発及び事業化に向け、名桜大学や沖縄工業高等専門学校をはじめとした産学官連携による研究開発を促進しま

す。

(エ) 商工業の振興

名護市産業支援センター、名護市営市場等を中心に、地元自治体や地域事業者の主体的な取組との連携を図り、新規起業やソーシャルビジネスを促進するなど、中心市街地の活性化を図ります。また、本部町をはじめとする各地域の手作り市場など、地域特性を生かした特産品等の発信拠点の形成を図り、生産者、企業、住民など多様な主体による地域活性化に向けた取組を促進します。

地元の農林水産物をはじめ有形・無形の地域資源を活用した商品開発や販売促進などやんばるブランドの創出に向けた農商工連携による取組を促進するとともに、既存の農林水産物加工施設等の利活用を促進します。また、地域に応じた販売体制の構築、地域リーダー等人材の育成を図ります。

また、産業高度化・事業革新促進地域制度（産業イノベーション制度）を活用し、学術・研究機関との連携等により、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進し、地域産業の更なる振興を図ります。

ウ 生活圏の充実

(ア) 交通及び物流基盤の整備

他圏域との交通・物流の円滑化を推進し地域活性化を促進するため、中南部都市圏や周辺離島へのアクセス性の拡充、圏域内の経済活動を支える幹線道路網の形成を図ります。また、県土の均衡ある発展のため、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進します。

このため、国道58号、国道329号の整備を促進するとともに、国道331号、国道449号など必要な幹線道路の整備を推進し、本島北部の東西、南北間を結ぶ広域的な交通体系の構築を図ります。また、これらと有機的につながる市町村道の整備を促進します。

離島等との人的・物的交流拠点である港湾施設については、海上航路網の確保、維持、改善を図ります。特に、本部港では、大型クルーズ船の接岸を可能とする岸壁の新設等をはじめ、国際交流や物流の拠点としての整備に取り組みます。離島港湾施設については、海上交通の安全性・安定性の更なる向上を図ります。また、高

齢者等の安全性とともに観光利便性の向上を図るため、ユニバーサルデザインの理念に基づく施設の整備など港湾機能の向上に取り組みます。また、伊平屋空港の整備については、定住条件の整備や交流人口の拡大による地域の活性化の促進を図るため、航空路開設に関する検討など諸課題の解決に取り組み、早期実現を目指します。

(イ) 生活環境基盤等の整備

離島を含む北部地域の自立的発展に向けた定住条件や経済活動に係る競争条件を改善するため、日常生活に必要不可欠な交通手段及び医療等の住民サービスを確保します。

廃棄物処理等については、一般廃棄物処理施設整備に係る市町村の負担軽減及び離島間や沖縄本島との連携による運搬ルートの合理化等に努めるとともに、産業廃棄物の処理については、処理困難物の効率的な処理体制の構築を図ります。

汚水処理については、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽など地域の実情に応じた効果的な汚水処理施設整備等を促進します。また、水道水の安定供給を図るため、億首ダムの整備を促進するとともに、水道施設の整備や水道広域化を推進します。

さらに、離島地域を中心に都市部との情報格差の是正や高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図るため、情報通信基盤の整備に取り組みます。

また、離島住民が島外へ移動する際の交通コストの低減化に取り組み、経済的負担の軽減を図ります。住宅の安定供給については、民間による住宅供給が困難な地域等、離島の地域特性に応じ、定住化に向けた魅力ある居住環境の形成を図るため、公営住宅の整備等を重点的に推進します。離島地域を中心として、古くからやんばる地域に息づく文化を継承する社会形成を図るため、古民家の利活用を促進し、観光振興及び定住促進に取り組みます。

さらに、快適で潤いのある地域社会及び安全・安心に暮らせる社会の形成を図るため、公園やスポーツ・レクリエーション施設の充実、公民館や廃校の利活用による子育て支援や小中学生の居場所づくり等により、子どもから高齢者までの複数世代の交流によるコミュニティの強化を促進します。

あわせて、自然災害等の防止のため、景観や生態系などの自然環境に配慮した河川、海岸、砂防、防風・防潮林等の整備を推進します。

(ウ) 保健医療・福祉関連機能の充実

救急・高度医療サービスの提供に向け、県立北部病院における必要な診療科目の整備充実を図るため、必要な医師等の安定確保に取り組むとともに、各医療機関との連携強化を図ります。診療所医師等についても、圏域内自治体との連携による安定確保に努めるとともに、巡回診療の確保を図ります。

また、遠隔医療など高度な情報通信技術の医療分野への利活用を促進し、医療体制の充実を図ります。さらに、診療所の設備等の計画的な整備・更新を促進します。

加えて、地域の実情に応じた福祉サービスの提供体制の整備を促進し、子どもや高齢者、障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

(エ) 教育機会の確保等

教育機会の確保等のため、教育環境の充実を図ります。特に、離島・へき地においては、高度な情報通信技術を利活用し、各学校のニーズに応じた遠隔授業の実施に取り組むとともに、キャリア教育への支援や多様な人材を活用した授業等の実施に努めます。また、通学支援、高等学校等への進学に伴う経済的負担軽減等に努め、多様な学習機会の確保に取り組みます。さらに、保健医療・福祉従事者をはじめ、地域の活力を支える人材、地域防災リーダー等の養成及び確保に取り組みます。

エ 駐留軍用地跡地利用の推進

S A C O最終報告に基づいて返還された北部訓練場や、安波訓練場の跡地については、世界自然遺産登録を見据えたやんばる国立公園への編入が円滑に行われるよう関係機関と連携し推進するとともに、自然環境の適切な保全に努めます。また、ギンバル訓練場の跡地については、跡地利用計画に基づき、地域医療施設及びリハビリ関係施設等の整備を図ります。

オ 国際交流等の推進

北部各地に存在する歴史・文化遺産を活用し、独自のテーマに沿った魅力あふれる周遊ルートの形成により、国内外との人的交流はもとより住民自身の交流を促進し、相互理解の機会創出を図ります。また、多くの海外移住者を送り出した歴史的背景等を踏まえ、海外子弟交流等や各種イベント等を促進します。さらに、九州・沖縄サミット開催地としての実績や沖縄科学技術大学院大学の立地を生かした国際交流の推進、北部地域独自の国際貢献に取り組み、国際的知名度の向上や地域ブランドの確立

を図ることにより、国際的な学術研究・観光リゾート拠点を形成します。

また、外国人観光客に対応するため、多言語を用いた案内板表記などの環境整備を図るとともに、通訳案内士の育成など諸外国との人的交流を推進するための基盤の整備に取り組みます。

(2) 中部圏域

【主な特性】

本圏域は、9市町村で構成され、沖縄本島中央部に位置しています。県下第二、第三の人口規模をもつ沖縄市、うるま市があり、都市機能が集積しているほか、西海岸を中心に各種レクリエーション施設、リゾートホテル等が立地し、都市近郊型のビーチリゾートが形成されています。

また、世界遺産の中城城跡、勝連城跡、座喜味城跡等の重要な文化財を有するほか、沖縄市を中心に、米軍基地が存在するゆえの様々な問題を抱えつつ、戦後、伝統文化と異文化が融合した独特の「チャンプルー文化」を醸成してきました。

一方、沖縄戦で米軍が沖縄本島に上陸した地である本圏域では、全体の約4分の1が駐留軍用地に占められており、本圏域の経済発展を図る上で大きな障害となっているほか、米軍機騒音等が地域住民の過重な負担となっています。

【現状と課題】

独特の文化、都市機能の一定集積、米軍施設等、様々な要素が混在した地域特性を有している本圏域では、この特性を最大限活用した魅力ある街づくりが推進されています。

東海岸では、産業支援港湾としての中城湾港の機能強化、スポーツコンベンション拠点の形成、国内外における情報通信関連産業の一大拠点としての沖縄IT津梁パークの整備などが図られています。一方、中城湾港については、クルーズ船の寄港数が増加傾向にあることから、クルーズ船の受入体制の強化を図る必要があります。

また、中城湾港マリンタウン地区に建設を予定している大型MICE施設を核として、戦略的なMICE振興を図ると同時に、MICE施設周辺エリアにおける良好な都市形成及び交通体系の整備、宿泊施設、商業施設等の集積等による賑わいの創造が課題となっています。

さらに、ミュージックタウン音市場等が整備され、伝統文化と異文化が融合・発展した独特の音楽文化を発信しています。

一方、本圏域は、市街地を分断する広大な駐留軍用地の存在により、長期にわたり望ましい都市形成や交通体系の整備、産業基盤の整備など、地域の振興開発を図る上で、大きな課題を抱えてきました。駐留軍用地跡地利用に当たっては、沖縄振興のための貴重な空間として都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編も視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要があります。特に、平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国際医療拠点の形成に向けて、国、宜野湾市、琉球大学等の関係機関と連携し、琉球大学医学部及び同附属病院の移設を核とした国際医療拠点の形成に向けて取り組む必要があります。

【展開の基本方向】

沖縄本島の中央部に位置している地理的条件を生かし、他圏域が有する都市機能との整合を図り、適切な補完関係のもと、本圏域が持つ多様な地域資源や産業基盤を活用した地域づくりを促進します。

また、国際物流拠点産業集積地域にあっては、魅力ある投資環境の整備を推進し、沖縄におけるものづくりの先進モデル地域として、情報通信産業特別地区にあっては、沖縄IT津梁パークを中核とした国際情報通信拠点として、関連企業の立地を促進し、人・モノ・情報・技術・投資を呼び込む産業の集積を図ります。あわせて、エイサー等の伝統芸能や異文化と融合した特有の文化など多様な資源を最大限生かした産業振興に取り組めます。

さらに、本圏域の都市構造の歪みを是正するとともに、道路交通との役割分担を図りつつ、県土構造の再編にもつながることが期待される鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進します。

普天間飛行場をはじめとして大規模な返還が予定される駐留軍用地の跡地については、中南部都市圏の一体的な再編を視野に入れつつ、都市機能の計画的な配置や都市基盤の整備を図ることにより、沖縄全体の発展につながるよう有効かつ適切な利用を推進します。

ア 個性豊かで魅力あふれる基幹都市圏の形成

(ア) 人的・物的交流拠点の機能強化

中城湾港については、東海岸地域の活性化を図る産業支援港湾として、新港地区

において流通加工港湾の整備を推進するとともに、定期船就航の実現等により物流拠点の形成を推進します。また、東ふ頭の整備及びリサイクルポートとして静脈物流ネットワークの形成を図るとともに、泡瀬地区の東部海浜開発事業及び西原与那原地区のマリントウンプロジェクトについても環境保全に十分配慮し、引き続き整備を推進します。さらに、クルーズ船の受入体制の強化を図ります。

陸上交通については、拠点都市間の移動の円滑化、慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、沖縄西海岸道路の整備を促進するとともに、本島東西間を結ぶ県道24号線バイパス、沖縄環状線、浦添西原線などの整備を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図ります。また、都市と近郊地域間の交流を促進する幹線道路の整備を推進するとともに、これらと有機的につながる市町村道の整備を促進します。さらに、沖縄都市モノレールを沖縄自動車道（西原入口）まで延長、結節することで、高速道路との連携を図るとともに鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進します。あわせて、時差出勤、県民及び観光客の過度な自動車利用から公共交通利用への転換等によるTDM（交通需要マネジメント）施策を推進します。

(イ) 中部都市圏の機能高度化

本圏域では大型集客施設の郊外への進出や車社会の進展などに伴い、中心市街地の衰退、環境負荷の増大など様々な問題が生じています。

このため、市街地整備や街路、公園、広場などの公共施設の整備により、街なかでのにぎわい空間の創出を図るとともに、教育、医療・福祉、商業、文化などの施設について、中心市街地等への再配置や充実等を促進し、居住環境の整備・充実を推進します。

また、自然環境に配慮した効率的・効果的な都市機能の再編・整備の観点から、関係自治体等との連携のもと広域的な調整等を進めつつ、適切な土地利用を促進します。さらに、駐留軍用地跡地の土地区画整理事業や、都市近郊地域での環境負荷の小さい秩序ある都市的土地利用に向けた取組を促進し、住環境の整備を図ります。あわせて、個性豊かで魅力あふれる沖縄らしい良好な景観の形成を促進します。

住宅の安定供給については、地域特性に応じた魅力ある居住環境の形成を図るため、公営住宅の整備等を推進します。集中豪雨等による浸水被害が近年多発している比謝川等、河川の未整備区間等については、多自然川づくりを基本方針とした整備に取り組むとともに、総合的な雨水対策を推進します。また、中城湾周辺の斜面

地については、規模の大きな地すべりが発生する危険性があるため、予防的対策に向けた取組を推進します。

安全な水道水を安定的に供給するため、新石川浄水場への高度浄水処理施設及び北谷浄水場等の水道施設の整備に取り組むとともに、水道広域化を推進します。

また、一般廃棄物処理施設の効率的な整備による市町村の負担軽減や、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽など地域の実情に応じた効果的な汚水処理施設整備等を促進するとともに、適正な汚水処理についての普及啓発を行い、水洗化率の向上を促進します。

沖縄こどもの国（沖縄こども未来ゾーン）については、広域的な児童・青少年の健全育成拠点としての活用を促進します。

（ウ）環境共生型社会の構築

中部圏域においては、戦後、急速な都市化の進展、海域における埋立事業等により、自然環境が徐々に失われていることから、今後の人口増加や大規模な駐留軍用地の返還を見据え、森林、河川、干潟、藻場などの陸域・水辺環境の保全・再生に取り組めます。

また、都市河川の水質汚濁防止対策として、事業者等への監視指導、生活排水対策等の普及啓発に努めます。

さらに、エネルギーの使用に伴う環境負荷の低減に向け、太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及や天然ガスの活用を促進します。

イ 圏域の特色を生かした産業の振興

（ア）観光リゾート産業の振興

宜野湾市から読谷村に至る西海岸地域においては、リゾートホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、マリーナ、レクリエーション等施設の集積を生かし、国際色豊かな観光・MICEリゾートとしての都市ブランド力の強化を促進します。特に、沿岸に都市の連たんする地域については、海浜、公園、自転車道、遊歩道等の一体的な整備を促進するとともに、観光関連施設の集積を図り、快適で魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指します。また、良好な景観の形成、環境保全活動と経済活動が共存するルールづくり等、魅力ある風景づくりを推進し、豊かで美しい観光・都市空間の創出を図ります。

東海岸地域では、中城湾港泡瀬地区において、環境保全に十分配慮した東部海浜

開発事業を推進することにより、海洋レクリエーション機能の整備及びスポーツコンベンション拠点の形成を図ります。また、うるま市から北部圏域の金武町、宜野座村に至る環金武湾地域においては、金武湾の特性を生かした海洋レジャーなどの取組を促進します。

また、中城湾港マリンタウン地区に建設を予定している大型MICE施設については、着実に整備を進めるとともに、地域との連携による効果的な施設運営を行います。さらに、沖縄本島東海岸における観光地形成を強化し、宿泊施設、商業施設等の立地促進、交通アクセスの改善等に取り組みます。あわせて、大型国際見本市・展示会をはじめとする各種MICEの地元自治体と連携した誘致体制を強化するとともに、地元事業者等によるユニークベニュー開発などMICE関連ビジネスの振興に取り組みます。

世界遺産の所在地（うるま市、中城村、北中城村、読谷村）を中心として、他圏域との連携のもと、琉球王国のグスク及び関連遺産群や自然及び文化を生かした体験・滞在型観光等、地域産業と密接に連携した新たな観光スタイルの創出を図るとともに、歴史的景観の保全に配慮しつつ、当該景観に調和したまちなみ等の周辺整備や歴史的遺産群等を結ぶ観光ルートの整備を促進し、琉球歴史回廊の形成を図ります。

また、国際色豊かな独特のチャンプルー文化が根付いた沖縄市を中心として、沖縄全島エイサーまつりなどの音楽・芸能を活用した観光・レクリエーション拠点の形成を促進します。さらに、本圏域に集積するスポーツ施設の拡充を促進するとともに、プロスポーツキャンプ等の受入れやおきなわマラソンなど各種スポーツイベント開催をはじめとするスポーツ・ツーリズムを推進します。あわせて、スポーツ医・科学分野との連携など、新たな展開の促進も図りつつ、スポーツアイランド沖縄を形成する拠点としての整備を図ります。

さらに、農業や水産業と連携したグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム、生活体験等の体験・滞在型観光を促進します。

観光関連施設については、国内外からの観光客の増大や観光の高付加価値化などに対応するため観光地形成促進地域制度を活用した民間施設の整備を促進するほか、省エネ設備など新たな環境技術等の導入促進に努めます。

(イ) 情報通信関連産業の振興

アジアにおける国際情報通信拠点の形成を図るため、情報通信産業振興地域制度

等の活用を図りつつ、沖縄 I T 津梁パークを中核に国内外からの企業立地の促進、県内企業の高度化・多様化の促進、人材の育成・確保に取り組むとともに、情報通信基盤の整備を推進します。

また、雇用吸収力の高いコンタクトセンター、BPO業務の更なる集積に加え、コンテンツ制作やソフトウェア開発など高付加価値のビジネスモデルへの転換を促進します。

さらに、国内外の大規模災害に備えたリスク分散拠点化の受け皿となるデータセンターの集積を図るとともに、県内データセンター間のネットワーク強化を促進します。

(ウ) 臨空・臨港型産業の振興と産業イノベーションの推進

中城湾港の産業支援港湾としての機能の充実・強化を図るため、定期船就航の実現等により、物流拠点の形成を推進するなど必要な整備を図ります。また、工業技術センターや沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター等が集積するメリットを生かし、健康・バイオ等関連分野における新規企業創出やものづくりを支えるサポーター産業の振興を図るとともに、高付加価値・高度部材産業の立地を促進します。

さらに、産業高度化・事業革新促進地域制度（産業イノベーション制度）を活用し、本圏域に多く立地している製造業をはじめとした企業の製品開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進し、地域産業の更なる振興を図ります。

(エ) 農林水産業の振興

きく、にんじん、オクラ、さやいんげん、かんしょ等の品目については、生産施設の整備、生産出荷組織の育成、販売体制の整備等を計画的に実施し、拠点産地の形成に重点的に取り組みます。

さとうきびについては、優良種苗の増殖普及等により、生産性及び品質の向上を図るとともに、遊休化した農地の有効利用や農地所有適格法人・農作業受託組織等の育成・強化により、生産の増大に取り組めます。

また、農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備とあわせて農業水利施設等の長寿命化を推進します。

畜産業については、子牛や子豚の育成率向上に努めるとともに、牛乳の消費拡大を図ります。また、畜産の環境対策における監視・指導体制の強化を図ります。養鶏については、飼養環境の改善を図りつつ生産振興に取り組みます。

さらに、都市近郊型農業の促進、エコファーマー等の育成による環境保全型農業の拡大を通じて、環境負荷低減を実現する技術の普及を促進し、生産・供給体制の整備を図ります。

生活環境保全のための森林整備を推進するとともに、特用林産物の生産や需要喚起を図ります。

水産業については、うるま市などモズク養殖業やパヤオ漁業の盛んな本圏域において、安定生産・流通体制の確立を図るため、関連施設の整備や老朽化した漁港・漁場等生産基盤施設の維持更新を推進するとともに、水産物加工品の開発を促進し高付加価値化、水産資源の持続的利用に向けた資源管理型漁業の展開を図ります。

農山漁村地域においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業との連携や農林水産業の多面的機能の発揮を図ります。

(オ) 文化産業の振興

中高生による現代風に脚色された組踊や子どもに人気のあるキャラクターショーなど、文化産業の発展の素地が芽生えつつあります。

このため、ミュージックタウン音市場など本圏域に集積している様々な文化施設等を活用し、琉球舞踊、エイサー、空手、沖縄音楽などを発信するとともに、このような多様な文化資源を活用した文化産業の振興を図ります。さらに、これら文化資源を利活用した演出効果の高いショービジネスなどの創出を促進するほか、文化の産業化に必要な人材育成に取り組みます。

ウ 国際交流・貢献等の推進

沖縄 I T 津梁パーク内のアジア I T 研修センターを活用し、アジアと我が国双方の I T ビジネスを結びつける人材育成の支援を展開します。また、琉球大学及び私立大学等におけるアジア・太平洋地域との人文・社会科学から最先端の科学技術までを視野に入れた分野での研究交流等を促進します。

エ 駐留軍用地跡地利用の推進

米軍再編協議等において返還が合意されている中南部都市圏の大規模な駐留軍用地

の跡地については、県土構造の再編を視野に入れながら、有効かつ適切な利用を推進することにより、中南部都市圏の都市構造の歪みを是正し、沖縄全体の発展につなげていく必要があります。

このため、南部圏域も含めた広域的な観点から、中南部都市圏跡地利用広域構想を策定し、県民等の利便性・快適性を向上させる交通ネットワークの構築、潤いのある環境づくりを先導する貴重な緑地の保全や沖縄らしいまちなみの形成による魅力ある風景づくり、県全体の振興発展に寄与する新たな産業の振興など各跡地の利用計画を総合的に調整し、効率的な整備を図ります。

特に、普天間飛行場は、約480haの広大な面積を有し、人口の集中する中南部の中央に位置するとともに、周辺都市地域と近接していることなどから、その開発が本県の振興に与える影響は大きいものがあります。このため、普天間飛行場跡地を中南部圏域の新たな振興拠点として位置付け、国及び宜野湾市と連携して、跡地利用計画の策定に向けて取り組むとともに、返還が予定されている他の駐留軍用地跡地開発と連携した整備を行い、中南部都市圏の都市構造の再編を図ります。

また、周辺市街地整備などに留意しつつ、中南部都市圏の中核となる国営大規模公園の整備を国に求めるとともに、中部縦貫道路（仮称）・宜野湾横断道路（仮称）などの骨格的道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進を図るなど、総合的かつ計画的に魅力あるまちづくりを進めます。

一部返還が予定されているキャンプ瑞慶覧の跡地については、中部横断道路（仮称）等の骨格的な道路網の整備や新たな公共交通システム、住宅、商業・業務等の多様な機能の導入を検討します。

特に、平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、宜野湾市、琉球大学等と連携し、琉球大学医学部及び同附属病院の移設を核とした国際医療拠点の形成に向けて取り組みます。

キャンプ桑江南側地区及び第一桑江タンクファームの跡地については、都市的利用が想定され、緑豊かな住宅地や生活関連施設、行政サービス施設等の整備を進めるとともに地域商業等の活性化を図り、職住近接のまちづくりを進めます。

既に返還されている読谷補助飛行場、楚辺通信所及び瀬名波通信施設の駐留軍用地跡地については、引き続き公共施設整備や土地改良事業等を促進し、個性豊かな田園都市空間の形成を図ります。

(3) 南部圏域

【主な特性】

本圏域は、周辺離島町村を含め15市町村で構成されており、本島南部の糸満市から浦添市まで市街地が連なり、那覇市を中心に高度な都市機能が集積するなど県内外の交流拠点となっています。

一方で、那覇市より南では農村地域が広がり、さらに久米島、粟国島、渡名喜島、南・北大東島、慶良間諸島などの島々を包含し、近郊都市地域、農村・漁村地域、離島地域という多様な地域構造を有しています。

また、那覇市近郊にある漫湖は、多くの水鳥等の生息地として重要であることから、ラムサール条約の登録湿地に指定されており、住民が自然に触れあう場として親しまれています。

さらに、本圏域は、先の大戦において日本軍の司令部が置かれ、このため苛烈な戦闘に多くの県民が巻き込まれ、犠牲となった地域です。戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20万余の戦没者の霊を慰めることを目的として、糸満市摩文仁（一部八重瀬町）を中心とする地域が、沖縄戦跡国定公園に指定されています。

【現状と課題】

沖縄県の歴史・文化・経済を代表する本圏域では、空の玄関口である那覇空港、那覇空港自動車道、沖縄都市モノレール等の整備が図られてきました。

那覇空港については国際航空貨物ハブ機能が強化されるとともに、航空関連産業クラスターの中心となる航空機整備施設の整備が進められており、那覇港では、国際流通港湾としての整備が進められています。

また、那覇新都心地区においては、県立博物館・美術館が設置されたほか、浦添市には国立劇場おきなわが開場されるなど、文化的な都市機能の整備が進められてきました。

一方、那覇市を中心とする都市地域においては、慢性的な交通渋滞などの都市問題への対応や防災等の観点を踏まえたまちづくり、都市近郊地域においては、高付加価値の農産物の安定生産に向けた取組や良好な住環境の整備が求められます。

加えて、沖縄の玄関口に位置する那覇港湾施設等の米軍施設・区域の存在は、良好な都市環境の形成や本圏域の経済発展を図る上で障害となっています。

離島地域においては、地域特性を生かした産業振興等の取組が進められていますが、

高齢化や人口減少の進行などにより、地域の活力低下が懸念されています。また、離島地域の経済を支えているさとうきびの増産に向けた取組を推進するとともに自然豊かなイメージを生かした農水産物のブランド化を図る必要があります。さらに、国内観光客のみならず、外国人観光客を誘致し、圏域の活性化を図るため、本島地域に加えて、自然、文化等多様な魅力を有しながら認知度等に課題がある離島地域の積極的な活用が重要となっております。

また、中城湾港マリントウン地区に建設を予定している大型MICE施設を核として、戦略的なMICE振興を図ると同時に、MICE施設周辺エリアにおける良好な都市形成及び交通体系の整備、宿泊施設、商業施設等の集積等による賑わいの創造が課題となっております。

【展開の基本方向】

本県の行政、産業等の機能が集積している特性を生かし、他圏域との機能分担と連携を図りながら、国際的にも特色ある高度な都市機能を有する基幹都市圏の形成を図ります。

また、無秩序な市街地拡大の抑制に努めつつ、これまで蓄積されてきた社会資本の効率的な活用を促進し、既成市街地の都市機能の高度化を図るとともに、良好な住宅市街地の形成に向けた整備や高齢社会到来に備えたコンパクトなまちづくりを推進します。加えて、貴重な歴史・文化や伝統芸能並びに海洋レジャー施設等の資源を活用した地域振興及び個性豊かで魅力あふれる風景づくりを推進します。

さらに、那覇空港及び那覇港を基軸とした国際物流拠点を形成し、関連産業の集積を促進するとともに、航空機整備施設の整備を契機に航空関連産業クラスターの形成に取り組みます。あわせて、多様で付加価値の高い都市近郊型農業等や水産業の振興を図ります。

今後返還が予定されている那覇港湾施設及び牧港補給地区の跡地利用については、中南部圏域の一体的な再編を視野に入れつつ、沖縄の交流・物流の拠点である那覇空港や那覇港に隣接するなどの優位性を生かした跡地利用を推進します。

離島地域においては、健康・保養等をテーマとして人々に潤いを与える独自の空間構築による地域振興を推進するとともに、独特な魅力ある島内交通、島外交通の充実や地域特性を生かした農林水産業の振興等により、定住条件の整備を図ります。

ア 個性豊かで魅力あふれる基幹都市圏の形成

(ア) 人的・物的交流拠点の機能強化

人や物の広域的な交流の活発化に向けて、那覇空港や那覇港の結節機能の強化・拡充を図るとともに、これらと各地域とを広域的に結ぶ骨格道路の整備やこれを支える体系的な幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）を構築します。

このため、国内外とのゲートウェイ機能を担う那覇空港については、沖合の滑走路増設整備を促進するとともに、旅客ターミナルの拡張整備等、中長期的な観点も踏まえ、空港機能の強化に取り組みます。

本県の移出入貨物の大部分が集中する那覇港において、港湾貨物輸送等の円滑化を図るため、臨港道路などの港湾施設の整備やロジスティクスセンターを含む背後地の基盤整備による物流の効率化を促進するほか、内貿機能の強化を図るため、各ふ頭の機能再編を推進します。また、大型クルーズ船や大型コンテナ船に対応した大水深岸壁などを整備するとともに、国内外の航路誘致活動の強化を促進します。

陸上交通については、拠点都市間の移動の円滑化、慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路の整備を促進するとともに、南部東道路などの整備を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図ります。また、都市と近郊地域間の交流を促進する幹線道路の整備を推進するとともに、これらと有機的につながる市町村道の整備を促進します。さらに、沖縄都市モノレールを沖縄自動車道（西原入口）まで延長するとともに、自動車から公共交通への転換を促すパークアンドライド駐車場等を整備します。あわせて、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進するとともに時差出勤、県民及び観光客の過度な自動車利用から公共交通利用への転換等によるTDM（交通需要マネジメント）施策を推進します。

離島地域においては、航空路線及び海上航路の確保、維持とともに、交通・生活コストの低減を図ります。また、空港、港湾、漁港、道路等の整備を推進し、定住条件の整備に取り組み、交流人口の拡大による地域の活性化を促進します。

(イ) 南部都市圏の機能高度化

国際通りなど中心市街地においては、市街地整備や街路、公園、広場等の公共施設の整備を推進するとともに、街なかにおけるにぎわい空間の創出、居住環境の整備を促進します。また、沖縄都市モノレール駅周辺の再開発や、延長区間での駅を中心とした市街地整備を図り、コンパクトなまちづくりと個性豊かで魅力あふれる

風景づくりを促進します。

都市基盤が未整備なまま形成された住宅市街地については、温暖化防止対策や自然環境の保全など環境との共生及び防災・防犯の観点を踏まえ、地域特性に応じた安全で快適かつ個性豊かで魅力あふれる風景づくりを推進します。また、都市近郊地域では、秩序ある都市的土地利用に向けた取組を促進し、住環境の整備を図ります。あわせて、地域ごとの特色に応じた良好な景観形成を促進します。

さらに、都市地域の人口増加、市街地の拡大に伴う水需要や汚水量の増大に対処するため、引き続き上下水道に係る施設整備を推進するほか、再生水の供給地域の拡大を図ります。

住宅密集地を流れる安里川及び安謝川等の流域においては、多自然川づくりを基本方針とした整備に取り組むとともに、総合的な雨水対策を推進します。また、都市河川の水質汚濁防止対策については、事業者等への監視指導、生活排水対策等の普及啓発に努めます。

さらに、太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及や天然ガスの活用を促進します。

離島地域においては、赤瓦屋根やフクギの屋敷林などの伝統的集落景観の保全の観点から、空き家となっている古民家や伝統建造物などを活用した住環境の魅力向上を図ります。住宅の安定供給を図るため、民間による住宅供給が困難な地域等、離島の地域特性に応じ、定住化に向けた魅力ある居住環境の形成を促進し、公営住宅の整備等を重点的に推進します。また、水道水の安定供給を図るため、多目的ダムの建設や海水淡水化施設などの水道施設の整備に取り組むとともに、小規模離島をはじめとする県内事業者の水道広域化を推進します。汚水処理については、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽など地域の実情に応じた効果的な汚水処理施設整備等を促進します。あわせて、高度処理水の有効利用を推進します。廃棄物処理等については、処理施設整備に係る市町村の負担軽減や運搬ルートの合理化を促進します。さらに、離島の地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及促進に取り組むとともに、都市部との情報格差を是正するための情報通信基盤の高度化及び情報通信技術の利活用促進に取り組みます。また、高等学校等への進学に伴う家庭の経済的負担の軽減等に努めます。

(ウ) 環境共生型社会の構築

本圏域においては、本島南部に高度な都市機能が集積しており、自然環境が徐々

に失われていることから、干潟・藻場等の海域及び森林、河川、海岸等の陸域の自然環境について、保全に取り組みます。

また、都市河川の水質汚濁防止対策として、事業者等への監視指導、生活排水対策等の普及啓発に努めるほか、赤土等流出問題については、農地を重点に各種発生源対策の強化等を含めた総合的な対策を推進します。

さらに、離島地域は環境負荷に対して脆弱な構造であることから、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等を推進するとともに、地域実情を踏まえた廃棄物の効率的な処理を促進します。

イ 圏域の特色を生かした産業の振興

(ア) 観光リゾート産業の振興

糸満市から浦添市に至る西海岸地域においては、リゾート及び都市型ホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、マリーナ・人工ビーチ、レクリエーション等施設の集積を生かしつつ、アジアをはじめとする諸外国や県内外との交流拠点の形成を目指し、施設の充実及び受入体制の強化を促進します。また、良好な景観の形成、環境保全活動と経済活動が共存するルールづくり等、魅力ある風景づくり等を推進し、豊かで美しい観光・都市空間の創出を図ります。

また、本島東南部の与那原町から南城市、八重瀬町に至る地域では、海洋性レクリエーション施設等を活用した新たな観光リゾート空間の形成を促進します。中城湾港マリンタウン地区に建設を予定している大型MICE施設については、着実に整備を進めるとともに、地域との連携による効果的な施設運営を行います。また、沖縄本島東海岸における観光地形成を強化し、宿泊施設、商業施設等の立地促進、交通アクセスの改善等に取り組みます。さらに、大型国際見本市・展示会をはじめとする各種MICEの地元自治体と連携した誘致体制を強化するとともに、地元事業者等によるユニークベニュー開発などMICE関連ビジネスの振興に取り組みます。

世界遺産の所在地（那覇市、南城市）を中心として、他圏域との連携のもと、琉球王国のグスク及び関連遺産群や自然及び文化を生かした体験・滞在型観光等、地域産業と密接に連携した新たな観光スタイルの創出を図るとともに、歴史的景観の保全に配慮しつつ、当該景観に調和したまちなみ等の周辺整備や歴史的遺産群等を結ぶ観光ルートの整備を促進し、琉球歴史回廊の形成を図ります。

さらに、豊見城市、南城市などにおける沖縄に適合したウェルネスツーリズム等、

地域における取組を基礎とした沖縄独自の観光を推進するとともに、農業や水産業と連携したグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム、生活体験等の体験・滞在型観光を促進します。

あわせて、NAHAマラソンなど南部各地で開催されるスポーツ大会、大綱ひき、ハーリー（ハーレー）等の各種イベントの充実を図り、観光客増大に向けた誘客活動を促進します。

離島地域においては、座間味島や渡嘉敷島などにおけるダイビングやホエールウォッチングに代表されるエコツーリズム、久米島の海洋深層水を活用した保養・療養型観光、渡名喜島の古民家を活用した交流拠点づくりや離島留学など、島々に特有の自然・景観、伝統・文化等の魅力を生かした交流人口の拡大及び農林水産業等地方産業との連携による地域活性化に向けた取組を積極的に推進し、離島ならではの体験・滞在型観光を促進します。また、自然、文化等多様な魅力を有する離島地域を観光資源として積極的に活用するため、離島の多様で特色ある魅力を発信し、各離島への誘客を図るとともに、離島間の広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に係る関係機関と連携して取り組みます。

観光関連施設については、国内外からの観光客の増大や観光の高付加価値化などに対応するため観光地形成促進地域制度を活用した民間施設の整備を促進するほか、省エネ設備など新たな環境技術等の導入促進に努めます。

(イ) 情報通信関連産業の振興

アジアにおける国際情報通信拠点の形成を図るため、情報通信産業振興地域制度等の活用促進、国内外からの企業立地の促進、県内企業の高度化・多様化、人材の育成・確保を図るとともに、情報通信基盤の整備を推進します。また、雇用吸収力の高いコンタクトセンター、BPO業務の更なる集積に加え、コンテンツ制作やソフトウェア開発など高付加価値のビジネスモデルへの転換を促進します。

離島地域においては、高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図るため、情報通信基盤の高度化に取り組みます。

(ウ) 臨空・臨港型産業の振興と産業イノベーションの推進

那覇空港及び那覇港を基軸とした国際物流拠点の形成を図り、臨空・臨港型産業を新たなリーディング産業として育成します。このため、国際物流拠点産業集積地域等の活用により、空港及び港湾の機能強化、航路及び航空路のネットワークの拡

充、物流関連施設の整備及び積極的な企業誘致等に取り組みます。また、航空機整備施設については、時期を逸せず国内外の航空機整備需要を取り込み、関連産業の集積による経済効果を発揮するため、国等の関係機関と連携し、現在取り組んでいる航空機整備施設の早期整備を行います。

さらに、産業高度化・事業革新促進地域制度（産業イノベーション制度）を活用し、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、那覇空港・那覇港の物流機能などを生かし、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進し、地域産業の更なる振興を図ります。

(エ) 農林水産業の振興

湧水や雨水の利用など南部の地域特性に応じた新たな農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備とあわせて農業水利施設等の長寿命化を推進します。

また、離島地域においては、南北大東地区における漁港の整備をはじめ農業用水の確保や、台風等気象災害から農作物被害を防ぐ防風林などの生産基盤の整備を推進します。

きく、ゴーヤー、さやいんげん、かぼちゃ、オクラ、にんじん、マンゴー、かんしょ等の品目については、生産施設の整備、生産出荷組織の育成、販売体制の整備等を計画的に実施し、拠点産地の形成に重点的に取り組みます。

さとうきびについては、優良種苗の増殖普及等により、生産性及び品質の向上を図るとともに、遊休化した農地の有効利用や農地所有適格法人・農作業受託組織等の育成・強化により、生産の増大に取り組みます。周辺離島の含蜜糖生産地域においては、農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援とあわせ、黒糖ブランドの確立、販路開拓や多用途利用等による需要拡大を図ります。

畜産業については、子牛や子豚の育成率の向上に努めるとともに、牛乳の消費拡大を図ります。あわせて、生産基盤の整備や環境対策における監視・指導体制の強化を図ります。養鶏については、飼養環境の改善を図りつつ生産振興に取り組みます。

また、都市近郊型農業の促進、エコファーマー等の育成による環境保全型農業の拡大を通じて、環境負荷低減を実現する技術の普及を促進し、生産・供給体制の整備を図ります。

荒廃原野における緑化を推進し、周辺離島における水源かん養、潮害防備のため

の森林整備を推進するとともに、特用林産物の生産や需要喚起を図ります。

水産業については、県内の水産業の中心的、拠点的役割を担う糸満漁港を擁する本圏域において、安定生産・流通体制の確立を図るため、関連施設の整備を推進するとともに、水産加工品の開発を促進し、高付加価値化、水産資源の持続的利用に向けた資源管理型漁業の展開を図ります。また、地方卸売市場及び糸満漁業協同組合が運営する規模未満市場の統合、並びに高度衛生管理型流通関連施設の整備を促進し、流通体制の強化に努めるとともに老朽化した漁港・漁場等生産基盤施設の維持更新を推進します。

農山漁村地域においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業等との連携や農林水産業の多面的機能の強化を図ります。

ウ 国際交流・貢献等の推進

JICA沖縄国際センターとの連携を強化し、国際協力各分野における支援体制の充実を図ります。さらに、県立芸術大学を中心に沖縄の文化芸能や創造性高い芸術分野における専門性を高め、国内外に沖縄の文化を発信する人材を育成します。

沖縄県平和祈念資料館と県内の様々な平和学習施設との連携強化を図り、平和発信地域形成の取組を拡充します。

エ 駐留軍用地跡地利用の推進

米軍再編協議等において返還が合意されている中南部都市圏の大規模な駐留軍用地の跡地については、中部圏域も含め一体的な整備を図り、有効かつ適切な利用を推進することにより、沖縄全体の発展につなげていく必要があります。そのため、広域的な観点から、中南部都市圏跡地利用広域構想を策定し、各跡地の利用計画を総合的に調整し、効率的な整備を図ります。

那覇港湾施設の跡地については、那覇空港及び那覇港の国際物流ハブ機能を活用した臨空・臨港型産業の集積や周辺のスポーツ施設等を生かしたスポーツコンベンションの推進等を図るとともに、ウォーターフロントとしての優位性が発揮されるよう幅広い利用の検討を進めます。

牧港補給地区の跡地については、県都那覇市に隣接し、約274haの広大な面積を有しており、その開発のあり方が本県の発展に大きく影響することから、国及び浦添市と連携し、広域的かつ計画的な開発整備を進め、文化産業、リゾートコンベンション関連産業等の集積や臨空・臨港型産業との連携による産業の振興を図ります。

(4) 宮古圏域

【主な特性】

本圏域は、独特の平坦な地形からなり、陸域には農用地に囲まれた田園風景や「与那覇・前浜」などの美しい砂浜、沿岸域では美しいサンゴ礁の海が広がるとともに、池間島の北方には国内最大級のサンゴ礁群（八重干瀬）が広がっており、観光リゾート産業や農林水産業を基幹産業としながらも、恵まれた自然環境を生かしたマリンスポーツや各種スポーツイベントが盛んな地域です。

また、国の重要無形民俗文化財に指定されているパントゥや伝統工芸の宮古上布など固有の文化を育んできました。

さらに、宮古島市が県内唯一の環境モデル都市に選定されており、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを先駆的に導入しています。

【現状と課題】

本圏域では、主要産業である農林水産業について、さとうきびを基幹作物としつつ、消費者ニーズの多様化に対応したマンゴー等熱帯果樹の生産も増加するなど、自然的・地理的特性を生かした展開が図られてきましたが、引き続き、農水産物等の高付加価値化を進める必要があります。

基盤整備としては、農業用水源確保のための地下ダムや宮古島と近隣離島を結ぶ架橋の整備が進展しています。

また、太陽光発電や風力発電、バイオ燃料の活用など、再生可能エネルギーを積極的に導入しており、低炭素島しょ社会の構築に向けた取組が進められています。

都市機能が集積する宮古島では、港を中心としてコンパクトな市街地が形成されてきましたが、郊外への大型店舗や住宅等の立地に伴う市街地の空洞化、周辺離島等における過疎化と高齢化への対応が求められています。

また、全日本トライアスロン宮古島大会やプロ野球など各種スポーツのキャンプ地としての受入体制の整備が図られ、国内外との交流等による地域活性化の取組が行われており、広域的なレクリエーション需要に対応した広域公園の整備が求められています。

一方、台風や干ばつによる影響を受けやすい自然環境にあることから、災害時におけるライフライン確保のための社会資本の整備が求められています。また、人口減少が顕著になっており、過疎化と高齢化の進行により、都市活力の低下や伝統文化の衰

退等が懸念されています。さらに、国内観光客のみならず、外国人観光客を誘致し、圏域の活性化を図るため、自然、文化等多様な魅力を有しながら認知度等に課題がある離島地域の積極的な活用が重要となっております。

【展開の基本方向】

太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的導入や資源循環型社会システム構築の推進などにより環境への負荷を低減するとともに、自然環境の保全と経済開発及び社会発展が両立する持続可能な社会づくりに向けた取組を促進します。

また、自然及び地理的条件を生かした農林水産業の振興をはじめ、スポーツアイランド、エコアイランドとしての圏域のイメージや特性を生かした観光リゾート産業の振興及び広域的なレクリエーション需要に対応した取組を推進し、交流人口の拡大による地域活性化に取り組みます。

さらに、本圏域の拠点都市である宮古島市において医療、福祉、教育等の施設の充実を図るとともに、周辺離島との交通利便性の向上に取り組みます。

過疎化や高齢化の進行が著しい地域においては、伝統・文化など魅力ある地域の資源を生かした地場産業の振興等に取り組むとともに、行政、医療、教育をはじめ生活環境基盤の整備を推進するほか、割高な生活コストの低減や様々な格差の是正など定住条件の整備を図ります。

また、自然災害対策として、生活環境の安定確保を維持するための公共施設等の機能強化を図ります。

ア 環境共生型社会の構築

エコアイランド実現に向けて、環境保全型農業、太陽光発電、風力発電、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、マイクログリッド実証事業や天然ガスの活用促進など諸施策を先駆的に取り組みます。

また、島しょ地域である本圏域では、環境負荷に対して脆弱な構造であることから、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等を推進するとともに、地域実情を踏まえた廃棄物の効率的な処理を促進します。

さらに、公共下水道、集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の普及等を図るとともに、雨水、再生水等の水資源の有効利用を推進し、資源循環型社会の形成を図ります。

イ 拠点都市機能の充実

本圏域に暮らす人々に一定規模の生活サービスや就業機会を提供している宮古島市においては、ユニバーサルデザインの視点を積極的に取り入れた都市機能の充実・強化とともに、景観にも配慮した快適なまちづくり等を促進し、地域内の都市的利便性を一層高める魅力的な都市圏の形成を図ります。

平良港では、海上交通の安全性・安定性の確保及び交流拠点として漲水地区における耐震岸壁整備を含む再編整備による港湾機能の充実を図るとともに、国際的な観光リゾート地としての基盤強化を図るため、海外からの大型旅客船に対応した施設等の整備を促進します。拠点となる空港については、下地島空港において、国際線の受入機能を強化するとともに、プライベートジェット機等の受入体制の構築を促進するほか、宮古空港及び下地島空港の両空港の特性を活かし、国内外への路線拡充に向けた取組を図ります。また、住民の負担軽減に向けて、船賃及び航空運賃の低減化を図ります。

観光リゾート地としての魅力向上、交流人口の拡大を図るため、空港、港湾などの広域交通拠点と中心市街地、集落、観光地等を連結する高野西里線などの幹線道路等及びそれらを補完する市町村道の整備を促進するとともに、広域的なレクリエーション需要に対応した広域公園の整備に努めます。また、バス路線の再編や運行体系の改善など交通サービス向上に向けた取組を促進します。

中心市街地におけるにぎわい等の再生に向けて、教養文化施設、社会福祉施設等の中心市街地への再配置、空き地や空き店舗等の活用促進、高齢者等に対応した生活充実型サービスの充実等を促進します。また、御嶽や屋敷林、石垣、赤瓦など、本圏域ならではの景観資源を活用するとともに、無電柱化を推進し、快適で質の高い住環境の創出を図ります。

ウ 圏域の特色を生かした産業の振興

(ア) 観光リゾート産業等の振興と産業イノベーションの推進

自然環境、景観、伝統文化など固有の地域資源を生かした地域の活性化に向けて、交流人口の拡大に取り組みます。

このため、砂山などの美しい砂浜や通り池など有数のダイビングスポット、地下ダムや自然エネルギー施設など産業観光施設、地域内の歴史・文化資源、マンゴーに代表される熱帯果樹などの農林水産物、地域のホスピタリティなど、様々な資源を活用した独自の観光スタイルの創出を促進します。

世界規模の全日本トライアスロン宮古島大会等のスポーツイベントなど島々の特性に応じた各種イベントの充実を図り、スポーツアイランドの形成など本圏域ならではの特色ある取組を促進するとともに、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムなど体験・滞在型観光を推進します。

多良間島では、交流人口の拡大による自立的発展に向けた地域の活性化を推進するため、八月踊りなどの伝統文化を生かした地域づくりを促進するとともに、海洋レジャー、自然観察など豊かな観光資源を活用した多様な取組を促進します。下地島空港の周辺地域については、新たな事業や産業を展開するとともに、農業的利用も含め、その利活用を促進します。

また、自然、文化等多様な魅力を有する離島地域を観光資源として積極的に活用するため、離島の多様で特色ある魅力を発信し、各離島への誘客を図るとともに、離島間の広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に関係機関と連携して取り組みます。

さらに、環境共生型観光地の形成を図るため、自然資源の利用ルールの策定や周知の徹底、環境に配慮した良質な観光メニューの開発・普及の促進、環境負荷の低減を図る施設整備等により、持続的な観光地づくりを推進します。

あわせて、新規航空会社の誘致や定期航空路線開設に向けたセールス活動の展開による航空路の充実、クルーズ船の誘致など近隣諸国等からの観光誘客活動を地域との連携により推進するとともに、観光地形成促進地域制度の活用による国内外からの観光客の増大に対応した民間施設の整備促進、国に対する出入国手続（C I Q）の円滑化の働きかけ、通訳案内サービスの向上等の受入体制の強化に取り組み、観光客の満足度向上に努めます。

また、産業高度化・事業革新促進地域制度（産業イノベーション制度）を活用し、製品の開発力や技術の向上及び豊富な農林水産物をはじめとした地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進します。加えて、情報通信産業振興地域制度や整備された情報通信基盤を活用した情報通信関連企業の立地・高度化を促し、地域産業の更なる振興を図ります。また、地域産業の持続的な成長・発展に向け、地域資源等を活用した、産業振興をけん引する人材の育成等を推進します。

(イ) 農林水産業の振興

農業用水源（地下ダム等）の整備と一体となった末端農地におけるかんがい施設、

区画整理等の各種生産基盤の整備とあわせて農業水利施設等の長寿命化を推進します。

ゴーヤー、かぼちゃ、とうがん、マンゴー等の品目については、生産施設や流通・販売体制の整備等を計画的に実施し、拠点産地の育成に重点的に取り組みます。

さとうきび、肉用牛等については、生産体制の強化及び資源循環型農業を推進します。特に、さとうきびについては、優良種苗の増殖普及、土づくり、土壌病害虫の防除等により生産性及び品質向上に努めるとともに、農地の利用集積による経営規模の拡大、農地所有適格法人・農作業受託組織等の育成・強化等を図ります。

多良間村における含蜜糖生産については、農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援とあわせ、黒糖ブランドの確立、販路開拓や多用途利用等による需要拡大を図ります。

畜産業については、環境問題に配慮しつつ、子牛の拠点産地化、「宮古牛」等の肥育牛のブランド化を推進するとともに、食肉センターの整備等を図ります。

水源かん養、潮・風害防備等、森林の持つ多様な機能を維持・発揮させる森林整備を図ります。

水産業については、マチ類などの近海魚介類の資源管理に努めるとともに、モズクやクルマエビなどのつくり育てる漁業の推進とブランド化による生産拡大を図ります。また、流通加工施設等の整備により流通機能の強化を図るとともに老朽化した漁港・漁場等生産基盤施設の維持・更新を推進します。さらに、良好な漁場環境の保全、漁業秩序の維持・確保に取り組みます。

農山漁村地域においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業との連携や農林水産業の多面的機能の発揮を図ります。

エ 生活圏の充実

(ア) 生活環境基盤等の整備

宮古圏域の自立的発展に向けた定住条件や経済活動に係る競争条件を改善するため、交通アクセス、救急医療等の確保や高度情報通信技術の利活用環境の形成等を図るとともに、地域資源の活用及び農山漁村の整備など生活圏の充実を図り、交流人口の拡大による活性化に取り組みます。

本圏域は、飲料水の全てを地下水に依存していることから、地下水の現状把握のためのモニタリングを実施し水質保全を徹底するとともに、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽など、地域の実情に応じた効果的な汚水処理施設整備等を促

進します。あわせて、水道水の安定供給を図るため、水道施設の整備や水道広域化を推進します。

廃棄物処理等については、一般廃棄物処理施設整備に係る市町村の負担軽減及び離島間や沖縄本島との連携による運搬ルートの合理化等に努めるとともに、産業廃棄物の処理については、処理困難物の効率的な処理体制の構築を図ります。

住宅の安定供給については、地域特性に応じ、定住化等に向けた魅力ある居住環境の形成を図るため、公営住宅の整備等を重点的に推進します。また、住民の生活を支える港湾、漁港の機能拡充を図るため、必要な整備等を推進するとともに、高齢化の進行に対応するため、ユニバーサルデザインの理念に基づく施設の整備に取り組みます。さらに、既存空港の更新整備・機能向上等を推進するほか、生活に必要な路線の確保、維持及び改善を図ります。

沖縄本島都市部との情報格差の是正を図るため、情報通信基盤の高度化を図り、民放の受信環境を確保するとともに、教育、医療、福祉、防災などにおける情報通信技術の利活用の高度化を促進し、地域活性化に取り組みます。

自然災害等の防止のため、景観や生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設や防風・防潮林等の整備を推進します。

また、自然災害等発生時における応急対応のため、防災情報システムの整備を図るとともに防災行政無線をはじめ多様なメディアの活用や報道機関等と連携した情報提供体制の整備を推進します。さらに、高齢者等の災害時要援護者を対象とする避難体制の整備等による地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の結成促進や地域防災リーダー等の人材育成を推進するとともに、災害時におけるボランティアの受入体制の整備等を促進します。

(イ) 保健医療・福祉関連機能の充実

救急・高度医療サービスの提供に向け、中核的医療機能を担う県立宮古病院における医師及び看護師等の安定的な確保を図ります。慢性的に不足している診療所医師等についても、圏域内自治体との連携による安定的な確保に努めるとともに、巡回診療の確保を図ります。また、診療所と県立宮古病院及び沖縄本島医療機関とのネットワーク化の推進、遠隔医療など高度な情報通信技術の医療分野への利活用を促進し、医療体制の充実を図ります。さらに、県立宮古病院の施設・設備の整備等を図るとともに、診療所の設備等の計画的な整備・更新を促進します。

子どもから高齢者、障害者まで誰もが安心して暮らし、活動できる生活環境の形

成に向け、福祉サービス等の基盤及び活動拠点の計画的な整備を推進します。また、総合的・一体的な保健・福祉サービスの充実に取り組むとともに、専門的福祉従事者の養成・確保を図ります。

(ウ) 公平な教育機会の確保等

本圏域には宮古島と伊良部島を除いて高等学校がないため、多良間島内の児童は中学校卒業とともに親元を離れ、宮古島や沖縄本島等の高等学校等へ進学しています。また、高等教育機関や公共職業訓練等の不足や少子化と相まって若年層の流出による人口減少が続いています。

このため、各種教育機会の確保を図り、専修学校等の整備促進や職業訓練等の充実に取り組みます。また、高度な情報通信技術を活用した教育サービスの充実に促進するとともに、高等学校等への進学に伴う家庭の経済的負担軽減等に努めます。

オ 国際交流等の推進

エコアイランド実現に向けた取組を加速するとともに、本圏域における環境負荷軽減等の先進的な取組によって蓄積された技術、ノウハウ等を活用した新たなビジネスモデルを創出し、アジア・太平洋地域との交流・連携を促進します。

(5) 八重山圏域

【主な特性】

本圏域は、県内最高峰の於茂登岳を擁する石垣島、広大な原生林、マングローブ林が広がり、仲間川など自然度の高い河川が存在する西表島、日本最西端に位置する与那国島など大小32の島々からなる島しょ地域であり、石垣島や世界自然遺産候補地でもある西表島、さらにその周辺海域等が国立公園に指定されており、多様性に富んだ優れた自然環境を有しています。

また、八重山上布・ミンサーや与那国織等の工芸、各島の唄や踊りに代表される伝統芸能など独特の伝統文化が育まれ、豊かな自然環境や魅力的な歴史的・文化的特性を有する本県の代表的な観光リゾート地域の一つです。

さらに、中国や台湾と近接する与那国町や石垣市の尖閣諸島をはじめ、竹富町の波照間島など、我が国の国土及び海洋権益保全の観点から極めて重要な面的広がりを持

っています。

【現状と課題】

本圏域では、多様性に富んだ自然環境、歴史的・文化的特性を生かした観光リゾート産業の振興が図られ、宿泊施設等の整備が促進されてきました。また、台湾等からの大型旅客船の定期的な寄港をはじめ、自治体レベルの国際交流が積極的に取り組まれています。

交通基盤として、石垣島と各離島を結ぶ石垣港離島ターミナルや国内外との広域交流拠点となる新石垣空港が供用されています。

都市機能が集積する石垣島では、港を中心としてコンパクトな市街地が形成されてきました。今後は、新石垣空港へのアクセス道路の整備、石垣空港の跡地有効利用の検討、周辺離島等における過疎化と高齢化への対応等が求められています。また、肉用牛のブランド化推進やさとうきび、パインアップル等の生産性及び品質向上などが課題となっています。さらに、台風や干ばつによる影響を受けやすい自然環境にあることから、災害時におけるライフライン確保のための社会資本の整備が求められています。

新石垣空港の開港等により、入域観光客は増加し、地域の活性化に繋がっていますが、一方では自然環境への負荷の増大も懸念されています。このため、環境容量の考えも念頭においた持続可能な観光地づくりや適正利用のルールづくりを推進する必要があります。また、平成28年4月に国立公園公園区域が拡張された西表島地域の世界自然遺産登録に向け、国や町、関係団体と連携して、自然環境の保全と持続的な利活用の両立による地域振興を図る必要があります。さらに、多くの離島を有することから、住民生活に必要な路線の確保、維持及び改善に努めるとともに、割高な交通・生活コストの低減など、総合的な離島振興を図る必要があります。あわせて、国内観光客のみならず、外国人観光客を誘致し、圏域の活性化を図るため、自然、文化等多様な魅力を有しながら認知度等に課題がある離島地域の積極的な活用が重要となっております。

【展開の基本方向】

多様性に富んだ豊かな自然環境を保全するとともに、各種伝統行事や伝統芸能、伝統工芸の継承を図り、各々の島独自の魅力を高めながら、エコツーリズムやグリーン・ツーリズムなどの体験・滞在型観光を推進し、本圏域特有の観光リゾート産業の振興

に取り組みます。

また、自然及び地理的条件を生かした農林水産業の振興を推進するとともに、我が国の南西端に位置する特性を生かした国内外との人的・物的交流の促進を図り、地域の活性化に努めます。

さらに、本圏域の拠点都市である石垣市において医療、福祉、教育等の施設の充実を図るとともに、周辺離島との交通便利性の向上に取り組みます。

周辺離島など過疎化や高齢化の進行が著しい地域においては、伝統・文化など魅力ある地域の資源を生かした地場産業の振興等に取り組むとともに、行政、医療、教育をはじめ生活環境基盤の整備を推進するほか、割高な生活コストの低減や様々な格差の是正など定住条件の整備を図ります。

また、自然災害対策として、生活環境の安定確保を維持するための公共施設等の機能強化を図ります。

ア 拠点都市機能の充実

本圏域に暮らす人々に一定規模の生活サービスや就業機会を提供している石垣市においては、ユニバーサルデザインの考えを積極的に取り入れた都市機能の充実・強化とともに、景観にも配慮した快適なまちづくり等を促進し、地域内の都市的利便性を一層高める魅力的な都市圏の形成を図ります。

石垣港では、防災機能の強化やエネルギーバースの整備を含めて交流拠点としての港湾機能の拡充を図るとともに、国際的な観光リゾート地としての基盤強化を図るため、海外からの大型旅客船に対応した岸壁等の整備を促進します。新石垣空港については、国際線の受入機能を強化するほか、国内外への路線拡充に向けた取組を図ります。また、住民の負担軽減に向けて、船賃及び航空運賃の低減化を図ります。

観光リゾート地としての魅力向上、交流人口の拡大を図るため、空港、港湾などの広域交通拠点と中心市街地、集落、観光地等を連結する石垣空港線などの幹線道路等及びそれらを補完する市町村道の整備を促進します。

中心市街地におけるにぎわい等の再生に向けて、教養文化施設、社会福祉施設等の中心市街地への再配置、空き地や空き店舗等の活用促進、高齢者等に対応した生活充実型サービスの充実等を促進します。また、御嶽や屋敷林、石垣、赤瓦など、本圏域ならではの景観資源を活用するとともに、無電柱化を推進し、快適で質の高い住環境の創出を図ります。

イ 圏域の特色を生かした産業の振興

(ア) 観光リゾート産業等の振興と産業イノベーションの推進

自然環境、景観、伝統文化など固有の地域資源を生かした地域の活性化に向けて、交流人口の拡大に取り組みます。このため、石西礁湖^{せきせいしょうこ}をはじめ世界有数といわれるサンゴ礁域や西表島の広大な原生林・マングローブ林など多様性に富んだ自然環境、地域内の歴史・文化資源、熱帯果樹などの農林水産物、住民のホスピタリティなど、様々な資源を活用した独自の観光スタイルの創出を促進します。

石垣市のトゥバラーマ大会等の民俗芸能イベントや石垣島トライアスロンなど島々の特性に応じた各種イベントの充実を促進します。

また、竹富島における昔ながらの美しい集落景観など、島々の特性や豊かな自然、伝統文化等を生かした周遊ルートの多様化を促進するとともに、グリーン・ツーリズムなどの体験・滞在型観光を推進します。

さらに、与那国島などでは、交流人口の拡大による自立的発展に向けた地域の活性化を推進するため、豊かな自然や歴史文化資源を活用し、釣りやダイビング、歴史探訪などの多様な取組を促進します。

あわせて、自然、文化等多様な魅力を有する離島地域を観光資源として積極的に活用するため、離島の多様で特色ある魅力を発信し、各離島への誘客を図るとともに、離島間の広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に関係機関と連携して取り組みます。

また、環境共生型観光地の形成を図るため、自然資源の利用ルールの策定や周知の徹底、環境に配慮した良質な観光メニューの開発・拡充・普及、環境負荷の低減を図る施設整備等により、持続的な観光地づくりを推進します。

さらに、新規航空会社の誘致や定期航空路線開設に向けたセールス活動の展開による航空路の充実、クルーズ船の誘致など近隣諸国等からの観光誘客活動を地域との連携により推進するとともに、観光地形成促進地域制度の活用による国内外からの観光客の増大に対応した民間施設の整備促進、国に対する出入国手続（C I Q）の円滑化の働きかけ、通訳案内サービスの向上等の受入体制の強化に取り組み、観光客の満足度向上に努めます。

また、産業高度化・事業革新促進地域制度（産業イノベーション制度）を活用し、製品の開発力や技術の向上及び豊富な農林水産物をはじめとした地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進します。加えて、情報通信産業振興地域制度や整備された

情報通信基盤を活用した情報通信関連企業の立地・高度化を促し、地域産業の更なる振興を図ります。また、地域産業の持続的な成長・発展に向け、地域資源等を活用した、産業振興をけん引する人材の育成等を推進します。

(イ) 農林水産業の振興

かんがい施設や区画整理等の生産基盤の整備を推進するとともに、既設施設の再編・更新を図り、農業用水の有効活用等を促進します。また、台風等気象災害から農作物被害を防ぐための防風林整備や赤土等流出問題の総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷の低減を図ります。

パインアップル、かぼちゃ、オクラ、熱帯性花き等の品目については、生産施設の整備、流通・販売体制の整備等を計画的に実施し、拠点産地の育成に重点的に取り組みます。

さとうきび、肉用牛等については、生産体制の強化及び資源循環型農業を推進します。特に、さとうきびについては、優良種苗の増殖普及、土づくり、土壌病害虫の防除等により生産性及び品質向上に努めるとともに、農地の利用集積による経営規模の拡大、農地所有適格法人・農作業受託組織等の育成・強化等を図ります。

周辺離島の含蜜糖生産については、農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援とあわせ、黒糖ブランドの確立、販路開拓や多用途利用等による需要拡大を図ります。

畜産業については、環境問題に配慮しつつ、子牛の拠点産地化、「石垣牛」等の肥育牛のブランド化を推進するとともに、食肉センターの整備等を図ります。

水源かん養、潮・風害防備等、森林の持つ多様な機能を維持発揮させる森林整備とあわせて、森林ツーリズム等による森林の多面的活用を図ります。

水産業については、マチ類などの近海魚介類の資源管理に努めるとともに、モズクやハタ類などのつくり育てる漁業の推進とブランド化による生産拡大を図ります。また、流通加工施設等の整備により流通機能の強化を図るとともに老朽化した漁港・漁場等生産基盤施設の維持更新を推進します。さらに、良好な漁場環境の保全、漁業秩序の維持・確保に取り組みます。

農山漁村地域においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業との連携や農林水産業の多面的機能の発揮を図ります。

ウ 生活圏の充実

(ア) 生活環境基盤等の整備

八重山圏域の自立的発展に向けた定住条件や経済活動に係る競争条件を改善するため、交通アクセス、救急医療等の確保や高度情報通信技術の利活用環境の形成等を図るとともに、地域資源の活用及び農山漁村の整備など生活圏の充実を図り、交流人口の拡大による活性化に取り組みます。

このため、安定的な水資源の開発及び水道施設の整備を促進し、水道水の安定供給を図るとともに、水道広域化を推進します。下水道等については、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽など、地域の実情に応じた効果的な污水处理施設整備等を促進します。廃棄物処理等については、一般廃棄物処理施設整備に係る市町村の負担軽減及び離島間や沖縄本島との連携による運搬ルートの合理化等に努めるとともに、産業廃棄物の処理については、処理困難物の効率的な処理体制の構築を図ります。

また、住民の生活を支える港湾、漁港及び開発保全航路の機能拡充を図るため、必要な整備等を推進するとともに、高齢化の進行に対応するため、ユニバーサルデザインの理念に基づく施設の整備に取り組みます。既存空港の更新整備・機能向上等を推進するほか、生活に必要な路線の確保、維持及び改善を図ります。住宅の安定供給については、地域特性に応じ、定住化等に向けた魅力ある居住環境の形成を図るため、公営住宅の整備等を重点的に推進します。

沖縄本島都市部等との情報格差の是正を図るため、情報通信基盤の高度化を図り、民放の受信環境を確保するとともに、教育、医療、福祉、防災などにおける情報通信技術の利活用の高度化を促進し、地域活性化に取り組みます。

自然災害等の防止のため、景観や生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設や防風・防潮林等の整備を推進します。

また、自然災害等発生時における応急対応のため、防災情報システムの整備を図るとともに防災行政無線をはじめ多様なメディアの活用や報道機関等と連携した情報提供体制の整備を推進します。また、高齢者等の災害時要援護者を対象とする避難体制の整備等による地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の結成促進や地域防災リーダー等の人材育成を推進するとともに、災害時におけるボランティアの受入体制の整備等を促進します。

(イ) 保健医療・福祉関連機能の充実

救急・高度医療サービスの提供に向け、中核的医療機能を担う県立八重山病院における医師及び看護師等の安定的な確保を図ります。慢性的に不足している診療所医師等についても、圏域内自治体との連携による安定的な確保に努めるとともに、巡回診療の確保を図ります。また、診療所と県立八重山病院及び沖縄本島医療機関とのネットワーク化の推進、遠隔医療など高度な情報通信技術の医療分野への活用を促進し、医療体制の充実を図ります。さらに、県立八重山病院の施設・設備の整備等を図るとともに、診療所の設備等の計画的な整備・更新を促進します。

子どもから高齢者、障害者まで誰もが安心して暮らし、活動できる生活環境の形成に向け、福祉サービス等の基盤及び活動拠点の計画的な整備を推進します。また、総合的・一体的な保健・福祉サービスの充実に取り組むとともに、専門的福祉従事者の養成・確保を図ります。

(ウ) 公平な教育機会の確保等

本圏域には石垣島を除いて高等学校がないため、島内の児童は中学校卒業とともに親元を離れ、石垣島や沖縄本島等の高等学校等へ進学しています。また、高等教育機関や公共職業訓練等が充実していないこともあり、若年層の流出が続いています。

このため、各種教育機会の確保を図り、専修学校等の整備促進や職業訓練等の充実に取り組みます。また、高度な情報通信技術を活用した教育サービスの充実を促進するとともに、高等学校等への進学に伴う家庭の経済的負担軽減等に努めます。

エ 環境共生型社会の構築

島しょ地域である本圏域では、環境負荷に対して脆弱な構造を有していることから、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等を推進するとともに、地域実情を踏まえた廃棄物の効率的な処理を促進します。

また、公共下水道、集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の普及等を図るとともに、雨水、再生水等の水資源の有効利用を推進します。

さらに、環境保全型農業、太陽光発電、風力発電、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、マイクログリッド実証事業など諸施策を先駆的に取り組み、資源循環型社会の形成を図ります。

サンゴ礁生態系を保全するため、オニヒトデの集中的な駆除等を実施するほか、赤

土等流出など陸域からの環境負荷対策に取り組めます。

また、西表島地域の世界自然遺産への登録に向けて、国、県、町、地元の関係団体の連携により、遺産価値を維持管理する仕組みの構築、地域住民への遺産価値の理解の浸透を図るなど自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動を促進します。

オ 国際交流等の推進

国際的な相互理解の促進を図るため、台湾等との民俗芸能、伝統工芸、修学旅行などの文化交流等を促進します。さらに、多言語を用いた案内板表示や特産品等表示、情報通信技術を活用した観光・公共交通情報等の多言語配信などを促進しつつ、圏域内の周遊をサポートする体制整備を図ります。

第6章 計画の効果的な実現

本章では、沖縄振興特別措置法と本計画との関係、実施計画の策定、計画の進捗管理、効率的で効果的な県政の推進など、計画の実現に向けた県の基本姿勢を明らかにしています。

1 沖縄振興特別措置法と本計画の関係

本計画は、沖縄21世紀ビジョンで県民とともに描いた将来像の実現を目指し、県が主体的に策定した計画です。しかしながら、沖縄の特殊事情に由来する課題の克服を目指す施策分野、すなわち、国の責任において取り組まれる施策や国の支援を得ながら県や市町村によって推進されるべき施策を包含しています。また、アジアのダイナミズムが沸騰する中、日本経済の牽引力としての沖縄の可能性を顕在化させる施策を包含しています。

このような施策の展開を強く後押しする法律として、沖縄振興特別措置法が改正されました。同法では、内閣総理大臣が定めた沖縄振興基本方針に基づき県知事が策定する沖縄振興計画として本計画を位置付け、計画の策定主体を国から県に移行しているほか、沖縄県が自主的な選択に基づき活用できる新たな交付金制度も創設され、沖縄の主体性の更なる発揮ときめ細かな施策展開を可能としています。

さらに、沖縄の特殊事情を踏まえ、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現はもとより日本全体の発展につながり得る各種制度や財源確保等に関する項目を盛り込み、計画の実効性を確保しています。

2 計画の実施方法等

(1) 実施計画の策定

本計画の着実な推進を図るため、計画に位置付けた基本施策を具体化する実施計画を策定します。

実施計画は5年ごとに策定し、本計画の施策体系に沿って沖縄県の取り組む内容等を明らかにするとともに、施策効果等を検証するための課題、指標等を設定します。

また、特定の分野における施策展開等を明らかにする個別計画については、基本計画で示す基本方向や基本施策に沿って策定します。

(2) 計画の進捗管理等

めまぐるしく変化する社会経済情勢等の中で、沖縄県が時代変化に的確に対応し、沖縄21世紀ビジョンの実現を確かなものとするためには、施策の進捗状況や効果を随時検証し、必要に応じて計画の改定を行う必要があります。

このことを念頭におき、計画で設定した指標の達成状況を中心に、施策等の点検・評価を全庁的に行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行います。

このような企画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを確立し、計画の効果的な推進を図ります。

また、中間地点である5年目を目途に、行政評価等の結果を踏まえた基本計画及び実施計画の評価を実施し、必要に応じて基本計画の改定や後期の実施計画に反映させるとともに、基本計画後半において最終評価を実施し、計画の総括を行います。

また、国からの事務権限の移譲など、大きな状況変化がある場合には適時的確に見直します。

(3) 効率的で効果的な県政の推進

厳しさを増す行財政環境にあって、県民満足度の高い行政サービスを迅速かつ適切に提供するためには、より一層の行財政改革を進めていく必要があります。

このため、県は、限りある行政資源の有効活用に向け、「選択と集中」を基本として、財源の効率的かつ重点的な配分に努めるとともに、沖縄21世紀ビジョンの実現に資する簡素で効率的な行政体制の整備や職員の政策形成能力の向上を図るなど、効率的で効果的な県政運営に努めます。

ア 持続力ある財政基盤の確立

本計画で掲げた施策を着実に推進するとともに、将来の世代に過大な負担を残さないようにするためには、歳入と歳出のバランスがとれた持続力ある財政基盤を確立することが不可欠です。

このため、中長期的な観点から安定的な税源を涵養するための産業振興策に重点的に取り組む一方で、事務事業の見直しや資産の有効活用などにより、歳入に見合

った歳出規模への転換を図るなど、歳入・歳出両面の改革を進めていきます。

また、県民に対してわかりやすく財政状況の情報を開示し、引き続き県債の新規発行額の抑制や、基金残高の確保に努めるほか、公営企業の経営健全化に取り組むなど、持続力のある財政基盤の確立に向けた取組を推進します。

イ 役割分担の明確化と協働体制の構築

国から地方への権限移譲等が進展する中で、県の役割と責任を明確にするとともに、行政運営に対する県民理解の促進や透明性の確保等に努めます。

このため、本計画の推進に当たっては、沖縄県と国、市町村との適切な役割分担のもと、県民、民間企業、団体、NPO、住民組織等、多様な担い手の主体性や自発性、能力や特性が発揮できる仕組みづくりを推進するほか、各主体間で相互に連携・補完しあいながら県民共通の課題を社会全体で共有し、解決する体制づくりを目指します。

また、県民のニーズに対応した質の高いサービスを効率的に提供するために、これまで県が行ってきた業務のうち、民間の専門知識やノウハウなどを活用した方が効率的でよりよいサービスが提供できるものについては、アウトソーシングを推進するなど企業などの民間活力の積極的な活用を図ります。

あわせて、県民の積極的な参画と協働の取組を促進するため、県政情報を広く県民に発信するとともに、県民の多様な意見や要望等を把握し、県民と行政の信頼関係の構築に努めます。

ウ 職員と行政組織の活性化

本計画を推進していくためには、まず職員全員が計画の意義・目的を理解し、必要性及び重要性について共通の認識を持つことが重要です。

このため、前例を検証し、行政ニーズを的確に把握するとともに、自由な発想でよりよい県民サービスの向上につながる効果的な施策・事業を企画立案する能力及び問題解決能力を備えた人材の育成に取り組みます。

さらに、新たな課題や組織横断的な課題に迅速かつ的確に対応できるよう、効率的な組織の構築を図るとともに、定員の適正管理と適材適所の職員配置を行います。